

(案)

政 委 第 号
平成 19 年 12 月 日

行政改革推進本部長

内閣総理大臣 福 田 康 夫 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 大 橋 洋 治

「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成 19 年度に
得ることとされた独立行政法人の見直し案に対し意見を求めることに
ついて」に対する意見

平成 19 年 12 月 23 日付け閣行本第 52 号をもって意見を求められた件について、
下記のとおり意見を申し述べる。

記

平成 19 年度に見直しの結論を得ることとされた 35 の独立行政法人について、平
成 19 年 12 月 23 日付け閣行本第 52 号により当委員会に示された主務大臣の見直し
案については、いずれも「平成 19 年度に見直しの結論を得ることとされた独立行
政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成 19 年 12
月 11 日付け政委第 27 号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知及び平成 19
年 12 月 21 日付け政委第 29 号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知。以
下「勧告の方向性」という。)におおむね沿っているものとする。

今後、見直しの具体化に向け、法制上の措置を講ずる場合や新中期目標及び新中
期計画の策定等に当たっても、勧告の方向性の趣旨を最大限いかしていただくこと
もに、中期目標期間中に達成すべき水準をできる限り定量的・具体的に定めた中期
目標及び中期計画としていただくことを要請する。

なお、当委員会としては、各主務大臣、各独立行政法人及び各府省独立行政法人
評価委員会における今後の取組を注視し、必要な場合には、中期目標期間終了時に
独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)に基づく勧告を行うとともに、行
政改革推進本部に報告を行うこととする。



閣行本第52号

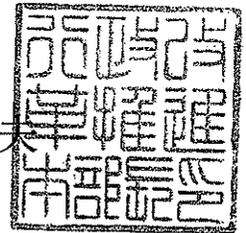
平成19年12月23日

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 大橋 洋治 殿

行政改革推進本部長

内閣総理大臣 福田 康夫



中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成19年度に得ることとされた独立行政法人の見直し案に対し意見を求めることについて

中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成19年度に得ることとされた35の独立行政法人に係る各主務大臣の見直し案に対して、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）等に基づき、意見を求める。



(別添)

独立行政法人国民生活センター等35の独立行政法人の組織・業務全般についての主務大臣の見直し案

(目次)

内閣府

独立行政法人国民生活センター	1
独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構	4

総務省

独立行政法人統計センター	7
独立行政法人平和祈念事業特別基金	9

財務省

独立行政法人造幣局	11
独立行政法人国立印刷局	22
独立行政法人通関情報処理センター	33
独立行政法人日本万国博覧会記念機構	36

文部科学省

独立行政法人理化学研究所	39
独立行政法人宇宙航空研究開発機構	42
独立行政法人日本スポーツ振興センター	45
独立行政法人日本芸術文化振興会	48
独立行政法人海洋研究開発機構	51
独立行政法人国立高等専門学校機構	54
独立行政法人大学評価・学位授与機構	56
独立行政法人メディア教育開発センター	59

厚生労働省

独立行政法人勤労者退職金共済機構	60
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構	68
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	74
独立行政法人労働者健康福祉機構	76
独立行政法人国立病院機構	82
独立行政法人医薬品医療機器総合機構	86

農林水産省・財務省

独立行政法人農畜産業振興機構	89
独立行政法人農業者年金基金	94
独立行政法人緑資源機構	97

経済産業省

独立行政法人日本貿易保険	100
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	107
独立行政法人中小企業基盤整備機構	120

国土交通省

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	129
独立行政法人国際観光振興機構	133
独立行政法人水資源機構	137
独立行政法人空港周辺整備機構	142
独立行政法人海上災害防止センター	146
独立行政法人都市再生機構	148

環境省

独立行政法人環境再生保全機構	155
----------------	-----

独立行政法人国民生活センターの組織・業務の見直し案

平成19年12月21日

内閣府

「勸告の方向性」を踏まえて、独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務運営の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の削減や国民負担の軽減を図る観点から、次期中期目標期間（平成20年度から24年度）において、以下の見直しを行うこととする。

第1 情報分析事業の見直し

警戒すべき情報を早期に発見し、迅速な提供が行えるようにするために業務の在り方を見直し、可能なものから早急を実施する。全国消費生活情報ネットワーク・システム（パイオネット）を刷新し、苦情相談情報の収集期間の短縮と分析能力の向上を図る。パイオネットシステムの設計に当たっては、業務体系を再構築した上で行うこととする。また、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、「早期警戒指標」を整備し、消費者や関係省庁、関係独立行政法人、地方消費生活センター等の関係機関等への迅速な情報提供を行う。

事故情報データバンク等を整備し、インターネットを活用する等、広範囲の消費者被害情報を収集するとともに、情報分析能力を強化し、消費者啓発を充実する。

第2 相談事業の見直し

消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然防止のために、裁判外紛争解決制度の整備については、民間裁判外紛争解決機関の発展を阻害しないこと、法的効果の付与の必要性、国民生活センターが対象とする紛争の範囲等について十分に検討することとする。

消費者相談業務について、直接相談を実施しつつ、地方消費生活センターからの経由相談の解決能力の向上を図ることとする。

第3 商品テスト事業

我が国全体として必要な商品テストが確実かつ効率的に実施されるよう、消費者の生活実態に則して必要な商品テストを行うとともに、関係機関との連携強化、外部化を進

め、企画立案業務を強化する。国民生活センターは、中核的機関として、商品テストの実施機関、実施状況等の情報を全国的に収集し、提供する役割を積極的に果たす。

第4 教育研修事業

消費生活専門相談員資格認定制度について、資格更新時に研修を受講させるなど制度の本来の趣旨・目的を踏まえた見直しを行う。

研修施設・宿泊施設等の相模原事務所の企画・管理・運營業務について民間競争入札を実施し、企業・消費者向けの教育・研修事業については官民競争入札を実施する。

地方消費生活センターの相談処理能力を高めるため、消費生活相談員と地方公共団体の職員への研修に重点を置き、その充実を図る。

第5 国民生活センターの在り方の検討

消費者・生活者の視点に立った行政への転換を進めていくなかで、国民生活センターが、消費者問題全体に取り組む中心的な存在となるよう、今後の在り方について、国民生活審議会の意見も聞きつつ平成19年度内に検討する。

また、パイオネットの最適化の検討にあわせて、国民生活センターが担う情報の収集・分析、相談、商品テスト等の業務全般に関し、関係機関との役割分担・連携等の具体的な方策について、内閣府が中心・中核となって関係省庁等と十分に協議し、関係者間で双方向に情報を交換することにより関係者が必要な情報を共有し、適切な役割分担の下で、それぞれの役割を有機的に果たさせるための情報及び組織のネットワークを確立する。

第6 保有資産の見直し

相模原事務所については、行政機関、大学、消費者団体等による積極的な利用促進を図るとともに、施設の運営について、民間競争入札の対象とし、有効活用を図る。

東京事務所において実施する業務を精査しつつ、移転を含め、その在り方を検討する。

第7 業務全般に関する見直し

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの実績を踏まえ、同等程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、人件費の削減について引き続き着実に実施するとともに、「経済財政改革と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。

また、給与水準について以下のような観点から検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 事務所の所在地における地域手当が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 国民生活センターが策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう、要請するものとする。

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の組織・業務の見直し案

平成19年12月21日

内閣府

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構（以下「沖縄科学技術研究基盤整備機構」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 大学院大学の設置準備の着実な実施

沖縄科学技術研究基盤整備機構の主要業務である大学院大学の設置準備に関し、その着実な実施を図るため、設置準備業務の体制の整備を行い、教育研究分野等の大学院大学の在り方等について早急に具体化を図るものとする。その上で、大学院大学の設置に向けた諸準備を着実に進めることとし、次期中期目標・中期計画においては、開学までに必要な①大学院大学の教育課程、研究・教育組織、組織規程等の検討、②開学時に必要な主任研究者の採用、③研究施設等大学院大学施設の整備等の準備活動について、具体的かつ明確な目標を示すとともに、毎年度具体的かつ明確な計画を策定しその進捗状況の検証を行うものとする。

2 世界最高水準の大学院大学に相応しい研究活動の実施

世界最高水準の大学院大学を開学することが使命であることにかんがみ、これにふさわしい研究者を確保するための研究者の採用基準を明確にするものとする。また、研究の成果について、使命に照らし十分な成果が上がっているかとの観点から、厳格な評価を行うものとする。

3 資産の有効活用

沖縄科学技術研究基盤整備機構の本部等として利用としているシーサイドハウスについて、有効な資産活用が行われるよう引き続き検討を行うものとする。

第2 給与水準の適正化等

沖縄科学技術研究基盤整備機構の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で145.3となっており、国家公務員の水準を上回っている。これは、発足当初より、任期付き職員等の活用により組織のスリム化に努めつつ、定年制職員は専ら基幹となる職員を中心に充ててきたという事情等によるものであるが、引き続き給与水準の適正化に努めるとともに、以下のような観点からの検証を行い、給与水準の見直しが必要であると評価された場合には、評価結果を踏まえて必要な措置を講ずるとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ 業務内容が給与水準に見合ったものとなっているか。

第3 自己収入の増加

外部研究資金を獲得し、自己収入を増大させるためのインセンティブ制度の導入や事務局による研究者のサポート等の具体的な取組について検討を行うとともに、これに係る具体的な目標を設定するものとする。

第4 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 内部統制・ガバナンス強化

世界最高水準の大学院大学の設置のため、業務内容及び運営体制が高度に国際的なものとなっているなか、独立行政法人としての適切かつ効率的な運営を確保するため、引き続き、コンプライアンス体制の整備等、内部統制・ガバナンスの充実を図る。

2 効率化目標の設定

管理運営業務に係る効率化について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から明確な目標を設定するものとする。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 沖縄科学技術研究基盤整備機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

「独立行政法人統計センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」
における指摘事項を踏まえた見直し案

平成 19 年 12 月 20 日
総 務 省

独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）の主要な事務及び事業については、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の見直しを行い、1) 国として不可欠な統計作成の確実かつ効率的な実施、2) 新統計法の下での新たな業務ニーズへの対応、3) 共通基盤の提供による政府統計全体の効率化等への貢献など、政府統計の中核的機関としての役割を果たしていくものとする。

第 1 効率かつ効果的な組織運営

統計センターの組織運営については、業務の再編成・高度化を図るため、以下の措置を講ずることにより、統計データの品質確保を図りつつ、徹底したスリム化・低コスト化を行うものとする。

- ① 各調査別・各工程別（受付、符号格付等）に業務量及びコストの現状を把握・分析するとともに、当該分析を踏まえ、次期中期目標期間中の経費・要員の具体的な効率化目標を設定する。
- ② 大規模周期調査の符号格付業務についての官民競争入札等の導入などの民間開放等を積極的に推進する。

第 2 受託製表業務の業務運営

受託製表業務については、本来統計センターが担うこととされている国勢の基本に関する統計調査の製表業務を圧迫しない範囲内で実施するものとする。その際、コスト管理を徹底するものとする。

第 3 製表等の技術研究の重点化等

製表等の技術研究については、より効率的に業務運営を行う観点から、次期中期目標期間中は、符号格付業務の自動化の研究及び未回答事項の機械的な補完方法の研究に重点化するものとする。その際、できる限り具体的かつ定量的な研究成果の目標等を設定し、その達成度の評価に基づき着実な技術研究の遂行を図るものとする。

第 4 非公務員による事務及び事業の実施

統計センターの事務及び事業については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）第 52 条の規定の趣旨を踏

まえ、統計法（平成 19 年法律第 53 号）の全面施行に合わせ平成 21 年度から非公務員が担うものとする。

なお、その際、統計センターの業務運営や人事運用について、現在と同様、公的統計の適切かつ確実な整備及び円滑な提供に資するよう、十分に留意するものとする。

第 5 その他の業務全般に関する見直し

上記第 1 から第 4 までに加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）等に基づく平成 18 年度からの 5 年間で 5 % 以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を 23 年度まで継続するものとする。

また、統計センターの給与水準について 以下のような観点からの検証を行い、これを踏まえた適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ② その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 統計センターが策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請する

「独立行政法人平和祈念事業特別基金の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成 19 年 12 月 20 日

総 務 省

独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「平和祈念事業特別基金」という。）は、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成 18 年法律第 119 号）に基づき、平成 22 年 9 月 30 日までに廃止することとされている。一方で、政府・与党合意（平成 17 年 8 月 4 日）において、「資料等の記録・保存、戦後強制抑留に係る慰霊等の事業、慰霊碑の維持管理に必要な経費については、国において措置」することとされている。これらを踏まえ、以下の方向で見直しを行うものとする。

第 1 平和祈念事業特別基金の廃止に向けた取組

次期中期目標期間における各事業については、本法人廃止までの間、着実かつ効率的・効果的な実施を図るとともに、関係者の理解を得つつ、国への円滑な移行等のための準備作業を適切に進めるものとする。その際、今後多角的な観点から行うことが予定されている本法人廃止後の資料等の記録・保存の在り方等についての検討状況を踏まえ、適時適切に目標管理を行うものとする。

第 2 その他の業務全般に関する見直し

上記第 1 に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）等に基づく平成 18 年度からの 5 年間で 5%以上を基

本とする削減について、引き続き着実に実施するものとする。

また、平和祈念事業特別基金の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で114.6となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 国からの出向者の割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 平和祈念事業特別基金が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

独立行政法人造幣局の組織・業務全般の見直し案について

平成19年12月23日

財 務 省

I. 造幣局の使命

通貨は経済活動・国民生活の基盤である。独立行政法人造幣局（以下「造幣局」という。）の最大の使命は、経済取引の基礎を成し、国民生活に不可欠である貨幣について、様式の検討、偽造防止技術の開発、海外当局との情報交換、国民の信頼を維持するために必要な情報の提供等を行うなど、財務省と一体として通貨行政を担いつつ、高度な偽造防止技術及び徹底した製造管理体制をもって、国民経済にとって必要十分な量を安定的かつ確実に製造することによって、経済活動・国民生活の安定に寄与することである。

また、造幣局は、国家・公共に対する功労者、社会の各分野における優れた行為者を顕彰するため、その榮譽にふさわしい品格を備えた勲章、褒章等を確実に製造するとともに、貴金属取引の安全を保証し、消費者の保護を図るべく、品位の証明を正確に行うという使命も有している。

造幣局は、近代国家として通貨制度の確立を図るため、明治4年に大蔵省造幣寮として開設され、以来、130年余にわたり、このような使命を一体のものとして果たしてきた。このことは、特定独立行政法人として業務運営を行っている現在においても全く変わるものではない。今後とも、これらの使命を確実に達成し、我が国の経済の発展と国民生活の安定に一層貢献するものとする。

II. 造幣局の現状に関する基本認識

現在、我が国における貨幣の偽造の発生状況は、諸外国と比較して低水準な状況ではあるが、加工した韓国ウォン貨が大量に流通したことから、これに対

応するために7年前に新500円貨の発行（以下「改鑄」という。）を行った。また、その後、精巧な偽500円貨が大量に発見されたことから、これに対応するため、2年前から継続して500円貨のクリーン化策を実施している。このように、我が国の貨幣についても、偽造問題は引き続き深刻な問題となっている。

このような状況を踏まえ、造幣局においては、真偽鑑定の実施、緊急改鑄への対応も想定しつつ、通貨関係当局等との全面的な協力体制を整えるとともに、次期改鑄に向けた様式の検討に備え、国際的な貨幣に関する動向の調査、海外当局との情報交換、偽造防止技術の開発、国内外に通用する卓越したデザインの検討等を積極的に行う必要がある。通貨は経済活動・国民生活の基盤であり、造幣局については、引き続き、特定独立行政法人として万全の体制を堅持し、財務省と一体として以上の課題や安定的な製造に取り組んでいく必要がある。

また、記念貨幣については、昭和39年にオリンピック東京大会を記念して、千円銀貨、百円銀貨が初めて発行された。その後、昭和61年には、天皇陛下御在位60年を記念して金貨が発行されている。この44年間を見ると、皇室の御慶事やオリンピックなどの国際的行事の開催等に際し、28テーマ51種類の記念貨幣が発行された。平成14年4月の国会において、財務大臣より、国家的な記念事業として発行するに相応しいテーマがある場合には、弾力的な発行を行いたい旨の意向が示されており、本年11月14日、地方自治法施行60周年を記念し、47都道府県毎の図柄による記念貨幣を平成20年度から順次発行することについて公表が行われた。造幣局においては、コストを確実に削減しつつ、国家的な記念事業に相応しい高品質な記念貨幣を、確実に製造するものとする。

貨幣の販売については、造幣局の独立行政法人化後、購入者としての国民の要望に応え、貨幣セットの種類及びクレジット決済やコンビニエンスストアでの支払いなど代金支払方法の多様化などを図ってきているところであるが、引き続き、国内外の購入者の利便性の向上を図るよう、販売方法を多様化し、記念貨幣等への需要に応じていくことが求められている。

勲章、褒章等に関しては14年8月、栄典制度の改革が行われ、勲章については、功勞の区分を6段階に整理するとともに、幅広い分野にわたる受賞者数の増加に努めることとされたため、15年度には受注製造数量が増加し、現在も同水準で推移しており、引き続き高品質で均一的な製造が求められている。

貴金属の品位証明業務については、ブランドやファッション性重視の指向などから同事業の受注量が減少しており、この傾向は今後も続くと思込まれる。

一方、中小零細の貴金属製品製造・販売業者からは公的機関による証明が必要であるとして求められているものであることから、これらの公共的な要請に応えていくことが求められている。

Ⅲ. 造幣局の果たすべき役割

1. 通貨行政への参画

(1) 貨幣の動向に関する調査と貨幣に関する企画

造幣局は、内外における貨幣の動向について調査を行うとともに、加工技術の向上や物価状況等の社会経済情勢の変化を見据え、貨幣の種類、様式等に関する改善について、偽造防止や使いやすさの確保に加え、目の不自由な人のための製品仕様、製造時の環境への影響、国内外において通用する卓越したデザイン等、国の政策的な観点から必要とされる特性も考慮の上、財務省とも連携しつつ、不断に検討を行うものとする。

このうち、貨幣の動向についての調査にあたっては、貨幣の流通に関する変化を踏まえた効率的・効果的な貨幣流通システムのあり方、汚損・磨耗等の状況を踏まえた市中流通貨の引揚と新貨発行のあり方、近年急速に普及している電子マネーの動向と貨幣需要への影響、金属市場の動向等についても、海外の動向も含めて対象とし、業務に反映させていくことが必要である。

また、記念貨幣に関しては、記念事業の性格に対応した素材、品位、量目、様式の検討、国家的な記念事業に相応しい卓越したデザイン、効率化と合理的コスト管理に基づく適切な価格設定、国内外の購入者の需要に対応した販

売方法、記念対象となる事業の時期を踏まえた迅速・確実な製造等、そのあり方について、調査・検討を行うものとする。

(2) 偽造防止技術等の効率的かつ効果的な研究開発等

造幣局は、貨幣について、第1期中期目標期間に策定した調査及び研究開発の基本計画について、財務省とも連携しつつ、その成果やIT技術の進展等を踏まえた改定を行うものとする。

基本計画においては、費用対効果を十分勘案のうえ、民間からの技術導入、国内外の研究交流や会議への参加などを含め、独自の偽造防止技術の維持・向上や製造工程の効率化を図ることとし、これを確実に実施するものとする。

研究開発については、事前、中間、事後の評価を更に徹底するとともに、その結果に基づき計画の必要な見直しを行うものとする。

(3) 海外当局との情報交換、通貨の真偽鑑定等

国際的な広がりを見せる通貨偽造に対抗していくため、財務省と一体として、内外の通貨関係当局及び捜査当局等と積極的に情報交換を行い、偽造の抑止を図る。通貨偽造事件に際しては、迅速・確実に内外当局等と協力して真偽鑑定を実施できるような体制を整備するとともに、緊急改鑄への対応も想定しつつ、内外当局等との全面的な協力体制を整えるものとする。

(4) 貨幣の信頼の維持等に必要な情報の提供

貨幣への信頼維持のためには、貨幣の特徴など、貨幣に係る情報が国民にわかりやすく提供されるとともに、必要に応じて現金取扱機器の製造業者等に対し機密保持に配慮したうえでの確かな情報が提供される必要がある。

このため、造幣局は、通貨関係当局と連携し、これらに必要な情報を提供するものとする。

(5) 国際対応の強化

上記のような国際的な課題に対応し、積極的な国際協力を行うことなどにより、通貨行政や貨幣の製造等について国際的な水準を維持していくものと

する。

(6) デザイン力の強化

貨幣のデザインは貨幣の最も重要な要素の一つであり、特に、記念貨幣については、国家的な記念事業に相応しい卓越したデザインが求められる。通貨に対する信頼や我が国のイメージの向上につながるよう、デザイン力の強化に努めることとする。

2. 貨幣の製造等

(1) 貨幣の製造

造幣局は、①製造量の減少にも対応し得る製造体制の合理化、効率化を図りつつ、財務大臣の定める貨幣製造計画を確実に達成すること、②緊急の場合を含め当初予見し難い製造数量の増減などによる製造計画の変更にも対応できる柔軟で機動的な製造体制を構築すること、③効率的に高品質で純正画一な貨幣を製造すべく製造工程における損率の改善に努めると共に品質検査を徹底すること、④局内横断的にコスト管理の適正化に努め、コストの抑制を図ること、⑤環境問題への適切な対応に努めることが求められる。

製造等にあたっては、国家機密としての性格を有する偽造防止技術について、カウンターインテリジェンス的な観点も含めた情報管理を徹底するものとする。

(注) 損率とは、製造工程中の投入重量に対する減少重量の比率をいう。

(2) 貨幣の販売

造幣局は、引き続き、①購入者としての国民の要望に応えるため、貨幣セットの種類及び代金支払方法の多様化を図るなど、国民へのサービスの拡充に努めること、②海外での販路・販売量の拡大に一層努めるとともに、店頭販売のあり方について検討を進めること、③販売にあたっては、採算性の確保を図ることとする。

(注) 貨幣セットとは、未使用の貨幣を容器に組み入れ、造幣局が販売するものをいう。

造幣局は、貨幣セットが国民の要望に込えているかを測定する指標として、貨幣セットの購入者に対し、満足度調査を実施し、その結果を代金支払方法の改善等のサービス向上に活かすものとする。

また、記念貨幣の販売については、地方自治法施行 60 周年を記念し、47 都道府県毎の図柄による記念貨幣を、記念切手とも連携しつつ、平成 20 年度から順次発行するという新たな取組が行われる。その記念事業としての性格も踏まえ、購入希望者の公平性に配慮しつつ、販売のあり方の多様化について検討を行っていくものとする。

(3) 地金の保管等

造幣局は、財務大臣から委託された地金の保管業務を確実に実施するものとする。

3. 勲章等の製造等

(1) 勲章等及び金属工芸品の製造等

造幣局は、勲章等及び金属工芸品について、採算性の確保に向け効率化を図りつつ、製造に係る高度な技術の維持・向上に努めるとともに、確実に製造を行うものとする。また、金属工芸品については、偽造防止技術の維持・向上に繋がる製品の製造に注力するとともに、海外での販売について積極的に取り組むものとする。

(注)「勲章等」とは、勲章、褒章、賜杯、記章及び極印をいう。

(2) 貴金属の品位証明・地金及び鋳物の分析業務

貴金属の品位証明の業務については、採算性を確保したうえで、消費者保護や貴金属取引の安定に寄与するものとする。

地金及び鋳物の分析業務については、取引において双方の分析が異なる場合に第三者機関として実施する審判分析等を通じ、公共的な役割を果たすものとする。

IV. 業務運営の効率化に関する事項

特定独立行政法人として業務を行っていることを踏まえ、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、経費縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

1. 事務及び事業の見直し

(1) 貨幣製造業務等の経費の縮減に向けた取組

今般の造幣局の事務及び事業の見直しを踏まえ、次期中期目標等においては、経費削減の程度及び経営上の判断に必要な指標を設定するものとする。また、偽造防止上の問題点や受注条件に影響を及ぼさないよう配意しつつ、造幣局の評価に当たり必要なデータについては、同法人の評価を行う機関に対し提供するものとする。

さらに、次期中期目標期間においては、業務の効率化を図り、経費の縮減に取り組む中で、以下の措置を講ずるものとする。

① 貨幣及び勲章類製造業務の経費の縮減に向けた取組

貨幣及び勲章類製造業務については、偽造防止・品質維持等の優先課題に十分留意の上、業務の効率化につながる場合には、外部委託を推進するものとする。

② 貨幣及び勲章類以外の製造業務等の経費の縮減に向けた取組

貨幣及び勲章類以外の製造業務については、偽造防止技術を始めとする貨幣製造技術の維持・向上のために行っているものと位置付け、このために必要な範囲内において行うものとし、一般向け商品である金・銀盃及び装身具の製造からは撤退するものとする。

また、貨幣及び勲章類以外の製造業務について、偽造防止・品質維持等の優先課題に十分留意の上、業務の効率化につながる場合には、外部委託を推進するものとする。

さらに、貨幣セット販売に関する業務については、事務・事業の質の維持や、効率性、コスト削減、民間ノウハウの活用等の観点を踏まえつつ、民間競争入札も含めた競争入札を行う対象・内容等について検討するものとする。

(2) 品位証明業務等の収支相償に向けた取組

貴金属の品位証明業務については、平成20年度までの収支相償を目標として、業務の抜本的な改善策を内容とするアクションプログラムを着実に実行するものとする。

また、地金及び鉱物の分析業務についても、アクションプログラムを策定の上、収支改善を含む業務の抜本的な改善を図るものとする。

次期中期目標期間においては、これらのアクションプログラムに基づき、収支相償を図るものとする。

2. 組織の見直し

(1) 工場の業務の効率化及び生産性の向上に向けた取組

事務及び事業の見直しの結果、経費削減の程度及び経営上の判断に必要な指標を設定するものとしたことから、次期中期目標等においては、製造需要予測、製造体制、施設・設備、配置人員等を踏まえた工場の経費削減等の具体的目標を設定し、業務の効率化及び生産性の向上を図るものとする。

また、財務省の独立行政法人評価委員会において、これらの目標の達成状況について、毎年度、分析、検討及び評価を厳格に実施するものとする。

東京支局については、豊島区の存置の意向等を踏まえつつ、国の資産債務改革、土地の機会費用等の観点から、更なる有効活用の可能性について検討するものとする。

(2) 人員の削減

① 総人員数の削減

次期中期目標期間においては、総人員数削減に積極的に取り組むものとし、平成17年度末を基準として、平成18年度からの5年間の削減率が10%以上となるよう取り組むものとする。

② 間接部門の人員数の削減

本局及び支局における間接部門については、事務処理の効率化等の一層の促進

により、次期中期目標期間において、総人員数の削減率を上回る削減を図るものとする。

(3) 保養所の廃止等

① 保養所の廃止

職員の福利厚生事業の一環として保有している保養所については、次期中期目標期間中に段階的に廃止するものとする。

② 職員宿舎の廃止・集約化

職員宿舎については、次期中期目標期間中に必要戸数を精査しつつ、建設後の経年劣化も踏まえ、職員宿舎の廃止・集約化に係る計画を策定し、可能なものから、廃止・集約するものとする。

③ 庁舎分室の有効活用

職員の出張及び研修時の宿泊用施設として保有している庁舎分室のうち、東京支局大塚寮については、次期中期目標期間中に、旅費規程上の宿泊料を支給すること等による廃止の可能性について検討するものとする。

3. 保有資産の見直し

(1) 遊休資産の処分

造幣局が保有する資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、上記2. 組織の見直しの結果、遊休資産が生ずる場合、当該遊休資産について、将来の事業再編や経営戦略上必要となるものを除き、処分を行うものとする。

(2) 保有資産の見直し等による国庫返納

上記2. 組織の見直し及び3. 保有資産の見直しにより、今後10年間を目途として財政再建に資する国庫への貢献を行うものとする。

4. コンプライアンスの確保

造幣局は、社会・経済活動において重要な通貨を製造している法人であることから、

職員に対するコンプライアンスに関する研修の実施、監事による監査体制の強化等、コンプライアンスの確保に一層積極的に取り組むものとする。

5. その他の業務全般に関する見直し

上記1. から4. に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

(1) 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

(2) 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。

また、造幣局の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で95.4となっているが、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを踏まえた適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ② その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

(3) 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 造幣局が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとと

もに、その取組状況を公表すること。

- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

独立行政法人国立印刷局の組織・業務全般の見直し案について

平成19年12月23日

財 務 省

I. 国立印刷局の使命

通貨は経済活動・国民生活の基盤である。独立行政法人国立印刷局（以下「国立印刷局」という。）の最大の使命は、国の通貨制度の根幹をなし、一切の経済取引に無制限に通用する強制力を持った日本銀行券（以下「銀行券」という。）について、様式の検討、海外当局との情報交換、国民の信頼を維持するために必要な情報の提供等を行うなど、財務省と一体として通貨行政を担いつつ、高度な偽造防止技術及び徹底した製造管理体制をもって、国民経済にとって必要十分な量を安定的かつ確実に製造することによって、経済活動・国民生活の安定に寄与することである。

旅券・印紙その他の国として偽造抵抗力を必要とする製品についても、高度な偽造防止技術を維持しつつ、安定的かつ確実に製造することによって、経済活動・国民生活及び国家の安全に寄与する使命がある。

また、国立印刷局は、国が発行する唯一の法令公布の機関紙、国の広報紙、そして国民の公告紙としての役割を果たしている官報の編集、印刷、普及を担うことを通じて、国政上の重要事項などを国民に正確かつ確実に提供する使命がある。

さらに、国立印刷局は、法令全書等、国民に提供されるべき行政情報等を確実に提供する使命も有している。

国立印刷局は、近代国家として通貨制度の確立を図るため、明治4年に大蔵省紙幣司として開設され、以来、130余年にわたり、このような使命を一体のものとして果たしてきた。このことは、特定独立行政法人として業務運営を行っている現在においても全く変わるものではない。今後とも、これらの使命を確

実に達成し、我が国の経済の発展と国民生活の安定に一層貢献することが求められる。

Ⅱ．国立印刷局の現状に関する基本認識

現在、日本銀行券の偽造の発生状況は、諸外国と比較して低水準な状況ではあるが、偽造 100 米ドル札「スーパーノート」にみられるように、近年、通貨偽造問題は国際的な広がりを見せている。

日本円についても、平成 16 年に、パソコンやカラープリンター等の普及・高性能化など、民間の複写、印刷技術の進歩に伴う偽造券製造の危険性の増加に対応した新銀行券の発行（以下「改刷」という。）を実施したところであるが、最近、中国やタイにおいて偽造券が発見され、一部日本へも流入するなど、偽造問題は引き続き深刻な問題となっている。

このような状況を踏まえ、国立印刷局においては、真偽鑑定の実施、緊急改刷への対応も想定しつつ、通貨関係当局等との全面的な協力体制を整えるとともに、次期改刷に向けた様式の検討に備え、国際的な銀行券に関する動向の調査、海外当局との情報交換、偽造防止技術の開発、国内外に通用する卓越したデザインの検討等を積極的に行う必要がある。通貨は経済活動・国民生活の基盤であり、国立印刷局については、引き続き、特定独立行政法人として万全の体制を堅持し、財務省と一体として、以上の課題や安定的な製造に取り組んでいく必要がある。

また、旅券については、米国における国際的テロ事件などに見られるような深刻化する国際的犯罪等から国家・国民を守るため、旅券の偽造抵抗力を高めるための調査・研究を実施するとともに、諸外国の旅券発行当局等との情報交換や連携を強化していくことが求められている。印紙その他の製品についても、歳入金の納付手段等として用いられるものであり、関係当局と連携しつつ、偽造防止と安定的かつ確実な製造に努めることが求められる。

官報については、内閣の委託を受け、国立印刷局が官報の編集者として企画から普及まで制度全般を担っている。国立印刷局においては、官報の電子的手段による提供の推進など、官報の今後のあり方について検討を行うとともに、大地震の発生や国際的な緊急時には、緊急官報の発行が求められることから、国立印刷局は国と一体として、必要とされる機密の保持に配慮しつつ、官報を迅速・確実に製造することが求められている。

国会用印刷物等についても、国が適切に機能を果たしていく上で不可欠なものであり、必要とされる機密の保持に配慮しつつ、国会や各省庁の要請に柔軟に対応し、製品を迅速・確実に製造することが求められている。

また、官報を含む立法、行政、司法に関わる情報（以下「政府情報」という。）等の提供について、国立印刷局においては、国民の要望に適切に対応するため、従来の紙媒体での提供とともに、行政情報の電子化への技術的対応などの取組を行ってきているところである。

平成 19 年 6 月 19 日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針 2007」等を踏まえ、IT 革新の一環として、5 年以内を目途に国民に使い勝手の良い世界最先端の電子政府を実現するべく、ユーザーの視点に立った利便性の向上等を念頭に置き、紙をベースとした既存の手続を根本的に見直し、業務・システムの最適化等の施策を講ずるよう政府において取組が行われているところである。国立印刷局においては、このような変化に適切に対応しながら、政府情報等を国民に正確かつ確実に提供するという使命を果たしていくことが求められている。

Ⅲ. 国立印刷局の果たすべき役割

1. 通貨行政への参画

(1) 銀行券の動向に関する調査と銀行券に関する企画

国立印刷局は、内外における銀行券の動向について調査を行うとともに、印刷技術の向上や物価状況等の社会経済情勢の変化を見据え、銀行券の種類、様式等に関する改善について、偽造防止や使いやすさの確保に加え、目の不

自由な人のための製品仕様、製造時の環境への影響、国内外において通用する卓越したデザイン等、国の政策的な観点から必要とされる特性も考慮の上、財務省とも連携しつつ、不断に検討を行うものとする。

(2) 偽造防止技術等の効率的かつ効果的な研究開発等

国立印刷局は、銀行券について、第1期中期目標期間に策定した調査及び研究開発の基本計画について、財務省とも連携しつつ、その成果やIT技術の進展等を踏まえた改定を行うものとする。

基本計画においては、費用対効果を十分勘案のうえ、民間からの技術導入、国内外の研究交流や会議への参加などを含め、独自の偽造防止技術の維持向上や製造工程の効率化を図ることとし、これを確実に実施するものとする。

研究開発については、事前、中間、事後の評価を更に徹底するとともに、その結果に基づき計画の必要な見直しを行うものとする。

(3) 海外当局との情報交換、通貨の真偽鑑定等

国際的な広がりを見せる通貨偽造に対抗していくため、財務省と一体として、内外の通貨関係当局及び捜査当局等と積極的に情報交換を行い、偽造の抑止を図る。通貨偽造事件に際しては、迅速・確実に内外当局等と協力して真偽鑑定を実施できるような体制を整備するとともに、緊急改刷への対応も想定しつつ、内外当局等との全面的な協力体制を整えるものとする。

(4) 銀行券の信頼の維持等に必要な情報の提供

銀行券への信頼維持のためには、銀行券の特徴など、銀行券に係る情報が国民にわかりやすく提供されるとともに、必要に応じて現金取扱機器の製造業者等に対し機密保持に配慮したうえでの的確な情報が提供される必要がある。

このため、国立印刷局は、通貨関係当局と連携し、これらに必要な情報を提供するものとする。

(5) 国際対応の強化

上記のような国際的な課題に対応し、積極的な国際協力を行うことなどにより、通貨行政や銀行券の製造等について国際的な水準を維持していくものとする。

(6) デザイン力の強化

銀行券のデザインは銀行券の最も重要な要素の一つであり、通貨に対する信頼や我が国のイメージの向上につながるよう、デザイン力の強化に努めるものとする。

2. 銀行券の製造等

国立印刷局は、①製造量の減少にも対応し得る製造体制の合理化、効率化を図りつつ、財務大臣の定める銀行券製造計画を確実に達成すること、②緊急の場合を含め当初予見し難い製造数量の増減などによる製造計画の変更にも対応できる柔軟で機動的な製造体制を構築すること、③効率的に高品質で均質な銀行券を製造すべく製造工程における損率の改善に努めると共に品質検査を徹底すること、④局内横断的にコスト管理の適正化に努め、コストの抑制を図ること、⑤環境問題への適切な対応に努めることが求められる。

製造等にあたっては、国家機密としての性格を有する偽造防止技術について、カウンターインテリジェンス的な観点も含めた情報管理を徹底するものとする。

(注) 損率とは、製紙工程中の投入重量に対する減少重量の比率及び印刷工程中の本紙枚数に対する損紙枚数の比率をいう。

3. 旅券、印紙等の製造等

銀行券以外のセキュリティ製品についても、それぞれの製品の特性を踏まえ、銀行券と同様の取組を行うものとする。

4. 官報、法令全書等の提供等

官報については、国立印刷局は、電子的手段による提供の推進など、官報制度について企画・検討を行うとともに、製造等にあたっては、情報管理を

徹底するとともに、各官庁が円滑に政策を実行できるよう、その要請に柔軟に対応するよう努めるものとする。また、引き続き、入稿から発行までの期日の短縮及び訂正記事件数の引下げに努めるものとする。

また、国立印刷局は、行政情報の電子化等の流れを勘案し、官報に掲載される情報を含む政府情報等の提供のあり方について検討を行うとともに、より効率的かつ効果的に行政情報等を国民に提供するための取組を行うものとする。

IV. 業務運営の効率化に関する事項

特定独立行政法人として業務を行っていることを踏まえ、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、経費縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

1. 事務及び事業の見直し

(1) セキュリティ製品事業及び情報製品事業の経費の縮減に向けた取組

今般の国立印刷局の事務及び事業の見直しを踏まえ、次期中期目標等においては、経費削減の程度及び経営上の判断に必要な指標を設定するものとする。また、偽造防止上の問題点や受注条件に影響を及ぼさないよう配慮しつつ、国立印刷局の評価に当たり必要なデータについては、同法人の評価を行う機関に対し提供するものとする。

さらに、次期中期目標期間においては、業務の効率化を図り、経費の縮減に取り組む中で、以下の措置を講ずるものとする。

① セキュリティ製品事業における取組

セキュリティ製品のうち、偽造抵抗力を維持する必要がある銀行券等以外の製品については、銀行券等の製造技術の維持・向上のため行っているものと位置付け、このために必要な範囲内において行うものとする。

② 情報製品事業における業務の見直しの取組

情報製品事業については、白書等、個々の製品ごとに、公共性、製品の販売実績、収支、民間の参入動向等を踏まえ、官報や国会用製品等以外の製品のうち、多数の事業者が参入するなど民間においても十分対応できると認められる市販用白書の印刷などからは撤退を図るものとする。

また、政府刊行物サービス・センターについては、国立印刷局の業務・資産の見直しの結果を踏まえつつ、民間競争入札の実施の可否等について検討するものとする。

なお、自動車保管場所標章の印刷からは撤退するものとする。

③ 外部委託の推進

セキュリティ製品及び情報製品については、偽造防止等の優先課題に十分留意の上、業務の効率化につながる場合には、外部委託を積極的に推進するものとする。

(2) 病院の移譲、廃止

東京病院については、平成18年度から3年間でキャッシュ・フローベースでのプラスを目標とするアクションプランを実施しているが、同病院の収支が赤字であることや、一般に開放されている病院である現状を踏まえ、次期中期目標期間中の他の医療機関等への移譲に向け取り組むものとする。

また、平成19年度末をもって廃止することとされている小田原健康管理センターについては、廃止後の資産等の在り方及び処分方法について、早急に検討し、結論を得るものとする。

2. 組織の見直し

(1) 工場の業務の効率化及び生産性の向上に向けた取組

事務及び事業の見直しの結果、経費削減の程度及び経営上の判断に必要な指標を設定するものとしたことから、次期中期目標等においては、製造需要予測、製造体制、施設・設備、配置人員等を踏まえた工場の経費削減等の具体的目標を設定し、業務の効率化及び生産性の向上を図るものとする。

また、財務省の独立行政法人評価委員会において、これらの目標の達成状況につ

いて、毎年度、分析、検討及び評価を厳格に実施するものとする。

虎の門工場については、将来の検討課題として、印刷機能の都内他工場への移転を図ることによる資産処分について前向きに検討するものとする。

(2) 人員の削減

① 総人員数の削減

次期中期目標期間においては、総人員数削減に積極的に取り組むものとし、平成17年度末を基準として、平成18年度からの5年間の削減率が10%以上となるよう取り組むものとする。

② 間接部門の人員数の削減

本局、工場等における間接部門については、重複業務の一元化、事務処理の効率化等の一層の促進により、次期中期目標期間においては、総人員数の削減率を上回る削減を図るものとする。

(3) 出張所等の集約・統合等

① 出張所等の集約・統合

現在、銀行券の原料となるみつまたの調達等の業務を行っている3出張所及び2分室については、出張所等の設置から半世紀以上が経過し、交通の利便性が向上していることも踏まえ、次期中期目標期間中に、中国地方と四国地方のそれぞれ1か所に集約・統合するものとする。

② 保養所の廃止

職員の福利厚生事業の一環として保有している保養所については、次期中期目標期間中に段階的に廃止するものとする。

③ 職員宿舎の廃止・集約化

職員宿舎については、次期中期目標期間中に必要戸数を精査しつつ、建設後の経年劣化も踏まえ、職員宿舎の廃止・集約化に係る計画を策定し、可能なものから、廃止・集約するものとする。

3. 保有資産の見直し

国立印刷局が保有する資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずるものとする。

(1) 大手町敷地の適正な処分

大手町敷地については、東京都、周辺地権者等と連携した連鎖型再開発についての検討を踏まえて、保有資産の資産価値に十分配慮しながら、透明性・公平性を確保しつつ、手続を進め、適正な処分について結論を得るものとする。

(2) 市ヶ谷センターの有効活用

市ヶ谷センターについては、研修施設の利用状況、お札と切手の博物館の入館者数、機会費用等を総合的に勘案し、同センターの機能の移転の可否について検討するものとする。

(3) 久我山運動場の有効活用

久我山運動場については、杉並区民も利用可能としていることを踏まえつつ、在り方を検討するものとする。

(4) 遊休資産の処分

上記2. 組織の見直しの結果、遊休資産が生ずる場合、当該遊休資産について、将来の事業再編や経営戦略上必要となるものを除き、処分を行うものとする。

(5) 保有資産の見直し等による国庫返納

上記2. 組織の見直し及び3. 保有資産の見直しにより、今後10年間を目途として財政再建に資する国庫への貢献を行うものとする。

4. コンプライアンスの確保

国立印刷局は、社会・経済活動において重要な通貨を製造している法人であることから、職員に対するコンプライアンスに関する研修の実施、監事による監査体制

の強化等、コンプライアンスの確保に一層積極的に取り組むものとする。

5. その他の業務全般に関する見直し

上記1. から4. に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

(1) 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

(2) 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。

また、国立印刷局の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で87.9となっているが、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを踏まえた適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ② その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

(3) 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 国立印刷局が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。

② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

「独立行政法人通関情報処理センターの主要な事務及び事業の改廃
に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成19年12月23日

財 務 省

「勧告の方向性」を踏まえて、独立行政法人通関情報処理センター（以下「通関情報処理センター」という。）の事務及び事業については、我が国の貿易政策の一環として、輸出入等関連情報システムの一元管理・統合とそれに伴う通関情報処理センターの運営形態の検討が政府方針として定められていることを踏まえ、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の見直しを行うものとする。

第1 法人形態の見直し

1 民営化の実施

通関情報処理センターについては、通関情報処理システム（NACCS）の管理・運営に加え、NACCSと港湾EDIとの統合や府省共通ポータル^①の運営、各府省の輸出入等関連情報システムの一元管理・運営、将来的なNACCSと各府省輸出入等関連情報システムとの統合等、今後の業務範囲の拡大が見込まれており、現状以上の業務運営の効率化が求められている。このような観点から、これらの業務を独立行政法人の運営形態で実施する場合と民営化した上で実施する場合とを比較し、民営化した場合に想定しうる優位性を明確にした上で、民営化するものとする。その際、官民が共同で利用する公的なサービスを独占的に供給し、特別な株主構成となるという特殊性を踏まえ、公的機関に求められる業務の効率性の不断の向上や内部統制を担保するため、以下の事項について、特別法や定款に明記する等の措置を講ずるものとする。

- ① 監査役や会計監査人等、会社法で定められた監査体制の整備
- ② 民営化にあたっての株式会社としてのマネジメントに加え、中期的目標を設定することによる経営管理、第三者機関による評価体制等も含め、効率性の向上や内部統制を担保するための仕組みの整備
- ③ 情報公開の範囲等について現状の基準を下回らない体制及び企業情報等の秘密保持を確保するための仕組みの整備
- ④ 適正な利用料金を設定するための仕組みの整備
- ⑤ 付随業務の範囲を限定するための仕組み及び付随業務で赤字が発生した場合の措置方法の整備

さらに、民営化に当たっては、独立行政法人として保有している積立金の処分方法について十分に留意するものとする。

第2 事務及び事業の見直し

1 システム部の見直し

民営化に際し、東京都（港区）に所在しているシステム部について、配置人員や事務所面積等、組織規模の適正化を通じて、経費の縮減を図るものとする。あわせて、システム部の所在地について、効率性及び合理性の観点から、既契約終了後における川崎市への移転を含めて検討するものとする。

2 利用料金の引下げ

国費負担の削減及び国際競争力強化の観点から、平成20年度以降順次運用が開始される次期システムの利用料金については、システム構築、運用等に係る契約を随意契約から一般競争入札へ移行したことなどに伴う経費削減効果を反映させることにより、利用料金の引下げを図るものとする。その際、パブリックコメントを実施するなど国を含む利用者等の意見を十分踏まえた上で、適切な料金設定を行うものとする。

第3 組織面の見直し

1 地方事務所の見直し

民営化に際し、東京都（港区）、名古屋市、大阪市及び福岡市の4か所に設置されている地方事務所について、費用対効果も含めその必要性の有無を検討した上で、その存廃も含め抜本的な見直しを行うものとする。

第4 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、民営化までの間、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 中期目標の明確化

利用者サービスの維持・向上を図るという方針を明確にし、かつ、業績評価の際の指標として十分な機能を果たす観点から、利用申込から利用開始までの期間や問い合わせに対する回答時間の短縮目標等、利用者サービスに関する事項について数値目標を設定するものとする。

2 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

3 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年

間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続するものとする。

また、通関情報処理センターの給与水準(平成18年度、事務・技術職員)は、対国家公務員指数で116.2となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、引き続き、給与水準が十分に国民の理解を得られるものとなっているか等、勧告の方向性に記載された内容について検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

4 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 通関情報処理センターが策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

「独立行政法人日本万国博覧会記念機構の主要な事務及び事業の改廃
に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成 19 年 12 月 23 日
財 務 省

「勧告の方向性」を踏まえて、独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下「万博機構」という。）の主要な事務及び事業については、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第 1 独立行政法人の組織形態を含めた事務・事業の見直し

1 公園事業を担う主体等の検討

日本万国博覧会の跡地については、緑あふれる文化公園（以下「万博記念公園」という。）として整備し、国と大阪府の共同運営により 37 年間にわたってその成功を記念してきたところであるが、この間、これをとりまく社会経済情勢は変化し、平成 15 年 10 月以降は独立行政法人の業務として公園の管理運営が行われている。

万博記念公園の運営主体である万博機構が、独立行政法人として公園の管理運営を行っている数少ない例であることから、公園事業を担う主体の組織の在り方について議論が行われてきた。

万博記念公園については、これまで国、大阪府と独立行政法人という形で共同運営をしてきた経緯があり、今後の組織の在り方については、大阪府とともに検討し、納得が得られれば、平成 22 年度までに独立行政法人としては廃止するものとする。

なお、その検討に当たっては、他の公園の管理運営の例及び万博記念公園の特殊性を踏まえつつ、地域にとって貴重な緑地であり近隣住民の憩いの場となっていることを念頭に、これらの機能の維持に支障のないように配慮するものとする。

なお、公園内の遊園地において、今年 5 月に死傷事故が発生し、その後も安全管理上懸念を生じさせる事故が発生したところであり、公園内の施設の管理方法、委託契約の内容等について、安全に配慮する観点から必要な見直しを行うものとする。

2 日本万国博覧会記念基金事業の在り方

日本万国博覧会記念基金事業は国際相互理解の促進のための活動や文化

的活動への助成を行っているが、万博機構が助成の優位性を発揮できる公園・環境に関係する事業等への助成に重点化するほか、万博記念公園の施設整備や低廉な公園入場料の維持のため、公園事業への繰入れを増やすものとする。

第2 保有資産の見直し

万博機構が保有する万博記念公園の未利用地（外周緑地）については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、賃貸等、収益性を重視した土地の有効活用を行うものとする。

第3 その他の業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。

また、万博機構の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で111.9となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、引き続き、給与水準が十分に国民の理解を得られるものとなっているか等、勧告の方向性に記載された内容について検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 万博機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

「独立行政法人理化学研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成19年12月14日
文 部 科 学 省

「勧告の方向性」を踏まえ、次期中期目標においては、以下の事項を掲げることにより、事務及び事業の改善を図る。なお、この見直しの考え方に従い、平成20年3月までの間に、科学技術創造立国という国家戦略を実現するための科学技術基本計画等の中核的实施機関として、我が国全体の科学技術の質の向上及び国民生活の利便性の向上に貢献する事業に重点化するとの方考え方に立って検討を行い、次期中期目標・中期計画を策定する段階で具体的なものにすることとする。

第1 使命の明確化等

理化学研究所については、政府全体として効果的かつ効率的な研究活動を行う観点から、その使命の明確化を図り、幅広い分野を対象として基礎研究から応用研究までを実施するという特性をいかした、科学技術政策全体の中で理化学研究所が担うべき研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との役割分担等の明確化を図る。

また、実施している研究の必要性、成果等について、i) 多額の公的な研究資金が投入されていること、ii) 研究成果は社会に還元されるべきものであることを十分認識した上で、国民に分かりやすい形で示す。

第2 事務及び事業の見直し

1 効果的かつ効率的な研究事業の実施

研究事業については、効果的かつ効率的な実施の観点から、当初の目標を達成した事業は廃止するという方針を中期目標等で明確化する。また、この方針に沿って、以下の措置を講ずる。

- ① 新たな研究領域を開拓する独創的・萌(ほう)芽的研究においては、平成20年9月末までに、バイオ・ミメティックコントロール研究事業を廃止(フロンティア研究システムのバイオ・ミメティックコントロール研究センターを廃止)する。
- ② 社会的要請に基づく重点的プロジェクト研究においては、平成20年3月末までに、ゲノム科学総合研究事業を廃止(横浜研究所のゲノム科学総合研究センターを廃止)する。

また、研究の芽(シーズ)を生み出すことを目的とする中央研究所と、研究の芽(シーズ)を育てることを目的とするフロンティア研究システムとを平成20

年4月に統合する。

さらに、これらに伴い、これまでの研究成果、設備、人材等が今後の理化学研究所の研究活動に効果的・効率的に活用されることに留意しながら、関係部門等に係る経費及び人員の合理化を図る。

2 施設の外部利用の促進

放射光共用施設（SPring-8）については、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成6年法律第78号）に基づき外部利用の仕組みが設けられているが、その他の各種の施設についても、我が国全体としての施設の有効活用を図る観点から、利用料に係る適正な受益者負担を検討した上で、利用が容易となる仕組みを構築し、外部利用を更に促進する。

3 研究成果の社会への還元

研究成果については、積極的に社会への還元に努める。

また、知的財産権の実施が、社会に役立つ成果が生まれていることを示す重要な指標の一つであることを認識し、知的財産権の実施許諾による収入の拡大に努める。この一環として、例えば、特許の実施化率等の更なる向上等を目指す。

4 研究拠点等の見直し

研究拠点等については、効果的かつ効率的な実施の観点から、以下の措置を講ずる。

- ① 海外の研究拠点について、共同研究が終了した際には速やかに廃止する。
- ② 駒込分所について、本所（埼玉県和光市）との位置関係や利用状況等にかんがみ、次期中期目標期間中に廃止し、その結果生ずることとなる遊休資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、処分を行う。
- ③ 板橋分所について、民間企業との共同研究等が実施されている状況を踏まえ、次期中期目標期間中に、当該分所が担っている機能の代替措置の可能性、当該資産を保有することの国の資産債務改革の趣旨からみた適切性等を検討し、所要の結論を得る。

第3 その他の業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行う。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に

関する法律（平成 18 年法律第 47 号）等に基づく平成 18 年度からの 5 年間で 5 % 以上を基本とする人員の削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を 23 年度まで継続する。

また、理化学研究所の給与水準（平成 18 年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で 124.8 となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。

- ① 理化学研究所が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請すること。

「独立行政法人宇宙航空研究開発機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成19年12月14日
文 部 科 学 省

「勧告の方向性」を踏まえ、次期中期目標においては、以下の事項を掲げることにより、事務及び事業の改善を図る。なお、この見直しの考え方に従い、平成20年3月までの間に、宇宙航空研究開発機構が我が国における宇宙・航空分野の中核的研究開発機関であることを踏まえ、具体的な検討を行い、次期中期目標・中期計画を策定することとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 宇宙開発プロジェクトに係る事務及び事業の見直し

宇宙開発プロジェクトの進行管理については、開発スケジュールの見直し、リスクの低減方策等コスト管理への取組、計画の継続の可否等といった視点を含めて行うこととする。

また、H-II Aロケット標準型の民間移管に伴い、次期中期目標期間終了時まで、民間企業に対する指導監督業務等の在り方を見直し等により、関係の経費及び人員の削減を行うこととする。さらに、今後のロケット開発に当たっても、民間移管が行われる際には、同様の措置を講ずることとする。

2 衛星に係る研究開発の重点化

衛星に係る研究開発については、実用化が可能となったものから、順次、民間における開発にゆだねることとし、国が独立行政法人に実施させるべきものに重点化することとする。

3 航空分野の研究開発の重点化

航空分野の研究開発については、国が独立行政法人に実施させるべき先端的かつ基盤的な研究開発に重点化することとし、平成19年度に垂直離着陸用ファンエンジンに係る研究開発を廃止する等、民間に対し技術移転を行うことが可能なレベルに達したものについては順次廃止することとする。

4 施設・設備の外部への供用の促進

宇宙航空研究開発機構が保有する施設・設備については、我が国全体としての施設・設備の有効活用を図る観点から、利用料に係る適正な受益者負担や、利用の容易さ等を考慮しつつ、外部への供用を更に促進することとする。

5 研究成果の社会への還元

研究開発の成果については、各事業に多額の公的資金が投入されていることから、積極的に社会への還元に努めることとする。

6 事業所等の廃止等

国内・国外に散在する事業所等については、次期中期目標期間終了時まで、

- ① 衛星開発の重点化に伴う横浜監督員分室の廃止、
 - ② 旧3機関（文部科学省宇宙科学研究所、宇宙開発事業団、独立行政法人航空宇宙技術研究所）の情報システムの統合等を完了した汐留分室の廃止、
 - ③ 気球の大型化、施設の老朽化等に伴う三陸大気球観測所の廃止
- を実施することとするが、これらにとどまらず、研究開発の効率的かつ効果的な実施の観点から、今後も、極力集約化を行うこととする。

また、東京事務所（千代田区丸の内）及び大手町分室（千代田区大手町）については、マネジメント管理の徹底及び経費の効率化の観点から、関係府省等との調整部門など現在地に置く必要がある部門以外のものを本部（調布市）等に統合することとする。

7 関係の経費及び人員の削減

上記の1から6までの見直し、重点化等に伴い、関連部署の整理・縮小並びに関係の経費及び人員の削減を実施することとする。

8 保有資産の見直し

宇宙航空研究開発機構が保有する資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずることとする。

- ① 前記6の事業所等の廃止に伴い生ずる遊休資産を処分する。
- ② 野木レーダーステーションについて、売却に向けた努力を継続する。
- ③ 鳩山宿舎について、平成19年度中に売却処分する。

第2 その他の業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について、以下の取組を行うこととする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定することとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%

以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を 23 年度まで継続することとする。

また、宇宙航空研究開発機構の給与水準(平成 18 年度、事務・技術職員)は対国家公務員指数で 123.8 となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表することとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によることとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進することとする。

- ① 宇宙航空研究開発機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
 - ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。
- また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請することとする。

「独立行政法人日本スポーツ振興センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成19年12月21日
文 部 科 学 省

「勧告の方向性」を踏まえ、次期中期目標においては、以下の事項を掲げることに
より、事務及び事業の改善を図る。なお、この見直しの考え方に従い、平成20年3月
までの間に、我が国におけるスポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図る
ための中核的専門的機関として、真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図り
つつ、その運営の効率化・合理化を図る観点に立って、具体的な検討を行い、次期中
期目標・中期計画を策定することとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 スポーツ振興投票業務の見直し

スポーツ振興投票事業については、日本スポーツ振興センターが、売上向上等に
最大限努力し、繰越欠損金をできる限り早期に解消するとともに、スポーツ振興に
対する助成の確保に努めるものとする。その上で、スポーツ振興くじの売上状況を
注視しつつ、繰越欠損金解消の見通しがおおむね立つと考えられる平成21年度末
を目途に、スポーツ振興投票事業の実施体制の在り方も含め見直しを検討し、結論
を得ることとする。

なお、その間にあっても、スポーツ振興くじの売上の低迷により、繰越欠損金が
増加し、債務の返済の見通しが立たないと見込まれる場合には、国民負担に及ぶこ
とがないよう、スポーツ振興投票事業について原点に立ち返った抜本的な見直し
を行うこととする。

2 スポーツ振興のための助成業務に係る透明性の確保

スポーツ振興のための助成業務については、助成区分ごとに達成すべき内容や
水準を可能な限り具体的かつ定量的に示した上で、厳格かつ客観的な評価・分析を
実施し、その結果を助成業務の効率化及び適正化に反映させることとする。

3 災害共済給付業務、学校安全普及業務、食に関する普及充実業務及び衛生管理 に関する業務の見直し

災害共済給付業務については、オンライン化の進捗状況を踏まえ、更なる合理
化を行うとともに、次期中期目標期間終了時まで、支所の業務等の在り方につ
いて検討を行い所要の結論を得ることとする。

学校安全普及業務、食に関する支援業務及び衛生管理に関する支援業務につ
いては、「学校安全支援業務(仮称)」に一本化し、災害共済給付業務の実施により得ら
れる事故情報分析やそれに基づく関連情報の提供など災害共済給付業務に関連す

るものに重点化することとする。

なお、「学校安全支援業務(仮称)」については、次期中期目標期間終了時まで、各事業の在り方について、必要性・有効性を厳格に検証した上で、所要の結論を得ることとする。

4 スポーツ施設の運営・提供等に関する業務の見直し

国立競技場、国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンターについては、事務及び事業の効率化の観点から、管理・運営業務のうち、指導監督を除く業務について民間競争入札を実施することとする。

なお、入札対象範囲の拡大等について、民間競争入札の検証結果等も踏まえた上で検討することとする。

第2 資産の有効活用等

日本スポーツ振興センターが保有する資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずることとする。

- ① 国立競技場、国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンターについては、運営費交付金の一層の削減及び資産の有効活用の観点から、命名権の導入、施設利用料の見直し等により、自己収入の増加を図る。
- ② その他の保有資産については、不断の見直しを行い、必要に応じ遊休資産の処分等を行う。

なお、習志野及び所沢の各職員宿舎については、平成20年度の売却を検討する。

第3 その他の業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について、以下の取組を行うこととする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定することとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続することとする。

また、日本スポーツ振興センターの給与水準(平成18年度、事務・技術職員)は対国家公務員指数で112.3となっており、国家公務員の水準を上回っているこ

とから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表することとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 若年層の給与昇給率が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、法人の給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進することとする。

- ① 日本スポーツ振興センターが策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請することとする。

「独立行政法人日本芸術文化振興会の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成19年12月14日
文 部 科 学 省

「勧告の方向性」を踏まえ、次期中期目標においては、以下の事項を掲げることにより、事務及び事業の改善を図る。なお、この見直しの考え方に従い、平成20年3月までの間に、我が国の文化芸術振興の中核的拠点として、真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点に立って、具体的な検討を行い、次期中期目標・中期計画を策定することとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 芸術文化振興のための助成事業の統合・一元化

芸術文化振興のための助成事業については、効果的かつ効率的な実施を図る観点から、文化庁の助成事業に関する事務を日本芸術文化振興会に移管した上で、日本芸術文化振興会の助成事業(舞台芸術振興事業、芸術文化振興基金)と、文化庁の助成事業(芸術創造活動重点支援事業、文化芸術振興費補助金)とを統合・一元化することとする。なお、その際、全体の助成規模が拡大しないものとし、また、文化庁の助成事業担当職員を削減することとする。

2 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修の見直し

伝統芸能の伝承者の養成については、民間団体の実施動向も踏まえ、国として支援が必要な分野に限定することとする。この一環として、「大衆芸能(寄席囃子)」の養成について、現行中期目標期間の終了時までには休止することとし、今後実施する養成についても、対象分野の存廃に係る定量的な方針を策定・公表した上で、毎年度、ニーズ把握を行い、その結果に基づき、対象分野・規模を不断に見直すこととする。

また、現代舞台芸術の研修については、その目的、位置付け及び期待する成果を中期目標等で明確にした上で、成果の検証を厳密に行い、その結果に基づき、研修分野・規模を不断に見直すこととする。

3 施設の有効活用等

芸術文化の振興という設置趣旨を踏まえ、国民の鑑賞機会を増加させる観点から、すべての劇場について、稼働率を向上させるため、貸劇場公演の日数を増やすことも含め、公演回数の増加を図るとともに、公演の映像記録について、必要な著作権等の処理を行った上で、劇場上映や映像記録の販売等を行うなど有効に

活用することとする。同時に、これらにより自己収入の増加にも努めることとする。

4 国立劇場等の管理運営業務に係る外部委託の拡大等

国立劇場等の管理運営業務については、外部委託の範囲を拡大し、一層の経費削減を図ることとする。

また、特定の公益法人に対し随意契約により継続して委託している新国立劇場及び国立劇場おきなわの管理運営業務については、会計検査院による指摘(「特殊法人等から移行した独立行政法人の業務運営の状況について」(平成19年9月))に基づき、経費削減に資する効果の検証を厳密に行った上で、当該契約内容を見直し、更に効率化を図るとともに、透明性を確保することとする。

第2 その他の業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について、以下の取組を行うこととする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定することとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続することとする。

また、日本芸術文化振興会の給与水準(平成18年度、事務・技術職員)は対国家公務員指数で99.2となっているが、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを踏まえた適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表することとする。

- ① 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ② その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によることとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進することとする。

- ① 日本芸術文化振興会が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請することとする。

「独立行政法人海洋研究開発機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項等を踏まえた見直し案

平成19年12月21日
文 部 科 学 省

「勧告の方向性」等を踏まえ、以下のとおり、事務・事業の改善及び組織の見直しを行う。

第1 使命の明確化等

海洋研究開発機構については、政府全体として効果的かつ効率的な研究活動を行う観点から、その使命の明確化を図り、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等を総合的に実施しているという特性をいかした、海洋科学技術政策全体の中で海洋研究開発機構が真に担うべき研究に重点化することとする。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との役割分担等の明確化を図ることとする。

また、実施している研究の必要性、成果等について、i) 多額の公的な研究資金が投入されていること、ii) 研究成果は社会に還元されるべきものであることを十分認識した上で、国民に分かりやすい形で示すこととする。

第2 事務及び事業の見直し

1 研究開発プロジェクトの進行管理の徹底

研究開発プロジェクトの進行管理については、開発スケジュールの見直し、リスクの低減方策等コスト管理への取組、計画の継続の可否等といった視点を含めて行うこととする。

特に、統合国際深海掘削計画（IODP）に基づく深海地球ドリリング計画については、長期間にわたり多額の国費が投入される予定となっていることを踏まえ、その進行管理を徹底するとともに、進捗状況や成果等を国民に分かりやすい形で示すこととする。

2 学術研究課題の審査等の一元化

海洋研究開発機構が保有する船舶（7隻）において実施される学術研究の課題の申請受付・審査・決定については、これまで東京大学海洋研究所と海洋研究開発機構で分担して実施していたが、「海洋研究船委員会取りまとめ」（平成19年6月22日科学技術・学術審議会海洋開発分科会海洋研究船委員会）を踏まえ、業務の効率化等の観点から、同研究所において一元的に実施することとする。これに伴い、海洋研究開発機構について、予算及び要員も含め関係組織を見直し、業務全体の効率化を図ることとする。

3 「地球シミュレータ」の運用の効率化

「地球シミュレータ」（地球環境の変動や地球内部の動きをシミュレーションする高速計算機）については、国内のスーパーコンピュータのフラッグシップ機としての役割を終えたことから、今後の更新に当たっては、主として海洋地球科学分野における研究ニーズに必要な性能を維持するにとどめ、また、既製のスーパーコンピュータのリース調達により更新経費を抑制し、運用経費の低減を図るなど歳出削減に努めることとする。

4 研究成果の社会への還元

研究開発の成果については、積極的に社会への還元を努めることとする。

5 学術研究船の運航業務に係る外部委託化

海洋研究開発機構が保有する船舶のうち、東京大学海洋研究所より移管された学術研究船（2隻）について、業務運営の効率化及び経費削減の観点から、その運航業務の外部委託化を計画的に進め、特に、次期中期目標期間中に1隻について外部委託を行うものとする。

6 研究拠点等の整理・統合等

全国に散在する研究拠点等については、業務・システムの集約化・合理化等の進展に応じ、整理・統合することとする。この一環として、今後展開予定の「地震・津波観測監視システム」の運用開始に対応して、室戸岬沖海底ネットワークシステムを廃止することとする。

また、むつ研究所については、海洋観測船「みらい」の長期運航化に伴い利用状況が低調となっている研究交流棟の宿泊施設を廃止するとともに、当該箇所に事務棟の共通管理部門を移設し事務棟を廃止することにより、経費の削減及び資産の有効活用を図ることとする。

第3 その他の業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うこととする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定することとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%

以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を 23 年度まで継続することとする。

また、海洋研究開発機構の給与水準（平成 18 年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で 118.0 となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表することとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進することとする。

- ① 海洋研究開発機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請することとする。

第 4 組織の見直し

独立行政法人防災科学技術研究所と統合する。

「独立行政法人国立高等専門学校機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成19年12月14日
文 部 科 学 省

「勧告の方向性」を踏まえ、次期中期目標においては、以下の事項を掲げることに
より、事務及び事業の改善を図る。なお、この見直しの考え方に従い、国立高等専門
学校機構として真に担うべき業務に特化し、業務運営の効率化、自律性、質の向上を
図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、今後さらに検討を深めるもの
とする。

第1 事務及び事業の見直し

1 国立高等専門学校の配置の在り方の見直し

全国に55校設置されている国立高等専門学校の配置の在り方については、入
学志願者数の動向、ニーズ、現在検討している中央教育審議会の審議を踏まえ、
結論を得ることとする。

2 専攻科の見直し

専攻科については、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創
造的な人材を育成するという国立高等専門学校の設置目的やニーズを踏まえ、本
科卒業後の編入学先として国立の技術科学大学が設置されていることや、一般大
学へ編入学する者も半数近く存在することとの関係の整理、役割や位置付けの明
確化をした上での必要な教育研究機能等については、現在検討している中央教育
審議会の審議を踏まえ、結論を得ることとする。

3 外部資金の積極的な獲得

国立高等専門学校において実施する研究については、共同研究、受託研究等の
受入れなどにより、外部資金の獲得に積極的に取り組むこととする。

4 事務職員の削減

国立高等専門学校機構の事務職員については、引き続き本部における資金管理
等業務の一元化や各学校事務部における2課体制への移行を確実に進めること
により、削減することとする。

第2 その他の業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定することとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続することとする。

また、国立高等専門学校機構の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で83.2となっているが、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを踏まえた適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表することとする。

- ① 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ② その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進することとする。

- ① 国立高等専門学校機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請することとする。

「独立行政法人大学評価・学位授与機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項等を踏まえた見直し案

平成19年12月21日
文 部 科 学 省

「勧告の方向性」等を踏まえ、以下のとおり、事務・事業の改善及び組織の見直しを行う。

第1 事務及び事業の見直し

1 認証評価業務の見直し

認証評価業務については、民間の認証評価機関が既に存在している一方、現状では対象校数の多さ等から民間の認証評価機関のみでは対応できないという状況にかんがみ、今後、民間の認証評価機関のみでも対応可能となった分野から、順次、廃止又は休止していくこととする。また、それまでの間にあっても、業務全体の効率化を図るとともに、自己評価担当者等に対する研修会の実施等、すべての高等教育機関を対象とする認証評価制度の普及・啓発のための先導的な取組に関する部分を除き、民間と同様に原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、運営費交付金を段階的に縮減することとする。

2 認証評価及び国立大学法人評価（中期目標期間の評価）における教育研究評価の効率化等

認証評価と国立大学法人評価（中期目標期間の評価）における教育研究評価とは、その目的が「教育研究水準の向上」という観点において共通であることにかんがみ、民間の認証評価機関が行ったものも含め、認証評価のために整えた資料・データ等の国立大学法人評価への利活用を認めることにより、国立大学法人側の負担の最小限化及び大学評価・学位授与機構の業務の効率化を図ることとする。

3 学位授与業務の見直し

学位授与業務については、個人の申請に基づき学位を授与するものであるが、学位審査経費が手数料収入を上回る状況にあるため、業務の効率化を図り、原則として手数料収入で当該経費を賄うよう運営することとする。

また、手数料収入の約3倍の運営費交付金を充当して学位授与基準の検討等の周辺業務を実施している状況であることから、当該周辺業務について、申請二一ズに応じた学位授与基準の検討を行うなど効率化・合理化を図ることにより、計画的な経費の縮減を進めることとする。

4 調査研究業務の見直し

調査研究業務については、国が独立行政法人に実施させるべきものに限定し、経費の削減及び業務の効率化を図ることとする。

第2 保有資産の見直し

大学評価・学位授与機構が保有する小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討することとする。

第3 その他の業務全体に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について、以下の取組を行うこととする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定することとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続することとする。

また、大学評価・学位授与機構の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で103.9となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表することとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 大卒以上の職員の割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組によ

り、随意契約の適正化を推進することとする。

- ① 大学評価・学位授与機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。
また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

第4 組織の見直し

独立行政法人国立大学財務・経営センターと統合する。

「独立行政法人メディア教育開発センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成19年12月14日
文 部 科 学 省

メディア教育開発センターの事務及び事業については、独立行政法人において実施する必要性が薄れたと考えられることから、現行中期目標期間終了時において、廃止することとする。

なお、日本の大学教育の国際競争力の向上のためICT活用教育を推進することは必要であるとの観点から、これまでメディア教育開発センターが行ってきた事務及び事業については、内容を精査した上で、メディア教育開発センターが放送大学と緊密な連携協力を図ってきた経緯も踏まえ、放送大学学園において実施することとし、そのための所要の措置を講ずることとする。

「独立行政法人勤労者退職金共済機構の主要な事務及び事業の
改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成 19 年 12 月 20 日

厚 生 労 働 省

「勧告の方向性」を踏まえ、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「勤労者退職金共済機構」という。）の事務及び事業について、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、以下の見直しを行う方向で、更に検討を進め、次期中期目標・中期計画を策定する段階でより具体的なものとする。

第 1 事務及び事業の見直し

1 中小企業退職金共済事業における未請求退職金の縮減等

(1) 未請求退職金の発生防止及び縮減のための取組の強化

退職金共済事業の運営においては、被共済者に退職金を確実に支給することが極めて重要であるが、一般の中小企業退職金共済事業においては、多くの未請求退職金が発生しており、退職後 5 年以上経過した未請求退職金に限っても、毎年度新たに 8,000 件以上（平成 18 年度において 8,529 件、退職金額 23 億 1,700 万円）発生している状況であり、昭和 34 年度から平成 18 年度までの累計で 49 万件、退職金額 365 億 9,000 万円に達している。

このため、未請求退職金の発生を防止する観点から、勤労者退職金共済機構では、昭和 58 年度から、事業主に対し退職後 3 か月経過しても請求のない退職金の受給資格を有する者へ退職金を請求するよう連絡することを要請してきたが、上述のとおり、毎年度新たに 8,000 件以上の未請求退職金が発生していることから、例えば、

- ① 建設業退職金共済事業において実施している取組と同様に、加入時に被共済者の住所を把握すること及び退職金共済に加入したことを本人へ通知すること、
- ② 退職時に事業主が提出する被共済者退職届に当該被共済者の住所等連絡先を記載させるとともに、勤労者退職金共済機構から本人に対し、退職金の受給資格がある旨及び必要な手続きについて通知すること、

など具体的な対策を早急に講ずるものとする。

また、累積した未請求退職金を縮減する観点から、勤労者退職金共済機構では、平成19年度から新たに、年度末までに未請求の期間が5年に達する退職金受給資格者に対し、事業主から住所等連絡先を入手し直接本人に退職金の請求を行うよう通知する取組を開始しているが、この取組の対象は累積した未請求退職金の一部に限定されていることから、

- ① 関係者への周知広報の在り方を見直すとともに、
- ② 例えば、退職後5年を待たず早期に退職金受給資格者の住所等連絡先を把握し、退職金の受給資格がある旨等を直接本人に通知する方策等について検討する、など取組の強化を図るものとし、次期中期目標等において未請求退職金の具体的な縮減目標と縮減計画を定めて着実に実施するものとする。あわせて、既に5年以上経過しているものについても住所等連絡先の把握のための方策等について検討し、次期中期目標等において、具体的な取組目標と取組計画を定めて着実に実施するものとする。また、これらの取組について、毎年度、進捗状況の厳格な評価及び成果の検証を行い、取組の見直しを行うものとする。

(2) 支払備金の見直し

被共済者の退職により支給が見込まれる退職金の支払備金への計上については、5年間とされているが、退職後5年以上経過していても実際には請求があれば退職金が支給されており（平成18年度の支給実績534件、退職金額4億2,700万円）、また、未請求退職金の縮減の取組によって、当面は退職金の支給が増加すると想定されることから、退職後5年以上経過してからの退職金の支給に要する見込額を推計し、これを支払備金に計上するものとする。

2 建設業退職金共済事業における退職金の確実な支給

(1) 退職金の確実な支給のための取組強化

建設業退職金共済事業における退職金の支給については、退職金の受給資格を有しながら退職金共済手帳（以下「共済手帳」という。）が3年以上未更新となっているものが41万件（平成18年度末現在）存在しており、この41万件の中には、退職金の受給資格を有する者が既に建設業から引退しているなど退職金が未請求となっているものが相当数あるものと考えられる。

勤労者退職金共済機構では、毎年度、共済手帳の未更新期間が3年に達する者の現況を把握するとともに退職金の受給資格を有する者については未請求退職金かどうか確定するため、事業主を通じて把握した本人の住所にあてて退職金の請求手続等を要請する取組を行っているが、住所不明等で文書の送付ができない者が直近の平成18年度調査において5割を占めていること、また、確実な退職金支給のために、16年度から新たに加入時に被共済者の住所を把握するとともに、被共済者となったことを本人に通知する取組を行っているが、この取組が有効なのは16年度以降新規に加入した者に限られることなど、現行の対策では不十分となっている。

このため、例えば、共済手帳が未更新となっている者の住所等連絡先を把握し退職金が未請求となっている者を確定して退職金の受給資格がある旨等を直接本人に通知するなど、退職金の確実な支給のための取組の強化を図るものとし、次期中期目標等において、具体的な取組目標と取組計画を定めて着実に実施するものとする。また、毎年度、進捗状況の厳格な評価及び成果の検証を行い、取組の見直しを行うものとする。

(2) 退職金共済証紙の確実な貼付のための取組の推進

共済手帳への退職金共済証紙（以下「共済証紙」という。）の確実な貼付については、特殊法人に関する行政評価・監視結果（平成14年1月総務省行政評価局）に基づき、総務大臣から厚生労働大臣に対し、共済手帳への共済証紙の未貼付について改善を図るよう勧告されており、勤労者退職金共済機構では、確実な共済証紙の貼付のため、手帳更新の手続を2年間行っていない事業主に対して手帳更新などの適切な措置を講ずるよう要請等を行っている。

共済手帳への共済証紙の未貼付については、毎年度末現在における掛金収納額（累計）と共済手帳への共済証紙貼付の確認額（累計）との差額は年々減少してきているものの、この中にはなお未貼付があるとみられることから、引き続き確実な共済証紙の貼付のための取組を推進するものとし、次期中期目標等において、具体的な取組と数値目標を設定するものとする。また、毎年度、進捗状況の厳格な評価及び成果の検証を行い、取組の見直しを行うものとする。

3 建設業退職金共済事業における退職金の支給要件の見直し等

建設業退職金共済事業については、平成18年度末現在、982億円の利益剰余金が発生しており、利益剰余金の発生要因の一つとして、前述の特殊法人に関する行政評価・監視の結果においては、掛金納付月数が24月に満たない場合は掛金が掛け捨てとなることも影響しているとされていること、一般の中小企業退職金共済事業では12月で退職金の受給資格が得られることを踏まえて、退職金の支給要件である掛金納付月数の緩和を検討するものとする。

これに併せ、利益剰余金の在り方については、建設労働者の福祉の増進を図るためには事業を安定的に運営することが肝要であることに配慮しつつ、その原資が過去に事業主が納付又は国から助成された掛金及びそれらの運用益であることも踏まえ、厚生労働省及び勤労者退職金共済機構において、外部の有識者の意見も聴取しつつ検討するものとする。

4 清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業における退職金の確実な支給

清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業における退職金の支給については、建設業退職金共済事業の場合と同様に退職金の受給資格を有しながら共済手帳が3年以上未更新となっているものが、清酒製造業退職金共済事業で7,215件（平成18年度末現在）、林業退職金共済事業で5,395件（同）存在しており、各々の加入被共済者数に占める割合は建設業退職金共済事業の場合と同程度又はそれ以上となっていること（建設業15%、清酒製造業22%、林業13%）から、両退職金共済事業についても、上記2の建設業退職金共済事業の場合と同様に共済手帳未更新者の住所等連絡先の把握等による退職金の確実な支給に取り組むものとする。

5 欠損金の発生防止

予定運用利回りと実際の運用利回りとの差から、一般の中小企業退職金共済事業及び林業退職金共済事業において生じている累積欠損金については、平成17年度に勤労者退職金共済機構が策定した「累積欠損金解消計画」を見直した上で、同計画に沿った着実な解消を図るものとする。

また、新たな欠損金の発生を防止するためにも、各退職金共済事業の予定運用利回りの変更を必要に応じて、随時、的確に行うものとする。

第2 組織面の見直し

1 内部統制の強化等業務運営体制の見直し

勤労者退職金共済機構については、過去に未請求退職金の存在が指摘されていたながら、その解消に向けた有効な対策が講じられ成果が上がっているとは言い難いことなどを踏まえ、各退職金共済事業を適切に運営する観点から、内部統制の強化を含む業務運営体制の見直しを行うものとし、次期中期目標等に具体的な取組を定めるものとする。

2 業務実施体制の効率化等

勤労者退職金共済機構の業務運営については、各退職金共済事業が統合されたメリットを最大限に発揮して、効率化を図る観点から、業務・システム最適化計画の実施に併せて、資産運用業務及びシステム管理業務の一元化を確実に行うものとする。また、

- ① 各退職金共済事業に共通する加入受付業務、退職金給付業務等の業務・システム最適化計画をも踏まえた業務手順等の共通化、帳票類の統一化、
 - ② 平成23年度末までの時限措置である適格退職年金からの移行業務の担当組織の廃止、
 - ③ 特別事業については、事業規模が相当程度小さくなっている一方で、単独で資産運用を行っており、また、建設業退職金共済事業に係る特別事業については独立の組織・人員により業務を運営しているが、資産運用業務については、特別事業も含めて執行体制の統一により、各事業本部には資産の管理業務のみ残ることになるため、建設業退職金共済事業に係る特別事業については、組織・人員を縮小、
 - ④ 各退職金共済事業の電話対応業務の一元化の検討、
- などにより、業務実施体制の効率化や人員及び経費の縮減を図るものとする。

さらに、システム最適化計画を踏まえ、契約締結及び退職金支給に係る書類の審査業務等について電子化、機械処理を拡大するとともに、業務処理方法を見直すことにより外部委託を拡大し、事務処理の効率化を図る。

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上

① 事務処理の迅速化

事業本部の事務処理に当たってOCR化を行うこと等により、各共済事業における加入申込・退職金支給に係る処理期間をさらに短縮し、サービスの向上を図る。

② 相談業務の質の向上

相談業務については、これまで相談応答マニュアルの作成・見直し、研修等を行ってきたが、今後は、相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させる。

③ 加入者サービス業務の重点化

共済契約者に対する機関誌等を縮減し、ホームページによる共済契約者及び被共済者に対する情報提供の充実を図ることによりコスト縮減を図る。また、共済契約者等からの相談をできる限り電話からホームページ等に誘導することにより、回答の標準化を可能とし、被共済者が直接情報を入手できるような仕組みを検討するなどサービス向上を図る。

④ 加入目標数の見直し

各共済事業の加入目標数について、第1期中期目標期間における加入状況、財務内容、各共済事業を取り巻く経済環境等を検証した上で見直しを行う。

⑤ 加入促進業務の重点化

加入促進対策について、その費用対効果等について検証した上で見直しを行い、特定の地域における加入促進業務の廃止、普及推進員の業務の新規加入促進への重点化等といった加入促進対策の実施体制等の効率化を図る。また、清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業については、対象となる期間雇用者数が減少傾向で推移していること等から、既加入事業主が対象労働者を雇い入れた場合には確実に制度に加入させるための対策を重点的に実施する。

第3 保有資産の見直し

勤労者退職金共済機構が保有する資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 退職金機構ビル及び同別館については、現在地に所在することが必要不可欠かどうかについて十分吟味し、移転の可能性等について、次期中期計画期間中に、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を考慮の上、早急に検討を行う。
- ② 松戸宿舎及び越谷宿舎については、建物調査の結果も踏まえつつ、次期中期計画期間中のできるだけ早期に売却等の方向で検討するとともに、既に廃止された川越職員宿舎の土地については、平成19年度中に売却処分する。

第4 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。

また、勤労者退職金共済機構の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は、対国家公務員指数で106.8となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか
- ② 事務所の所在地における地域手当が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 勤労者退職金共済機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実

施するとともに、その取組状況を公表すること。

- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう、要請するものとする。

「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成19年12月20日

厚生労働省

「勧告の方向性」を踏まえ、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「機構」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を進め、次期中期目標・中期計画を策定する段階でより具体的なものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 高年齢者雇用に関する給付金の支給業務の体制の縮小

高年齢者雇用に関する給付金の支給業務については、65歳までの雇用確保措置導入のための給付金から70歳まで働ける企業の実現のための給付金への転換により、事業規模が大幅に縮小することに伴い、業務運営の効率化を図る観点から、支給業務の実施体制を事業規模に合わせて縮小し、経費及び人員を削減するものとする。

2 高年齢者雇用に関する事業主等に対する相談援助業務の手法の見直し

企業における65歳までの雇用確保措置の導入や定着の推進のための相談援助業務については、これまで、比較的規模の大きい企業を中心に、個々の事業主やハローワークからの要請に応じてアドバイザーを派遣して行われてきたが、具体的な効果が定量的に把握されていない状況にある。また、雇用確保措置の導入や定着状況をみると、中小企業取り分け小規模な企業において相対的に遅れている状況にある。

このため、これまでの取組の成果を検証した上で、対象企業を小規模な企業に重点化し、小規模企業の特性を踏まえたより効果的かつ効率的な事業手法を検討し、その結果に基づき、例えば、事業主団体や商工団体を通じて小規模事業主を集めて行う集団的な相談援助へ移行するなど、効果的かつ効率的な業務運営を図るものとする。

3 高年齢者雇用に関する事業主等に対する援助業務のうち、再就職支援コンサルタントの廃止

再就職支援コンサルタントは、相談援助の実績が低調であり、費用対効果の観点から廃止し、経費及び人員を削減するものとする。

4 高齢期における職業生活設計に関する助言又は指導業務（高齢期雇用就業支援コーナー）の民間競争入札の導入

高齢期における職業生活設計に関する助言又は指導業務（高齢期雇用就業支援コーナー）について、利用ニーズの少ない地域では廃止する等業務の見直し及び箇所数の削減を行うものとする。

また、当該業務については、存続する10数か所のうち、事業性が見込まれる3か所程度について民間競争入札を導入するものとする。

なお、民間競争入札導入の結果を踏まえ、次期中期目標期間中に、民間競争入札の範囲の拡大等を検討するものとし、さらに、業務の実績等を踏まえ、廃止を含めた業務の在り方の検討を行うものとする。

5 高年齢者雇用支援業務の政策転換を見据えた見直し

平成18年度から施行された高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づき、65歳までの雇用確保措置の事業主への義務付けが25年度から完全実施されることとなっており、今後、高年齢者雇用支援業務は、65歳までの雇用確保措置に係る相談援助等の対象企業の重点化・縮小や、新たな政策課題として65歳以上の雇用確保に係る業務が見込まれる一方で、社会経済情勢や法施行の状況等の関連諸施策の動向に影響を受けることなどを勘案し、25年度以降の高年齢者雇用支援業務の実施体制・実施方法については、引き続き現行の枠組みで実施することが合理的かつ効果的・効率的かについて、次期中期目標期間終了時までには検討し、結論を得るものとする。

6 障害者に対する職業リハビリテーション業務の供給目標の明確化等

障害者に対する職業リハビリテーション業務については、福祉から雇用への政策展開を踏まえ、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 障害者雇用施策は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の施行による、福祉から雇用への政策展開を踏まえ、就労を希望する障害者がどこに相談しても適切な就労支援機関で職業リハビリテーションを受けられるよう、それぞれの政策体系の中で種々存在する関係機関の中で、機構が担う役割と機能を明確化した上で、福祉・教育・医療等の関係機関とのネットワーク構築等の連携の強化を図るものとする。
- ② サービスを希望する者が適切な時期に適切なサービスを受けられるようにするため、利用者の機会の均等・公平の観点から、就労支援ニーズをできる限りの確に把握した上で、ニーズを踏まえた適正なサービスに係る供給目標及びその成果に係る目標を定めるとともに、よりの確に把握できる定量的な指標を次期中期目標に定め、その達成状況を踏まえ、サービス提供内容の不断の見直しを行うものとする。

7 障害者職業センターの設置運營業務、障害者職業能力開発校の運營業務の見直し
障害者職業センターの設置運營業務、障害者職業能力開発校の運營業務については、福祉から雇用への政策展開を踏まえ、以下の措置を講ずるものとする。

(1) 障害者職業総合センターの設置運營業務の見直し

障害者職業総合センターについては、職業リハビリテーションの中核的機関としての機能を最大限発揮するとともに、福祉から雇用への流れを踏まえ、障害者雇用対策の対象者の拡大を図る観点から、新たな職業リハビリテーション技術や支援ツールの開発を行い、その成果の機構内外への普及を積極的に行うとともに、成果の具体的な活用状況を把握し、それを関係機関で共有化し、更なる活用を図るものとする。

(2) 広域障害者職業センターの設置運營業務及び障害者職業能力開発校の運營業務の見直し

広域障害者職業センター及び併設する障害者職業能力開発校については、全国の広範な地域から職業的重度障害者を受け入れるという本来の役割を十分に果たしていない実態があることから、本来の設置目的に沿った機能を発揮するよう、例えば、地域障害者職業センターと連携して対象者の把握・支援を行うなど、運営の改善を

図るものとする。

なお、せき髄損傷者職業センター（独立行政法人労働者健康福祉機構の総合せき損センターに併設）は、支援ニーズが大きく減少していることから廃止するものとする。

(3) 地域障害者職業センターの設置運營業務の見直し

地域障害者職業センターについては、各都道府県における中核的な職業リハビリテーション機関として、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業者等とのネットワークを構築し、連携の強化や各種情報の共有化を図るとともに、職業リハビリテーションに係る人材の育成や関係機関に対する助言・援助に取り組むものとする。その上で、発達障害者等に対する専門的支援を始め、地域における支援機関の整備状況等を踏まえ、他の機関では支援が困難な障害者に対する職業リハビリテーションサービスの提供に重点化するものとする。

また、福祉・教育・医療等の専門機関と連携し、例えば、①メンタルヘルス分野等における医療機関との連携によるリワーク・再就職支援、②ニート等の自立支援機関や教育機関との連携による発達障害を持つ若者に対する支援を実施するものとする。

なお、OA講習は、地域障害者職業センターの専門的支援への重点化、民間機関における訓練機会の拡大及び障害者委託訓練の拡大状況も踏まえ、廃止するものとする。また、管理事務については、業務運営の効率化を図るため、おおむね四分の一程度のセンターに事務処理を集約化するものとする。

8 その他の障害者雇用支援業務の見直し

その他の障害者雇用支援業務については、以下の措置を講ずるものとする。

① 障害者雇用納付金の徴収及び調整金等の支給業務は、事業主の利便性の向上を図るため、申告・申請手続の簡素化及び電算機処理システムの改定など、適正かつ効率的に実施するものとする。

② 障害者技能競技大会については、産業、職業及び技術等の変化や障害者の雇用・就業の動向等を踏まえた競技種目の重点化及び先駆的又は雇用拡大が期待される職種による技能デモンストレーションの実施等一層効率的かつ効果的な大会運営

を行うものとする。

9 委託業務に係る随意契約の見直し

社団法人や財団法人である各都道府県の雇用開発協会等（48 協会）及び社団法人全国重度障害者雇用事業所協会への委託業務に係る随意契約については、一般競争入札、公募・企画競争など競争性のある契約形態へ移行するものとする。

第2 地方支所の廃止等

1 駐在事務所（5か所）の廃止

駐在事務所（5か所）については、業務運営の効率化を図る観点から、廃止するものとし、業務の必要性を精査した上で、必要な業務は本部が実施するものとする。

2 本部機能の集約化

本部機能については、東京本部（東京都港区）と幕張本部（千葉市美浜区）の2か所に分散しているため、効率的かつ機動的な業務運営に資する観点から、次期中期目標期間中に、東京本部を幕張本部に集約化することを検討し、結論を得るものとする。

第3 保有資産の見直し

機構が保有するせき髄損傷者職業センターの廃止に伴い生ずる遊休資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、処分を行うものとする。

第4 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関す

る法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。

また、機構の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で117.0となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成19年12月20日
厚生労働省

「勧告の方向性」を踏まえ、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「国立重度知的障害者総合施設のぞみの園」という。）の主要な事務及び事業について、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の削減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の見直しを行う方向で、更に検討を進め、次期中期目標・中期計画を策定する段階でより具体的なものとする。

第1 事務及び事業の着実な実施

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする国の施設であることを踏まえ、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 施設の設置・運營業務については、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うことにより、サービスモデルを他の知的障害関係施設等へ提供するものとする。

施設利用者の地域生活への移行目標については、これまでの地域移行の実績、施設利用者の状況、地域における受入体制の状況等を踏まえ、実現可能性も勘案した上で、3割と定めるものとする。

- ② 調査・研究及び情報提供、養成・研修及び援助・助言の業務については、具体的な研究テーマや養成・研修の内容等を定めるとともに、その成果を客観的に評価できるような具体的な目標を設定するものとする。

第2 その他の業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、16年度より毎年度役職員俸給の3.5%引下げ（18年度及び19年度で7%の引き下げ）を行ってきたところであり、次期中期目標期間においても、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、引き続き人件費改革の取組を行う。

また、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）については、独立行政法人移行後の給与の引き下げを行うことにより、対国家公務員指数で99.4となっており、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを踏まえた適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ② その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

「独立行政法人労働者健康福祉機構の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成19年12月21日

厚生労働省

「勧告の方向性」を踏まえ、独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「労働者健康福祉機構」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の見直しを行う方向で、更に検討を進め、次期中期目標・中期計画を策定する段階でより具体的なものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 労災病院の在り方の総合的検討

労災病院は、労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療を行うという、勤労者医療（勤労者の職業生活を医療の側面から支える活動）の中核的役割を果たす機能を担っており、労災疾病に係る診療においても特に高度に専門的な部分を担っているところである。

診療面においては、産業構造の変化や技術革新の進展に伴い、労働災害が減少するとともにその態様も変化してきており、また、労災指定医療機関の充実や医療技術の向上等により、労災患者比率が5%程度にまで低下しているなど、量的には労災患者に医療を提供するという役割は縮小し、相対的に地域医療の比重が高くなってきている。

経営面においては、収支相償を目指しているものの、平成18年度の当期損益が42億円、16年度以降の3年間の累計では243億円の欠損金が発生しており、改善が必要な状況にあるとともに、地域医療については、都道府県において医療計画が整備される中で、労災病院が存在する地域において一般病床が過剰となっている地域も多いことなどの状況があり、国として必要な政策医療の提供・全国への均てん化や、それぞれの地域で求められる医療の提供という機能を今後とも的確

に果たしていく観点から、現行の労災病院の体制や規模については、不断に見直していく必要がある。

このため、次期中期目標期間開始後2年程度を目途に、個々の労災病院ごとに、本来の政策医療を提供するという機能の発揮状況及びそれに要するコスト、地域の医療状況やそこで果たしている役割、今後の設備更新の必要額や収支見込み等も含めた経営状況等について総合的に検証し、その結果を公表するとともに、必要な改善措置を講ずるものとする。その際、労災病院の近隣に厚生労働省所管の独立行政法人が運営する病院（労災病院、国立病院）がある場合は、都道府県が策定する新たな医療計画、地理的配置状況や担っている医療機能等を踏まえ、個々の病院単位で労災病院と国立病院との診療連携の構築を始め効率的な運営の可能性等について検討を行うものとする。

その上で、厚生労働省全体として、次期中期目標期間終了時までには、厚生労働省所管の独立行政法人が運営する病院全体を通じ、現行の体系にとらわれることなく、それらの病院が果たすべき政策医療及び地域医療における役割を勘案しつつ、政策目的に沿った医療供給体制の最適化を図る観点から、病院配置の再編成を含む総合的な検討を行うものとする。

なお、繰越欠損金については、その解消に向けた抜本的な改革を検討するとともに、投資の効率化、人件費の削減その他の必要な措置を講ずることにより、平成20年度までに収支相償を達成し、平成28年度までを目途に繰越欠損金を解消するものとする。

2 労災疾病研究センターの研究体制の在り方の見直し

労災疾病研究は、労災疾病に関する予防、診断技術の向上や治療方法、職場復帰のためのノウハウの開発、産業医・労災指定医療機関等への知見の提供、レベルアップを図ることを目的に実施しているところである。

この労災疾病研究の中核的役割を果たすため、全国の33労災病院のうちの13病院に労災疾病研究センター（以下「研究センター」という。）が設置されており、各研究センターは、せき髄損傷、振動障害等それぞれ異なる特定分野の労災疾病について、その症例の研究や治療技術の開発を行っている。研究センターによる労災疾病の研究の推進に当たっては、症例の収集が重要であることから、労災指定医療機関である国立病院等からも症例データを収集することができるよ

うな連携体制の構築を図るものとする。

また、各研究センターが研究を担当している労災疾病は、各研究センターが設置されている労災病院における労災患者の診療実績や専門医等研究スタッフの配置状況から当該労災病院において特に専門性を有するとされる分野が指定されている場合が多いが、中には、研究センターが設置されている労災病院において、研究を担当する分野の診療実績や患者数が他の労災病院と比べても多いとはいえないものもあることから、労災疾病研究を効果的かつ効率的に実施する観点から、現行1研究センターにつき1分野として13研究センターを設置している分散型の研究体制について、診療実績や労災患者数、専門医等研究スタッフの配置状況等を勘案した集約化を検討するものとする。

3 海外勤務健康管理センター等業務の廃止

横浜労災病院に附置されている海外勤務健康管理センターについては、海外派遣者健康診断業務、海外医療衛生情報の収集・提供業務、海外勤務者からの健康相談業務を行っているところであるが、利用状況や同様の業務が他の実施主体により実施されていること等を踏まえ、海外勤務健康管理センターの業務を廃止するものとする。

また、海外巡回健康相談業務についても、外務省において実施していることから廃止するものとする。

4 産業保健推進センター業務の集約化及び効率化

産業保健推進センターは、全国47都道府県に各1か所設置されており、労災病院と連携し、企業における産業保健活動の推進を支援しており、産業保健活動を担う産業医、衛生管理者、保健師等の産業保健関係者や事業主、人事労務担当者等に対する研修、情報提供、相談等を実施しているところである。

産業保健推進センター業務については、平成18年度において、その運営経費に40億円（人件費16億円、事務所賃借料6億円、研修及び相談業務の講師の派遣依頼経費4億円他）を要しているが、業務の効率化の観点から、研修業務の共同企画、情報提供業務（ホームページ作成・情報誌作成）のうちの共通事項、経理及び審査業務を労働者健康福祉機構本部において集中して実施すること等による人件費の削減、事務所賃借料の見直し等により、次期中期目標期間において、

運営経費のおおむね3割削減を図るものとする。

また、助成金事業のうち小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業は総務省の「労働安全等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」（平成19年8月7日）を踏まえて必要な措置を講ずるものとする。

5 労災リハビリテーション工学センター業務の廃止

労災リハビリテーション工学センターは、i) せき損患者に対する日常生活支援機器の研究開発、ii) リハビリテーションへの活用を目的とした補装具等の研究開発を実施しているが、i) の業務については、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの各工学部門において、重複する研究開発が行われていることから、両センターに研究開発機能を移管するものとする。ii) の業務についても、国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて実施されていること、民間企業と共同開発した義肢装具等が既に製作・販売されており、廃止するものとする。

6 労災リハビリテーション作業所業務の廃止

労災リハビリテーション作業所は、労働災害により、外傷性せき髄損傷等の障害を被った労働者を社会復帰させるための施設であるが、新規入所者数の減少、在所者の長期滞留化・高齢化が進んでおり、社会復帰までの通過型施設としての機能の発揮が困難になっていることから、在所者の退所先の確保を図りつつ、縮小廃止するものとする。

7 独立行政法人労働安全衛生総合研究所との統合による業務の一体的実施

独立行政法人労働安全衛生総合研究所との統合により、同研究所で行っている労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防等に関する調査・研究業務と一体的に実施するものとする。

8 組織体制の見直し

組織体制については、上記事業等の見直しに併せ、業務量を検証し、業務の合理化・効率化の観点から、組織の再編を行うとともに、経費の削減を行うものとする。

第2 保有資産の見直し

第1の事務及び事業の見直しの結果生ずる遊休資産及び利用予定のない労災保険会館、宿泊施設等については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、早急に処分を行うものとする。

第3 民間競争入札の実施

医業未収金の徴収業務については、原則、すべての病院の未収金の徴収業務について、民間競争入札を実施するものとする。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同等以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。

また、労働者健康福祉機構の給与水準(平成18年度、事務・技術職員)は対国家公務員指数で100.8となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。

- ② 給与体系における年功的要素が強いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 労働者健康福祉機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。
- ③ (財)労働福祉共済会への委託業務については、随意契約を改め、競争性のある契約形態へ移行すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うものとする。

「独立行政法人国立病院機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成 19 年 12 月 21 日

厚生労働省

「勧告の方向性」を踏まえ、次期中期目標期間において、以下の事項を中心として、独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）の事務及び事業の見直しを図る。なお、この見直し事項については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から更に検討を深め、次期中期目標・中期計画を策定する段階でより具体的なものとする。

第 1 事務及び事業の見直し

1 病院経営の在り方の総合的検討

国立病院機構は、全国 146 病院の病院を一法人として運営しており、国の医療政策として担うべき医療について、全国的なネットワークを形成して取り組むとともに、それぞれの地域で求められる医療を提供している。

経営面においては、安定的な経営基盤の構築に向けて事業の徹底的な効率化を図り、全体としては収支相償を達成したものの、平成18年度において65病院が赤字となっていること、長期借入金残高は減少してきているが、平成18年度末現在において依然として約7,000億円あり、現行の病院機能を維持するだけでも今後10年間に於いて約4,600億円の投資が必要と見込まれること、また、地域医療については、都道府県において医療計画が整備される中で、国立病院が存在する地域において一般病床が過剰となっている地域も多いことなどの状況があり、国として必要な政策医療の提供・全国への均てん化や、それぞれの地域で求められる医療の提供という機能を今後とも的確に果たしていく観点から、現行の国立病院の体制や規模については、不断に見直していく必要がある。

このため、次期中期目標期間開始後2年程度を目途に、個々の国立病院ごとに、本来の政策医療を提供するという機能の発揮状況及びそれに要するコスト、地域の医療状況やそこで果たしている役割、今後の設備更新の必要額や収支見込み等も含めた経営状況等について総合的に検証し、その結果を公表するとともに、必要な改善措置を講ずるものとする。その際、国立病院の近隣に厚生労働省所管の独立行政法人が運営する病院（国立病院、労災病院）がある場合は、都道府県が策定する新たな医療計画、地理

的配置状況や担っている医療機能等を踏まえ、個々の病院単位で国立病院と労災病院との診療連携の構築を始め効率的な運営の可能性等について検討を行うものとする。

その上で、厚生労働省全体として、次期中期目標期間終了時まで、厚生労働省所管の独立行政法人が運営する病院全体を通じ、現行の体系にとられることなく、それらの病院が果たすべき政策医療及び地域医療における役割を勘案しつつ、政策目的に沿った医療供給体制の最適化を図る観点から、病院配置の再編成を含む総合的な検討を行うものとする。

なお、国立病院機構が国から引き継いだ再編成計画については引き続き着実に実施するものとする。

2 診療情報データベースの確立及び利用促進

国立病院機構が担っている政策医療の質の向上と均てん化の観点から、国立病院機構のネットワークを活用して、診療情報データベースの早期確立と民間を含めた利用促進を図るものとする。

3 監査体制の充実

国立病院機構の内部統制機能の充実強化を図るため、平成20年度からコンプライアンス制度の導入を検討するとともに、より適切な監事等の監査の実施を図る観点から、監査体制について検証し、常勤監事による監査機能の強化を図るものとする。

4 事務及び事業の効率化

長期債務残高の存在や老朽化する病院施設・医療機器設備の更新等に要する将来の資金需要等にかんがみ、医療機器の共同利用等により投資を抑制するなど、事務事業の効率化の徹底を図るものとする。

5 その他事務及び事業の見直し

上記1、2、3及び4に加え、国立病院機構が担ってきた医療やその向上を図るための臨床研究、教育研修について、以下の取組を行うものとする。

(1) 診療事業

結核、重症心身障害、進行性筋ジストロフィー、神経難病等に対する医療、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）に基づく医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある医療について、セーフティーネットとしての機能を果たす。また、医療安全と患者のQOL（生活の質）の向上に

全国規模で戦略的に取り組み、その成果の我が国医療への普及を図る。

さらに、国の医療分野における重点政策の受け皿となるモデル事業を実施するほか、都道府県が策定する新たな医療計画を踏まえ、限られた医療資源の中で地域医療に一層貢献する。特に、災害時の医療支援やへき地医療への持続的な支援、医師不足問題に直面する地域医療への支援など、国立病院機構の全国的なネットワークを活かして確実に対応する。

(2) 臨床研究事業

質の高い治験など大規模な臨床研究の充実強化により、EBM(根拠に基づく医療)推進の基盤となる医療の科学的根拠を築くとともに、医療技術の開発やその臨床への導入の受け皿となる体制の更なる整備を行う。

(3) 教育研修事業

質の高い医療従事者の養成、特に、幅広い総合的な診療能力を有し、全人的な医療を推進できる医師の育成、地域社会に貢献する教育活動を引き続き実施する。また、国立病院機構が担う医療に対する使命感を持った質の高い看護師の養成を行うとともに、看護教育の変化の中で、医療と一体となった高等看護教育の実施を検討する。

第2 非公務員による事務及び事業の実施

国立病院機構の業務については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)第52条の規定の趣旨を踏まえ、非公務員が担うものとする。このため、非公務員化について平成20年度中に結論が得られるよう、災害・緊急医療の遂行をはじめとする事務及び事業に支障を来さないための体制整備や運営のあり方等に関し、所要の検証等を行うものとする。

第3 民間競争入札の実施

国立病院機構が実施している医業未収金の徴収業務のうち、未払者に対する支払案内(集金代行)業務等について、複数の病院の業務を適切な規模に統合した上で、民間競争入札の実施を行うものとする。

第4 保有資産の見直し

国立病院機構が保有する再編成により廃止した国立病院や看護師等養成所などの遊休資産について、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却、貸付等による有効活用を行うものとする。

第5 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第4に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする

る。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同等以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）等に基づく平成 18 年度からの 5 年間で 5% 以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を 23 年度まで継続するものとする。

また、国立病院機構の給与水準（平成 18 年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で 96.2 となっているが、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを踏まえた適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ② その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 国立病院機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

「独立行政法人医薬品医療機器総合機構の主要な事務及び事業の
改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成 19 年 12 月 20 日

厚生労働省

「勧告の方向性」を踏まえ、次期中期目標期間において、以下の事項を中心として、事務及び事業の見直しを図る。なお、この見直し事項については、平成 21 年 3 月までの間に、さらに検討を進め、次期中期目標・中期計画を策定する段階でより具体的なものとする。

第 1 事務及び事業の見直し

医薬品医療機器総合機構は、平成 16 年 4 月の発足以来、「より有効でより安全な医薬品・医療機器をより早く速く国民に提供する」という使命を果たすため、審査・安全体制の整備に努めてきた。

次期中期目標期間においては、今後の審査・安全業務の増加や専門性の高度化に的確に対応し、我が国が欧米と並ぶ三極として国際的な役割を担っていくため、業務の見直し、効率化を行いつつ、審査の迅速化・質の向上、安全対策の着実な実施等に取り組むこととする。

1 審査関連業務のうち、ドラッグ・ラグの解消に向けた見直し

新医薬品審査については、ドラッグ・ラグ（欧米で承認されている医薬品が我が国では未承認であって、国民に提供されない状態）2.5 年を平成 23 年度に解消するとの目標に向け、審査の迅速化・質の向上に係る年度別の達成目標及び工程表（アクション・プラン）を作成し、毎年度その進捗状況について評価・検証等を行い、達成状況を踏まえて必要な見直しを行うこととする。

また、アクション・プランについては、次期中期目標期間中に到来するドラッグ・ラグ解消の目標年度終了後、速やかにその成果の検証を行うこととする。

2 審査関連業務のうち、デバイス・ラグの解消に向けた見直し

新医療機器審査については、デバイス・ラグ（医療機器におけるドラッグ・ラグと同様の問題）の現状把握、原因分析を行うとともに、その結果を踏まえ、審査プロセスの標準化、マネジメントの強化及び業務の効率化等の必要な措置を講じ、審査の迅速化を図ることとする。

3 安全対策業務の着実な実施

医薬品や医療機器の安全性に係る情報の確実かつ迅速な収集・分析・提供等を行う安全対策業務については、グローバル開発の進展やライフサイエンスなどの新しい技術に対応して、優れた医薬品・医療機器を国民に早く提供していくために、引き続き、審査関連業務とバランスのとれた形で業務を確立して、リスク管理を的確に行うことが非常に重要である。

このことを踏まえつつ、安全対策業務については、一層の効率的かつ着実な実施を図るとともに、業務の実施状況や成果を国民に対して分かりやすく説明する観点から、次期中期目標等において、各事業の成果をよりの確に把握できる指標を設定することとする。

4 業務全般に係る効率化の徹底

医薬品医療機器総合機構の業務経費の大半は、申請企業等が負担する手数料、拠出金で賄われているが、これらは、最終的には医薬品等を使用する国民の負担に帰するものであることを踏まえ、各業務について、効果的かつ効率的な業務運営を徹底することとする。

また、医薬品医療機器総合機構の事務所については、申請者の利便性、厚生労働省との緊密な連携の必要性及び今後の人員増によるスペースの確保の必要性を踏まえ、より効果的かつ効率的な業務運営の確保の観点から、次期中期目標期間中において、他の場所への移転も含めた検討を行い、必要な措置を講ずることとする。

第2 その他の業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について、以下の取組を行うこととする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定することとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続することとする。

また、医薬品医療機器総合機構の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で121.1となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表することとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 国からの出向者の割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進することとする。

- ① 医薬品医療機器総合機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請することとする。

「独立行政法人農畜産業振興機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直しについて(案)

平成19年12月21日

農 林 水 産 省

勧告の方向性を踏まえて、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「農畜産業振興機構」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うこととする。

第1 業務の成果の評価

- 我が国の農政は、今、大きな転換期を迎えており、そうした中、国、独立行政法人、地方公共団体、中央・地方の公益法人等の関係者が農畜産業をめぐる諸課題を解決していくに当たり、農畜産業振興機構が今後果たすべき役割・ミッションをより明確にする必要がある。

したがって、次期中期目標等においては、国の政策における農畜産業振興機構の任務の位置付け、国・民間等との役割分担を明確にした上で、当該任務・役割の達成度を測る際に十分機能するアウトカム指標を含む適切な指標を業務内容等に応じそれぞれの業務ごとにできる限り具体的かつ定量的に設定し、その成果の評価を厳格かつ客観的に行うこととする。

第2 畜産関係業務の見直し

1 学校給食用牛乳供給事業

- 学校給食用牛乳供給事業のうち、普及啓発を中心とした消費の維持拡大・定着促進に係る事業については、各都道府県の事業実施主体の取組について、効果の高い活動事例の情報提供やその活用促進により重点化を進めること、各事業実施主体の事業の提案に際しその必要性・有効性等に関し事前の検証を行うこと等によりメリハリの効いた効率的な普及啓発活動を実現するとともに、各事業メニューについて、消費の維持拡大・定着促進という事業目的の達成度を測る上でふさわしい指標をできる限り具体的に設定し事業成果の評価を行い、その結果に基づき、事業メニューの改廃を推進するなど不断の見直しを徹底することとする。

2 保有する資金の見直し

(1) 保有規模

- 保有する資金の規模については、次期中期目標期間において、事業費削減の取組を引き続き継続するとともに、過去における保有資金からの支出の実績、この支出によりもたらされた生産及び流通の合理化の効果、農畜産業振興機構からの補助金等により公益法人等において造成された基金の残高等を考慮した上で、補助金等を保有資金から優先的に支出し、国からは必要な補助金等の全体額と比してなお必要な額を農畜産業振興機構に交付する等により交付金を極力抑制し、保有資金の規模拡大を抑制することとする。

(2) 透明性の確保

- 保有する資金の透明性の確保については、畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを積極的にかつ分かりやすい形で開示し、会計処理の透明性を確保することとする。

また、事業返還金の活用に当たっては、適切な会計処理であることについて分かりやすい説明を付記することを始め説明責任を十分に果たすこととする。

3 畜産業振興事業等

- 畜産業振興事業等については、補助金等を効率的かつ適切に活用する観点から、以下の措置を講ずることとする。
 - ① 各事業メニューの趣旨・目的に照らし、最終的な生産者等に補助金等が最も効率的かつ迅速に交付されるようにするため、補助金等の経路の在り方及び各法人等における基金の造成の在り方をゼロベースで見直す。この際、農畜産業振興機構において、既に調整資金等一定水準の資金を保有しており、弾力的な資金の運用が確保されていること等を考慮に入れる。
 - ② ①において、造成が必要とされた基金についても、定期的に見直し、現在保有している基金の規模に比して利用が低調なものなど、使用見込みの低い基金について、農畜産業振興機構への返納、適正な規模への縮減等を行う。
 - ③ 補助金が経路する各法人等における事務費も含め事業費削減の取組を引き続き継続するとともに、事業実施主体の選定に公募制を導入し、事業の一層の透明性・公平性の確保を図る。
 - ④ 事業を効率的に実施するため、決算上の不用理由の分析や費用対効果分析など事後の評価・分析を充実し、その結果に基づき、事業の改廃、事業費の縮減等を行う。

第3 蚕糸関係業務の見直し

- 蚕糸対策の抜本的な見直しに併せ、農畜産業振興機構が実施している蚕糸関係業務については、現行の中期目標期間終了時に、廃止することとする。

第4 野菜関係業務の見直し

- 野菜関係業務のうち、重要野菜等緊急需給調整事業及び指定野菜価格安定対策事業については、平成19年度からの新たな野菜対策において、両事業の実施における連携策が講じられたこと等を踏まえ、次期中期目標期間中のできる限り早期に、事業の一層の効率的・効果的な実施の観点から、以下の措置を講ずることにより、農畜産業振興機構への機能・実施体制の集約を行い、野菜価格の一層の安定と国庫支出の削減を進めることとする。
 - ① 重要野菜等緊急需給調整事業について、現在公益法人が実施している資金造成や登録出荷団体等への交付金の交付等を農畜産業振興機構において一元的に行う新たな事業形態に移行する。
 - ② 指定野菜価格安定対策事業について、現在農林水産省が実施している指定野菜の供給計画数量と出荷実績数量との乖離の度合いの認定を、指定野菜の出荷実績数量のデータを把握している農畜産業振興機構に移管する。あわせて、農畜産業振興機構による認定が適正に行われるよう事後チェック等の措置を講ずる。

第5 情報収集提供業務の見直し

- 情報収集提供業務については、より少ないコストで事業の実施効果を発揮させる観点から、次期中期目標期間中に以下の措置を講じた上で、事業及び業務運営の徹底した効率化を図ることとする。
 - ① 品目横断的かつ国内外一体的に情報収集提供を行う組織体制に再編する等により、効率化する。
 - ② 調査テーマの重点化等業務の合理化を徹底的に行う。
 - ③ 紙媒体での情報提供について、利用者のニーズを踏まえつつ、より効率的な情報提供とするため、実施効果を検証した上で、ホームページによる情報提供への重点化、紙媒体での情報提供の合理化等の見直しを行う。なお、上記第3の見直しに併せ、蚕糸関係の情報収集提供業務を廃止することとする。

第6 地方事務所等の見直し

- 農畜産業振興機構の地方事務所及び出張所のうち、東京、千葉、横浜、名古屋、大阪、岡山、福岡及び宮崎の各事務所等については、業務の電算処理システム化の推進の結果等を踏まえ、平成19年中に廃止することとする。
また、札幌、鹿児島及び那覇の各事務所については、次期中期目標期間中に、業務実績等を踏まえ、その在り方について検討し、必要に応じ見直しを行うこととする。

第7 給与水準の適正化等

- 総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。これに併せ、次期中期目標期間中の総人件費に係る具体的な効率化目標を設定した上で、次期中期目標に明記し、目標達成に向けた取組を行うこととする。

また、農畜産業振興機構の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で132.9となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、次期中期目標期間中の地域・学歴を勘案した対国家公務員指数に係る具体的な効率化目標を設定した上で、次期中期目標に明記し、目標達成に向けた取組を行うこととする。その検証結果や取組状況については公表することとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。

さらに、管理職割合については、効率的・効果的な業務運営を遂行するための組織体制の在るべき姿について十分に検討し、適正な管理職割合の具体的な目標を設定した上で、次期中期目標に明記し、目標達成に向けた取組を行うこととする。

第8 資金の流れ等についての情報公開の推進

- 農畜産業振興機構が実施する補助事業等については、独立行政法人の運営状況等について国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、農畜産業振興機構からの直接の補助対象者についてだけでなく、そこから更に補助を受けた者についてもその団体名、金額、実施時期等を公表することとする。あわせて、生産者等にわたった資金の事業別・地域別の総額も公表することとする。

また、農畜産業振興機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金については、国の基準（補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）等）の趣旨を踏まえ、農畜産業振興機構から直接交付を受けた補助金による基金にとどまらず、公益法人等を経由し間接的に農畜産業振興機構の補助金の交付を受けて設置造成されているものも含

めてすべての保有状況、今後の使用見込み等を農畜産業振興機構において公表することとする。

第9 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第8に加え、業務全般について以下の取組を行うこととする。

1 効率化目標の設定

- 一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定することとする。

2 随意契約の見直し

- 契約については、原則として一般競争入札等によることとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進することとする。
 - ① 農畜産業振興機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
 - ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。
- また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請することとする。

「独立行政法人農業者年金基金の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直しについて（案）

平成19年12月21日
農 林 水 産 省

「勧告の方向性」を踏まえて、独立行政法人農業者年金基金（以下「農業者年金基金」という。）の事務及び事業については、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、次期中期目標期間に向けて、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 委託業務の効率化

- 農業者年金に関する受給権者等からの個別の相談に対応するため、特別相談活動事業を都道府県農業会議、都道府県農業協同組合中央会、全国農業会議所、全国農業協同組合中央会に委託しているところであるが、委託業務の効率的・効果的实施の観点から、これを廃止するものとする。
- 農業者年金の業務受託機関（市区町村（農業委員会）、農業協同組合、都道府県農業会議、都道府県農業協同組合中央会、全国農業会議所、全国農業協同組合中央会等）における委託業務の実施状況を業務実績報告書等によりの確に把握するとともに、その実施状況や効果の検証を行った上で、それぞれの業務委託費を業務実態等を踏まえた適正な額とし、業務委託費全体の計画的な削減を図るものとする。
そのため、委託業務の効率的・効果的实施の観点から、定額割部分について、業務受託機関ごとの業務量を反映した配分となるよう見直すものとする。
- 制度普及活動についても、新制度発足後5年以上が経過していることから、これまでの新規加入者の加入実績、加入状況等を踏まえ、経済性・有効性を高める観点から、
 - ① 効果の高い活動事例を活用した制度普及活動を積極的に推進
 - ② 認定農業者や家族経営協定締結者などに加入を重点的に勧めることを明確化した具体的な戦略プランを作成するなどにより重点化し、メリハリの効いた効率的・効果的な制度普及活動を実施するものとする。
また、普及活動に係る業務委託費について、加入推進にインセンティブを与える配

分となるよう見直すものとする。

第2 組織面の見直し

1 北海道及び九州連絡事務所の廃止

農業者年金基金は、東京に本部を設置しており、これら地域と地理的・時間的に距離がある北海道及び九州に連絡事務所を設置し、現地に密着した業務を実施してきたところである。しかしながら、両連絡事務所において処理されている事務が他地域では本部において一元的に実施されており、情報通信技術の進展等により両地域についてその例外とする根拠が乏しくなったことや業務運営の効率的・効果的実施の観点から、次期中期目標期間中のできる限り早期に廃止するものとする。

2 業務実施体制の見直し

農業者年金基金では、農業者年金の支給要件の審査を始め、業務の一部を農業委員会等に委託している。この現況を踏まえつつ、農業者年金基金の体制については、本部における現在の業務内容や業務量等にかんがみ、業務の執行方法等の見直しを行うことにより、次期中期目標期間内に常勤職員数を極力縮減し、経費の縮減を図るものとする。

3 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。これに併せ、次期中期目標期間中の総人件費に係る具体的な効率化目標を設定した上で、次期中期目標に明記するものとする。

また、農業者年金基金の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で122.5となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、次期中期目標期間中の対国家公務員地域別指数に係る具体的な効率化目標を設定した上で、次期中期目標に明記し、国家公務員の給与構造改革に準拠した給与制度の改正に加え、自主的な取組を積極的に行うものとする。その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。

- ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。

第3 保有資産の見直し

- 農業者年金基金の保有する職員宿舍等については、利用率が低調であることを踏まえ、次期中期目標期間中のできる限り早期に、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却するものとする。

第4 業務全般の見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費（年金給付費等を除く。）に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 農業者年金基金が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

「独立行政法人緑資源機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直しについて（案）

平成 19 年 12 月 21 日
農 林 水 産 省

独立行政法人緑資源機構（以下「緑資源機構」という。）については、緑資源機構が発注する緑資源幹線林道事業の測量・建設コンサルタント業務に関して、発注者側が組織的に、かつ、長期間にわたって反復継続して一連の談合を主導していた極めて悪質な「官製談合」事件が起こったことを受け、廃止することとしたところである。

「勧告の方向性」を踏まえ、緑資源機構を廃止するに当たって、その事務及び事業については、職員教育の徹底などコンプライアンス体制の整備を図るとともに事業の透明性を高めつつ、以下の見直しを行うこととする。

第 1 緑資源機構の廃止に当たっての事務及び事業の見直し

1 水源林造成事業の見直し

水源林造成事業については、事業開始後既に 50 年近くが経過し、その間、木材価格の大幅な低落を始め、同事業をめぐる状況は大きく変化している。このため、厳しい財政状況にもかんがみ、事業の公益的機能をより持続的かつ高度に発揮させるため、また、コスト縮減を図るため、以下の措置を講ずるものとする。

(1) 今後の新規契約について、

① 主伐を 50 年生から 80 年生程度までの数十年にわたって分散して、かつ、伐採面積を小面積に分散して行う等主伐方法を見直す、

② ①に併せ、保育方法を見直す

など、事業のリモデルを行い、契約内容・施業方法を抜本的に見直すものとする。見直しに当たり、設立が予定されている国有林野事業の一部を移管する独立行政法人へ本事業が継承されるまでの間は、新たなモデルの検証期間として、その検証に必要なものに限定して新規契約を行うものとし、当該検証結果に基づき、同独立行政法人においてその本格的な導入を行うものとする。

(2) また、既契約分については、現在の取組に加え、施業方法の見直し等により更なる徹底した造成コストの縮減に取り組むものとする。

2 緑資源幹線林道事業の見直し

緑資源幹線林道事業については、独立行政法人の事業としては廃止するものとする。なお、今後、国の補助事業として実施する際には、実施計画の策定に当たり、

地方公共団体が、対象区域の森林整備等を促進する観点から現行計画を必要に応じて柔軟に見直すことを認めるものとし、補助事業として適切かつ効率的な事業執行を図るよう要請するものとする。

3 特定中山間保全整備事業の見直し

特定中山間保全整備事業については、現在実施中の区域の事業完了をもって廃止するものとする。

4 農用地総合整備事業の見直し

農用地総合整備事業については、現在実施中の区域の事業完了をもって廃止するものとする。

5 海外農業開発事業の見直し

海外農業開発事業については、独立行政法人国際農林水産業研究センターにおいて、現在実施中の事業終了により、開発途上にある海外の地域における農業に関する試験・研究等の業務の中に再編・統合するものとする。

第2 緑資源機構廃止に当たっての組織面の見直し

1 地方事務所の見直し

地方事務所については、各事業の見直しに併せ、必要性をゼロベースで検証した上で、以下の措置を含め効率的な必要最小限の実施体制へ再編するものとする。

① 地方建設部8か所については、緑資源幹線林道事業の廃止に伴い、既往の工事箇所に移管までの間、保全工事等を実施するための暫定的かつ必要最小限の組織を配置した上で、すべて廃止する。

② 建設事業所（次期中期目標期間開始時において9か所）については、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業における現在実施中の各区域の事業完了時に、当該区域の事業所を順次速やかに廃止する。

2 業務実施体制の縮小

継承される残事業の実施については、職員の有する知識・経験をいかしつつ、将来の事業の内容・規模に応じた体制で行うものとし、順次執行体制等の縮小を行うものとする。この際、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）Ⅳ. 3. 雇用問題への対処で方針が示された独立行政法人間の職員の適正な配置のための仕組み等を活用できるよう環境整備を図るものとする。

第3 保有資産の見直し

緑資源機構が保有する資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 職員宿舎については、事業の縮小に伴う人員の状況に応じ、必要性の乏しいものについて、順次、売却等の処分を行う。
- ② その他の資産についても、売却等の処分に努める。

独立行政法人日本貿易保険の中期目標期間終了時における
組織・業務全般の見直しについて（案）

平成19年12月21日
経済産業省

I. 現状に関する基本認識

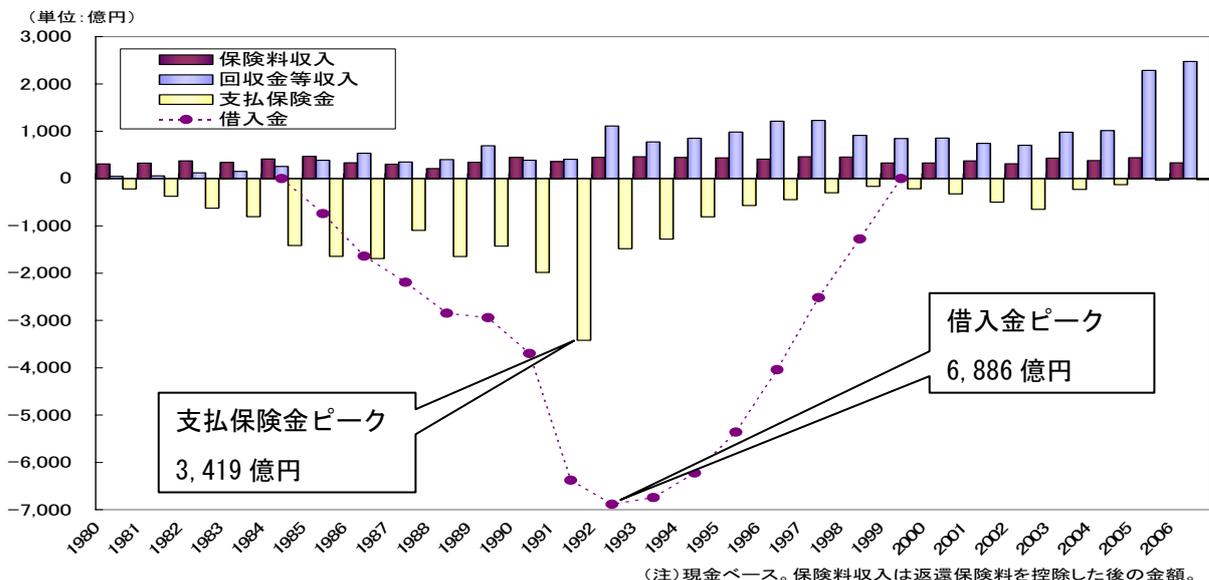
1. 日本貿易保険（NEXI）の目的、特徴

【日本貿易保険の目的】

独立行政法人日本貿易保険（以下「NEXI」という。）は、我が国企業の輸出・投資における国際競争力や我が国経済の健全な発展に必要な資源の確保に資するため、外国貿易や海外投資等の対外取引において生じる通常の保険では救済することができないリスクのカバーを効率的かつ効果的に行うことを目的として（貿易保険法第5条）、平成13年4月に、経済産業省本省から貿易保険の実施部門を分離して、独立行政法人として発足したものである。

【貿易保険の特徴】

貿易保険は、民間の保険では通常担いきれない戦争、為替取引の制限、大型案件といったリスクをカバーする一方で、その債権回収は、当該リスクの性格上、主にパリクラブ等の政府間交渉の場を通じて長期間にわたるという性格を有している。このため、過去の収支の推移からも窺われるように、支払保険金と保険料・回収金については、長期間での収支相償が前提となるが、その間の制度の維持には国の信用力と国の交渉力が不可欠であるため、民間事業者が行う営利を目的とした通常の保険事業とは本質的に事業構造を異にするものである。



主なこれまでの保険金支払実績

○中南米の累積債務問題	(83年～93年)	約3,500億円)
○湾岸戦争の影響	(91年)	約3,400億円)
○旧ソ連崩壊	(92年～01年)	約2,000億円超)
○アジア危機	(01年～04年)	約500億円)

【現行の枠組み】

現在の枠組は、NEXIが、リスク度合いのみならず、政策的意義（国益）を勘案しながら、貿易保険の専門機関として、貿易保険の引受、審査、債権回収等の業務を運営することにより、その専門性を高めるとともに、サービスの向上を図っているものである。

また、貿易保険のリスクは極めて大きいため、国の信用力による再保険制度を通じて必要最小限の出資によって効率的に保険制度を運営する一方、再保険てん補率の制度を設けてNEXIが一部のリスクを負担することにより、事業運営がモラルハザードによって非効率化することを防いでいる。

2. これまでのNEXIの取組実績

NEXIは、第一期中期目標期間（平成13年4月～17年3月）においては、国の通商政策と連携しつつ、高度かつ専門的なリスクの分析・管理、サービスの中味の向上と事務手続の迅速化、業務運営の効率化等に努めてきた。

第二期中期目標期間（平成17年4月～21年3月）においては、国の重要政策分野への業務の戦略的な重点化や民間保険会社による参入の円滑化を図るとともに、顧客ニーズの一層の多様化・複雑化や、民間参入を通じたサービス拡大・多様化への期待を踏まえつつ、引き続き、顧客のニーズの把握、サービスの向上や商品性の改善、業務運営の効率化、財務内容の改善に努めることとしている。

【国の重要政策分野への業務の戦略的な重点化】

平成18年度までに、まず、国の重要政策分野への業務の戦略的な重点化については、①資源エネルギーの安定供給確保の観点から、カントリー・リスクの高い資源国等の引受方針の見直し（平成18年8月）や、海外事業資金貸付保険の商品性を見直しによる新保険（資源エネルギー総合保険）の創設（平成19年4月）とカザフスタンのウラン案件等の資源案件の引受^(注)、②アジアとの経済連携の強化の観点から、アジアにおける現地通貨建債券市場の育成のためのアジアボンドへの保険の付保や、日系企業の輸出拡大にも資する東南アジアの貿易保険機関との再保険協定の締結、③中小企業の国際展開の支援の観点から、中小企業輸出代金保険の創設と引受拡大、④グ

ローバルな環境問題への意識の高まりに対応し、公的信用供与機関としての社会的責任を果たすための、環境社会配慮ガイドラインによる審査の徹底、環境配慮型プロジェクトの組成の促進等を推進しているところである。

(注) 本年4月、甘利経済産業大臣が率いる官民ミッションによるカザフスタン往訪時に、NEXIとカザフスタン国営原子力公社との間で、同公社に対する引受枠の設定に関する協定を締結し、同協定の下、ウラン鉱山開発プロジェクトに関し付保を行った。

2014年以降、同鉱山からは年間5,000トンのウランが生産される予定であり、そのうち、本邦企業が2,000トンの引取権を有する。これは、現在の我が国の年間ウラン需要の約20%に相当する。

【民間保険会社による参入の円滑化】

次に、民間保険会社による参入の円滑化については、平成17年4月以降本格的に参入が行われたことを受けて、NEXIとしても、民間保険会社への委託販売の拡充を行うとともに、平成19年4月には輸出組合等の包括保険について付保選択制を導入することにより、民間参入の環境整備に取り組んでいる。

【サービスの向上や商品性の改善】

サービスの向上や商品性の改善については、保険の申請や査定に関する業務処理期間について個々に数値目標を掲げることにより、業務の迅速化に努めるとともに、バイヤー格付や国別与信管理に関する新モデルの導入等リスク分析・評価の高度化に取り組んでいるところである。また、ホームページやパンフレットを通じた広報・普及活動により透明性を高めつつ、顧客ニーズを反映した商品性の見直し（資源エネルギー総合保険の創設や組合包括保険の付保選択制の導入）に取り組んでいるところである。

【業務運営の効率化】

業務運営の効率化については、業務費の削減目標（4年間で10%を上回る削減）、人員削減（3年間で3%以上の削減）を前倒しで進めるとともに、給与体系の見直しや職員の能力向上のための専門知識の研修の拡充、新情報システムの導入によるサービスの向上に取り組んでいるところである。

【財務内容の改善】

財務内容の改善については、昨今の世界的な経済環境の改善を受け、過去からのリスケ債権について期限前回収を進めたこと、信用事故に係る債権回収についても民間サービス会社の活用等により中期計画における目標を上回る回収実績を上げていることから、近年、過去最高水準の回収を達成しており、資産の流動性の向上、財政基盤の一層の充実を実現している。その結果として、過去、多額の保険事故が発生した

際に、一般会計より財政基盤の強化のために貿易再保険特別会計に繰り入れた資金について、平成19年度より4年間で完済する予定である。

3. 貿易保険を巡る最近の状況

【貿易保険に対する政策的なニーズ】

貿易保険に対する政策的なニーズについては、資源の確保を巡る世界的な競争の激化を受け、官民ミッションの派遣等のトップセールスによる、資源エネルギーの安定供給確保のためのプロジェクトの支援が活発に行われる中、重要な政策ツールとして機能することが期待されている。また、開発途上国からも、我が国からの必要物資の輸入に不可欠な短期保険の拡充や、経済発展の基盤となるインフラの整備等に対する各種保険の引受けへの要請が数多く寄せられているところである。

この他、アジア諸国との経済連携の強化が進む中、我が国からの貿易・投資に加え、現地日系企業が第三国と行う取引についての保険ニーズが拡大しているため、アジア諸国の貿易保険制度の構築に対し、我が国が知的支援や再保険協力を行うことへも期待が寄せられている。

さらに、今後は、我が国の環境・省エネ技術の普及、航空機、原子力発電所等の新たな産業分野の海外市場への開拓について、貿易保険が戦略的な政策ツールとして貢献することが期待されている。

【民間保険会社による参入の現状】

貿易保険への民間保険会社による参入の現状については、平成17年度がNEXIの年間保険料収入（455億円）の1%超、平成18年度がNEXIの年間保険料収入（356億円程度）の5%超と拡大傾向にあるが、総量としては依然として低い水準に止まっている。民間保険会社から提供されている保険の内容については、傾向としては、期間については1年以内の短期が中心であり、地域についてはリスクの高い国に対するオフカバー等の制約がみられる。

なお、平成18年6月に施行された「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）」（以下「行革推進法」という。）において、今後の我が国政府の対応について、「民間事業者の参入の一層の促進を図り、民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることを通じて、貿易再保険特別会計において経理される事務及び事業の見直しを行うものとし、関連する制度の改正について平成20年度末までを目途に検討する」ものとされている。

【海外の貿易保険の状況】

海外の貿易保険の状況については、主要先進国はいずれも自国の輸出競争力確保の観点から、従来より政府の責任において貿易保険制度を運営してきており、OECD

等の場において引受等のルールについて国際的なガイドラインが設けられている。また、近年は、東南アジア諸国等の開発途上国においても自国の経済の成長を受けて、貿易保険制度の構築が進められており、NEXIに対しても協力が要請されているところである。先進国の貿易保険制度の制度設計については、民間企業による国内取引信用保険が発達してきた欧州では、90年代後半以降、欧州の市場統合の進展に伴って、欧州域内や先進国向けの一定の取引分野については国による貿易保険の対象から外されているが、米国、カナダ、韓国などその他の国では、民間企業と国による貿易保険が共存している状況にある。

II. 日本貿易保険の組織・業務の見直しの方向

日本貿易保険については、平成19年12月19日に経済産業大臣 甘利明、内閣官房長官 町村信孝、内閣府特命担当大臣 渡辺喜美の3大臣折衝により、以下の合意が行われている。

「独立行政法人日本貿易保険を政府全額出資の株式会社に移行するため、特別法（貿易保険法）において、以下の措置を講じる。

（株式）

1. 会社の株式は、政府が常時全額保有する旨の規定を置く。

（経済産業大臣の指揮監督）

2. 資源政策や通商政策との連携を確保するため、業務運営に関する経済産業大臣の指揮監督を規定する。（特に政策的に重要な案件についての引受指示を含む。）

（意思決定）

3. 効率的、機動的な経営を行うため、会社法に基づく意思決定を基本とする。役員を選任、内部統制や外部ガバナンスの整備は、会社法に基づき行うものとする。

（非課税措置）

4. 営利事業ではなく国の事業を行うため、法人税等の非課税措置を講じる。一方、利益が生じた場合には、必要な準備金の積立を除き全額国庫納付する旨の規定を置く。

（信用維持）

5. 政策的に重要な案件の引受及び大規模な保険事故の発生の際に会社の信用を維持するため、将来における政府の支援措置や存廃についての政府の関与を規定する。」

これを踏まえ、新たな組織形態に移行するまでの間は現行の独立行政法人の組織形態を継続し、次に掲げる措置を講ずる。

1. 民間事業者の参入の促進

経済協力開発機構（OECD）の加盟国への輸出に係る短期の貿易保険その他の貿易保険への民間事業者の参入の一層の促進を図るものとする。

2. 業務運営の一層の効率化

(1) 業務の委託契約関係の見直し

NEXIでは、一定の必要性に基づき、これまでいくつかの業務について随意契約による外部への委託を行ってきた。しかしながら、業務運営の効率性について、これまで以上に客観的な説明責任を果たすことが求められる中、委託契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

① 日本貿易保険が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。

② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

なお、関連公益法人である(財)貿易保険機構への委託業務については、業務の内容を抜本的に見直した上で、随意契約での委託を改め、一般競争入札により実施する。

(2) 業務費の効率化、給与体系の見直し

業務費（人件費を含む）の効率化については、現行中期目標等において10%を上回る削減目標を掲げている。次期中期目標においては、今回の整理合理化計画を踏まえ、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

役職員の給与については、これまで専門性の向上の観点から、しかるべき給与水準の下で、人材市場から金融機関などの優れた人材を確保してきたところである。加えて、優秀な人材を確保しつつ総人件費の上昇を抑制する観点から、定期昇給の見直し等の取り組みを行ってきたところであるが、総人件費については、行改推進法等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を現行の組織

形態の間について継続するものとする。

また、日本貿易保険の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で139.1（地域、学歴を勘案後は118.8）となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、十分に国民の理解を得られるものとなっているか等、勧告の方向性に記載された内容について検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の中期目標期間終了時における
組織・業務全般の見直しについて(案)

平成19年12月19日
経済産業省

I. 現状に関する基本認識

1. 新エネルギー・産業技術総合開発機構の目的

新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)は、

- ①我が国産業競争力の源泉となる産業技術について、将来の産業において核となる技術シーズの発掘、産業競争力の基盤となるような中長期的プロジェクト及び実用化開発までの各段階の研究開発を、産学官の総力を結集して高度なマネジメント能力を発揮しつつ実施することにより、新技術の市場化を図ること
- ②新エネルギー及び省エネルギー技術の開発と、実証試験、導入助成等の導入普及業務を積極的に展開することにより、新エネルギーの利用拡大と更なる省エネルギーを推進し、さらに、国内事業で得られた知見を基に、海外における技術の実証等を推進することにより、エネルギーの安定供給と地球環境問題の解決に貢献すること

を目的に、2003年10月に独立行政法人として設立された。

2. NEDO の特徴

NEDOは、他の研究開発独立行政法人とは異なり、固有の研究開発施設を保有して自ら研究開発を行うのではなく、我が国の産業競争力の強化等の政策目的に基づいて実施される、企業化を見据えた研究開発事業に対して資金の提供を行うとともに、研究開発プロジェクトについて戦略的な実施と柔軟かつ機動的なマネジメントを実施している。さらに、これにより得られた多くの教訓を、「NEDO研究開発マネジメントガイドライン」として作成し、組織知として共有・蓄積している。

また、大学・企業等の第一線で活躍する研究者をNEDOの職員として受け入れることにより、研究開発マネジメントの高度化を図るとともに、研究開発事業の実施に際して、現場主義を徹底し、スピード感を持って柔軟かつ機動的な進行管理を行うことにより、ビジネス展開に直結したプロジェクトの計画・遂行が可能となっている。

さらに、過去からの数多くの研究開発事業(年間140程度)への参加者、大学・企業等からNEDOへの出向経験者などの産官学にわたる幅広いネットワークを有しており、その活用により、既存の枠組みを超えたさまざまな知見の獲得、知の融合が可能となっている。

その一例が通商産業省(現 経済産業省)のサンシャイン計画から継続された新エネルギー分野であり、太陽電池については基盤技術(シリコン薄膜製膜技術、基盤スライス技術等)のほとんどに関与し、また、風力発電については、2005年度における累積導入量の約5割に貢献している。

このように政府の基本的な政策の方針に沿った政策の遂行と表裏一体の事業遂行により、社会が必要とする分野で大きなインパクトを生むことが可能となっている。

3. これまでの取組と実績

(1) 業務内容の重点化

昭和 55 年(1980 年)に新エネルギーの開発を促進する特殊法人として設立後、各種業務追加が行われ、新エネルギー・省エネルギー技術開発・導入普及業務、ほぼ全ての産業技術に係る研究開発業務、石炭合理化業務、アルコール製造・販売業務等の多岐にわたる業務を担う機関となった。平成 15 年 10 月の独法化を契機に業務の見直し・廃止に着手し、海外石炭関係貸付・債務保証業務及び地熱開発資金債務保証業務の廃止を始め、平成 17 年度末にアルコール業務の廃止・特殊会社化と研究基盤施設設備に係る出資業務の廃止、18 年度末に石炭鉱害復旧業務の廃止を行った。これらを通じ、NEDOは、その行うべき業務を、「研究開発業務」、「新エネルギー・省エネルギー導入促進業務」及び「地球温暖化対策業務」の3つに重点化している。

(2) 研究開発等の内容に関する主な実績

①競争力ある産業の創出

競争力ある産業の創出に至った顕著な事例として太陽光発電技術があり、太陽電池生産量においては世界シェア上位6社のうち4社を日本企業が独占している。日本の太陽電池生産額は、国内出荷分と輸出分を合わせ、2005年で約3900億円にも達した。また、本技術の成果は太陽光発電技術にとどまらず、半導体の製造技術及び液晶パネルの面積化にも発展している。

半導体製造技術においては、現在のデジタルAV家電に用いられる最先端の半導体製造技術についてNEDOの開発した微細加工技術が採用されている。1997年時点で米国シェア6割以上であった電子ビーム描画装置市場においては、2005年時点で日本が8割以上のシェアを獲得するなど、日米シェアが逆転するほどの産業創出があった。

②直接的な特許・論文や人材の輩出

現行中期計画に基づき、NEDOの研究開発事業の成果指標として、論文数(期間中に1,000本)、特許出願数(期間中に国内5,000件、海外1,000件)、産業技術人材育成(期間中に5,000人)を目標に掲げており、現行中期目標期間中(平成19年度末)にほぼ達成の見込みである。

また、内閣府主催の産学官連携功労者表彰においては、東京大学荒川泰彦教授、東北大学井上明久教授を始め、NEDO事業の実施者が5年連続で内閣総理大臣賞を含む大臣賞を受賞している。

③新エネルギー・省エネルギーの導入普及

国のエネルギー基本計画や京都議定書目標達成計画に基づき、導入支援等の業務を通じて、これまで新エネルギー・省エネルギーの導入普及に貢献してきた。例えば、新エネルギー分野における太陽光発電の導入量は、7.9万kw(2005年度までの累計)、風力発電の導入量は58.7万kw(2005年度までの累計)となっている。また、省エネルギー分野においては、事業者支援事業により原油換算で252.6万kl(2006年度までの累計)の省エネルギーが達成されている。

④その他

上記以外にも、京都メカニズムクレジットの取得など、国家目標の達成に大いに貢献している。

国際事業においては日中、日印等二国間政府レベルのセミナーを経済産業省と共催するなど海外との政府レベルの政策対話の支援を行っている。

(3) 研究開発マネジメントに関する主な実績

①全般

将来の社会ニーズや技術進歩の動向を踏まえ、要素技術、要求スペック、それらの導入シナリオを時間軸上に示した「技術戦略マップ」を、経済産業省とともに、総勢350名の専門家を糾合して策定・更新し、我が国の研究開発の方向性を関係者が共有することによる効率向上に貢献している。

また、大学が技術の中核となっており優れた成果を生み出しつつあるプロジェクトを対象とし、大学に拠点を設けて人材育成、人的交流事業等を展開する「NEDO特別講座」を開始し、産学連携・人材育成の質の向上を図っている。

組織内においては、過去のプロジェクトの成功例、失敗例、その原因などのノウハウ・教訓等を組織知として蓄積する「NEDO研究開発マネジメントガイドライン」を策定し、活用している。

さらに、イノベーション実用化助成事業では、実施者の経営能力に関する要素を審査の過程で重視するメカニズムを構築した。

②企画段階

「企業・大学インタビュー」に基づき、公募型研究開発助成制度、多段階選抜方式によるステージゲート方式、垂直連携プロジェクトフォーメーション、労務費の定率化などの具体的な取組に結び付け、翌年のインタビューで評価する仕組みを定着させた。

プロジェクトの採択においては、企画公募を通じて、最高の英知を集めたプロジェクトフォーメーションを実現し、その過程で約5000人の外部有識者のプールを形成、事前評価（採択審査）を実施している。また、プロジェクトの実施において、有識者をプログラムマネージャー（PM）・プログラムオフィサー（PO）として採用して活用するとともに、部署横断的なリエゾン担当を設置し、分野融合型・連携型プロジェクトの企画を促進している。

さらに、地域に埋もれた「まだ見ぬ強豪」シーズを発掘するために、外部専門家を「新技術調査委員」として全国各地に配置するとともに、地方経済産業局や地方の大学との連携を強化している。

③実施段階

中間評価等の結果に基づき、成果を挙げている事業にはさらに資金を投下する「加速制度」を導入する一方で、進捗が思わしくない事業については縮小・中止・見直し等を迅速に行って真に成果を挙げる事業へ集中させている。

また、研究開発実施中から国際標準化の取組を一体的に組み込むことにより、国際標準化や規制緩和を促進している。

手続き面では、事業の予見性と進捗に応じた柔軟な執行を可能とする「複数年度契約」や、多様なニーズに迅速に応える「年複数回採択」を導入し、機動性を向上させた。

④評価段階

プロジェクト実施の途中段階において、その加速化・中止・縮小・見直しを決定する厳格な中間評価の実施とその迅速な反映を実施する仕組みを導入している。

プロジェクト終了後は、事後評価とともに、終了後5年間継続するフォローアップ(追跡)調査・評価を実施し、新たに開始するプロジェクトへの活用を促進した。

また、上記の事後評価、フォローアップ調査・評価の結果も踏まえつつ、プロジェクト終了後も必要に応じ、プロジェクト成果物をユーザーにサンプルの形で提供し、その評価・課題を抽出するサンプルマッチング事業等の成果普及事業を実施している。

さらに、事後のチェックに万全を期すべく、検査専門部署を設置し、また不正の実施には停止期間最大6年間とする厳しい処分を行っている。

⑤社会への発信

NEDO設立以来のアウトカム評価の第一弾として、「なぜ、日本が太陽光発電で世界一になれたのか」(書籍)を発刊した。

また、2005年愛・地球博において、新エネルギー実証プラント、次世代ロボットなどの実証を兼ねた展示を広範に実施したほか、太陽電池工作コンクールの開催、科学技術館(北の丸)のNEDO常設展示ブースのリニューアルなど、子供の理科離れ防止に資する情報発信を行った。

4. 産業技術、エネルギー・環境を巡る最近の状況

(1)イノベーションに対する関心の高まり

グローバルな競争の激化、BRICs 諸国等の台頭の中で、差別化による競争力の強化に向け、単なる技術開発ではなく、その社会における受容を含めた「イノベーション」に着目し、その促進に各国政府、企業がしのぎを削る時代となった。

我が国においても、「第3期科学技術基本計画(平成18年3月閣議決定)」は、厳しい財政制約の中でもイノベーションに関連する政府財政支出を5年間で25兆円に伸ばすとしている。また、安倍政権においてはイノベーション担当大臣が任命され、「長期戦略指針「イノベーション25」(平成19年6月閣議決定)」がまとめられた。

イノベーションへの関心の高まりは、技術開発自体のみならず、それを実際のビジネスにおいて活用していくことの重要性がますます高まっていることを意味する。NEDOは、学問的な試験研究よりも、研究開発の成果を広範な産業技術に橋渡しするという視点から様々な研究開発の企画・実施・評価を行う機関であり、単なる技術開発ではなく「イノベーション」への関心が高まる中で、ますますその活動の重要性が高まっている。

(2)知の融合の必要性の高まり

知識経済化、技術の複雑化に対応して、単一の技術からイノベティブな製品が一社内で生まれるようなケースは少なくなり、様々な分野の技術、知識、ユーザーの知恵を融合させることが、新たな知を生み、イノベーションを創出するためにますます重要になっており、

外部の様々な知識を活用・融合する取組(いわゆるオープンイノベーション)が活発化し、自前主義が見直されはじめてきている。

NEDOは、従来から、コンソーシアム形式のプロジェクトフォーメーションにおいて、イノベーションの最終的な担い手である民間企業を中心としつつも、大学や公的研究機関の基礎・基盤技術を有効に結び付ける「知の融合」の活動を旨としてきた。特に近年は「必要に応じた科学領域への遡り」の必要性の高まりに伴い、垂直連携プロジェクトフォーメーションの導入や単一プロジェクトの中で委託による共通基盤技術開発と助成による実用化技術開発を組み合わせた体制の導入等により、大学や公的研究機関のポテンシャルを活用している。知の融合の必要性の高まりの中で、NEDOは、知の融合の橋渡し役として、ますますその重要性を高めている。

また、現在、我が国では、大量消費による物質的な飽和感の中で、モノやサービスの受け手は、モノの所有やその機能に満足するのではなく、それによる感性の充実に重きを置くようになってきており、受け手である人間の要素を重視したイノベーションや社会システムが強く求められている。このような感性と技術の融合によるイノベーションは、我が国が保有する強みの掛け合わせであり、我が国の競争力強化・持続可能な成長につながるものである。

(3) エネルギー・環境問題の重要性の増大

エネルギー・環境制約は、今後の経済発展を脅かすものとして世界が注目しており、その重要性が日々増大している。同時に、この制約と成長を両立させるために、この分野に関連するイノベーションへの期待が高まっている。

例えば、環境を重要テーマとして開催された平成19年6月のハイリゲンダム・サミット(ドイツ)において、安倍総理(当時)より「美しい星50(Cool Earth 50)」(世界全体の二酸化炭素排出量を現状から2050年までに半減等)が提言された。また、アジア主要国との間でも、平成19年4月の中国温家宝首相の来日を契機とした日中エネルギー協力セミナー、平成18年12月の「日印エネルギー・フォーラム」、平成19年3月の「日越エネルギー・フォーラム」の開催等、政府及び民間参加の対話が強化されつつあり、NEDOもこれら会議に主催者として関与したところである。

NEDOは、エネルギー・環境対策として直接的効果を有する導入普及関連業務とともに、エネルギー・環境対策の将来の効果を最大化するための技術開発を同時に実施している我が国唯一の機関である。また、欧米先進国の類似機関との情報交換協定を通じたネットワークや従来からのアジアを中心とする途上国政府との密接な関係を基礎とした政策対話の開催への貢献等の実績を有しており、国際的なエネルギー・環境制約の高まりの中で、ますます技術開発、実証、導入普及一体の取組への期待が高まっている。

(4) その他

独立行政法人について、厳しく合理化が求められる一方で、イノベーションを担う研究開発型独法については、政府与党でもその重要性が強く認識されてきている。「イノベーション25」においても「今後、イノベーション推進に果たす研究開発独立行政法人の担うべき役割、あるべき姿、研究開発能力をさらに高める方策等について検討」との指摘があるほか、「自由民主党政務調査会科学技術創造立国推進調査会」の決議(平成19年5月)で

は、「研究開発成果を民間に橋渡しする研究開発独法は、イノベーション創出に際して、極めて重要な役割を担っている。」、「研究開発独法の特殊性にもかかわらず、他の独立行政法人と一律のルールで取り扱われていることは、研究開発独法の機能を発揮する上で大きな制約となっている。」と指摘されている。

5. 今後の NEDO に期待される役割

以上のような状況の中で、NEDO は我が国産業競争力の強化、エネルギーの安定的確保及び地球環境問題への対応というミッションに対し、技術を核として産学官の叡智を結集し、政策当局との緊密な連携の下、民間の能力・知見を最大限に活用しつつ、経済社会の持続的成長の実現に向けたイノベーション創出を推進する役割を果たすことが期待される。その際、NEDOの特徴を活かし、かつ、時代の変化に的確に対応しながら、より一層の業務の効率化を図りつつ、特に以下の4点に重点を置いた対応が求められる。

第一に、研究開発活動の成果が最終的なイノベーションの担い手である事業者の経営を通じてイノベーションに結び付く確率をより高めるための取組を行うことである。NEDO においては、これまでの様々な知見を活かし、その研究開発テーマの選定、プロジェクトフォーメーション、プロジェクトの実施、レビュー、事後評価などを通じて、成果が経営の中で活用される可能性をより一層意識して、事業を遂行することが期待される。また、事業者が自らの能力と置かれた状況を把握して、長期的な視点に立った上で、的確に研究開発活動を展開し、革新的な技術を創出するとともに、その成果を経営において戦略的に活用していく能力、すなわち、「技術経営力」を高めることが必要である。NEDOは、本年実施された産業技術力強化法等の改正を踏まえ、これまでの研究開発マネジメントを通じて蓄積されたノウハウを活用して、事業者への助言や情報発信等を積極的に行うことが期待される。

第二に、知の融合に向けた取組を更に活発化することである。業務全体の効率化を図りつつも、プロジェクトフォーメーションやマネジメントの工夫により、民間企業と大学や公的研究機関を形式的に結び付けるだけでなく、研究の場において、より多くの知の融合が生まれるようにすることが重要である。また、プロジェクト終了後のサンプルマッチング事業など、自らも融合を生み出す者としての意識を持って、イノベーションの実現に向けた“もう一押し”の取組を強化することが求められる。また、「技術戦略マップ」の策定・更新作業や「NEDO特別講座」の実施により強化することとしている人的ネットワークを、知の融合の観点からの工夫を採り入れつつ活用していくことも重要である。

第三に、エネルギー・環境制約の高まりを踏まえ、また、物質的な充足感の中で、ユーザーの価値観が多様化し、受け手である人間重視の発展が求められていることを踏まえ、産業構造審議会産業技術分科会の報告(平成19年7月)において指摘されている、「環境重視・人間重視の持続発展可能な形のイノベーション(エコイノベーション)」の実現に向けた取組を強化することである。エネルギー・環境分野における技術開発・導入普及・実証のみならず、あらゆる分野において、環境重視・人間重視の取組を強化し、それを幅広く、かつ、わかりやすく、国民・世界に発信することにより、我が国の競争力の強化、国民の満足感の向上、さらには国際社会への貢献をもたらすことが期待される。

II. 今後の業務の見直し方針

1. 総論

NEDOにおいては、その事務事業及び組織を見直すに当たり、政策的重要性を踏まえた対象の重点化を行う。とりわけ、研究開発マネジメントに関するノウハウを組織知としてより一層蓄積・活用し、さらに柔軟な対応を可能にする研究開発マネジメントの仕組みを工夫することによって研究開発効率を向上させる。また、これらの取組の成果を幅広く世の中に発信し、フィードバックを得て、改良する。

2. 業務・事業・組織の見直し

研究開発関連業務、新エネルギー・省エネルギー導入普及関連業務等及びクレジット取得関連業務の業務ごとに、その必要性、民営化の可能性、官民競争入札等の導入の可能性、他独法への事務の移管等の可能性を整理した上で、主要な業務についてⅢ. に示すとおり見直し・重点化を行うとともに、Ⅳ. に示すとおり、効果的、効率的な業務・組織運営を行う。なお、NEDOの役職員は、発足時(平成15年10月1日)から非公務員化されている。

Ⅲ. 業務の重点化

1. 研究開発関連業務について

前述の期待される役割を踏まえ、第3期科学技術基本計画(平成18年3月閣議決定)において重点分野とされたライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料、エネルギー、ものづくり技術等の基本的な政策に基づく分野について、日本の産業競争力強化へつながるテーマへの選択と集中を図る。その際、エコイノベーションの実現を意識し、他の機関にはないNEDOの特徴とこれまでの業績を明確に意識、検証する。

また、類似する研究開発テーマが同時に進行したり同種の研究内容が複数の研究開発事業で行われることによって、今後、効率的かつ効果的な研究開発業務の実施に問題が生ずることがないように、次期中期目標期間中に業務の枠組みを含めた事業の再編整理、研究テーマの重点化等を行い、必要な実施体制の見直しを行うものとする。

また、事業実施効果の確保及び事業費の有効活用を図るため、企画型の研究開発事業の立案及びテーマ公募型研究開発事業の案件採択時において、費用対効果分析の実施を徹底するよう努める。

さらに、技術開発にとどまらないイノベーションの実現の観点から、研究等の成果が経営上活用されることを重視し、自らのプロジェクトマネジメントの高度化に向けた取組を強めるとともに、事業者の技術経営力の強化に向けた業務を充実する。とりわけ、これまでに蓄積された関係各方面とのネットワークを十二分に活用する。その際、研究開発プロジェクトのフォーメーション等の決定における採択審査委員会、プロジェクトの途中及び事後における評価委員会などにおいて外部有識者を引き続き活用し、マネジメントの充実を図る。

産業技術フェロシップ事業については、高度な学歴と知識を有する鉱工業技術者の養成という成果が十分に確認できないことから、同事業の終了者の追跡調査等により事業成果を的確に把握し、事業目的に即した成果が得られているか検証するとともに、検証結果を公表する。

さらに、事業の遂行の過程で使用する事業費が制度上やむを得ず多額の欠損金となっ

て計上されている基盤技術研究促進事業については、独法の欠損金をめぐる様々な議論に配慮しつつ、特に新規案件については事業の見通しを精査し慎重を期す一方、資金回収の徹底を図る。具体的には、研究成果の事業化の状況や売上等の状況について報告の徴収のみならず研究委託先等への現地調査を励行するとともに、必要に応じ売上等の納付を慫慂する。また、終了評価において所期の目標が達成されなかった事業については、その原因を究明し、今後の研究開発に役立たせる。

また、次期中期計画期間中において、事業の廃止も含め検討する。

鉱工業承継業務においては、出資に係る株式の処分は平成19年6月で終了しており、融資に係る債権管理・回収については、約定回収等を終了した時点をもって廃止する。

2. エネルギー・環境関連業務等について

新エネルギー・省エネルギー技術開発及び導入普及業務等を戦略的に推進するにあたっては、「安定供給の確保」、「環境への適合」及びこれらを十分配慮した上での「市場原理の活用」というエネルギー政策目標の同時達成を効率的に実現することを念頭に置き、技術開発・実証試験・導入促進の各ステージで得られた知見の相互利用により、事業のシナジー効果を高める。

今後、短期的には、京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定)に定める2010年の目標達成に効果の高いテーマに重点化する。また、中長期的には、より革新的な効果をもたらすテーマに重点化し、エコイノベーションの実現を加速する。

新エネルギー・省エネルギー導入普及業務については、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和55年法律第71号)に基づき定められた石油代替エネルギーの供給目標の達成状況を踏まえつつ、すべての事業メニューについて、次期中期目標期間中に継続の必要性や事業成果について検証し、必要性や成果が乏しい事業メニューについては廃止する。また、継続実施する事業メニュー及び新たに実施する事業メニューについては、必ず終期を設定する。

また、エネルギー技術の迅速な普及を図るためには、設備・機器の設置場所の選定から運転開始までの期間をできるだけ短縮することが有効であることから、事業実施期間について、原則2年以内とし、2年を超える場合には、技術的専門家から構成されることとなる委員会によって事業実施期間を設定する。ただし、設備・機器の生産や設置工事等の関係であらかじめ定めた事業実施期間内での完了が困難な場合は、有識者から構成されている審査委員会の審査を受けて事業実施期間を延長する。

京都メカニズムクレジット取得関連業務については、我が国が京都議定書目標達成計画に基づき、京都議定書に定める第一約束期間の目標達成にむけて約一億トンの二酸化炭素に相当するクレジットの取得が求められていることを踏まえ、計画的にクレジットを取得するとともに、取得にかかる予算総額の低減を含めた、効率的かつ着実な取得を行う。

また、同業務が京都議定書の目標達成という国際公約に関係していることのみならず、国民の関心の高い地球温暖化防止に直結した業務であることを踏まえ、毎年度のクレジットの取得量及び取得コストの実績について、排出権の市場動向等を踏まえた検証及び評価を受けるとともに、できる限り速やかに公表する。

省エネ債務保証・利子補給業務については、十分に活用され効果を上げるにいたらな

かったことから、平成19年度末をもって廃止する。

3. 特定業務に関する官民競争入札等の適用について

NEDOの研究成果等を外部発信する活動の一環として設置している科学技術館(北の丸)のNEDOブースについては、今後も引き続き外部委託により保守・運營業務を効率的に実施する。

また、炭鉱技術移転事業における海外の炭鉱技術者研修については、石炭関連業務でNEDOがこれまで蓄積してきた知見やネットワークを活用して効果的に実施してきており、これを代替しうる機関は他にはないため、今後も引き続きNEDOが実施する。

IV. 効果的・効率的な業務・組織運営

1. 経費圧縮・業務運営の効率化

(1) 業務運営マネジメントによる効率化への取組

研究開発マネジメントにおけるPDS(Plan-Do-See)サイクルの深化と確実な定着により、事業の加速化・縮小・中止・見直し等を行って真に成果を挙げる事業へ集中する。また、研究開発マネジメントガイドラインの活用とブラッシュアップにより、高度かつ効率的な業務を遂行する。

(2) 業務の効率化への取組

事務及び事業の見直し、石炭経過業務の縮小、内部管理部門と事業実施部門との連携推進、各種申請の電子化の拡大等を踏まえ、数値目標を設定し組織体制の合理化を図る。

京都メカニズムクレジット取得関連業務については、緊要性はあるものの有期の業務であることにもかんがみ、NEDOは人員財源の有効活用により組織の肥大化の防止及び支出の増加の抑制を図りつつ、遂行する必要がある。

このため、NEDOは次期中期目標期間中において、事務及び事業の見直しを積極的に実施するとともに、人員及び資金の有効活用の目標を設定し、その達成に努める。一般管理費については、次期中期目標期間中に15%の削減を行う。事業については、京都メカニズムクレジット取得関連業務、基盤技術研究促進事業等を除き、同期間中に5%の効率化を行う。

さらに、人事評価の結果の給与等への適切な反映の拡大等により、能力・業績主義を徹底するとともに、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づく総人件費削減を図る(平成22年度までの5年間において5%の削減を達成)とともに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定に基づき、人件費改革の取組を平成23年まで継続する。また、給与水準については、NEDOの給与水準(平成18年度、事務・技術職員)がラスパイレス指数で123.6と国家公務員の水準を上回っていることから、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程、俸給表及び総人件費を引き続き公表するとともに国民に対して納得が得られるよう説明する。さらに、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講じることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組み、その検証結果や取組状況については公表する。

- ・ 法人職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ・ 高度な専門性を要する業務を実施しているためその業務内容に応じた給与水準としているなど給与水準が高い原因について、是正の余地がないか。
- ・ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ・ その他、法人の給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。

民間委託による経費削減については、既に実施している窓口業務の民間委託に加え、特に間接部門における更なる委託の可能性につき検討する。また、既に試行的に行っている各種申請の電子化の範囲を拡大し、その有効活用を図ることにより経費削減を図る。

(3) 情報公開・透明性の確保

① 資金の流れに関する徹底した情報公開

関連法人、契約の相手先及び金額について、少額のものを除き引き続き公表するとともに、随意契約については(4)のとおり、限度額を国に準じたものとするとともにその状況を公表しているところであり、これらにより、透明性の向上を図る。

また、引き続き財務諸表を公開する。

② 事業効果の説明

中間評価、事後評価及び追跡調査・評価の実施及びその結果の公表、主要な成果をまとめたパンフレットの公表、北の丸の科学技術館における展示、プロジェクトのアウトカムに関する調査の公表、長期にわたる成果をテーマ毎にまとめた書籍の発行などの取組の一層の充実等により、国民に分かりやすいNEDO成果の発信方法を検討し、関係者及び国民的な理解の増進、成果の還元、透明性の向上を図る。

③ その他

(5)に示す助成・給付の基準の明確化、2.(2)に示す国民の意見の活用のほか、ホームページの充実によるNEDO事業・各種制度の透明性・利便性の向上を図る。各種プロジェクトについては、NEDOPOST(注)の一層の活用により、広く一般国民の意見を汲み上げる。

(注)NEDOPOST(ネドポスト)は、NEDOが新規に研究開発プロジェクトを開始するに当たって、ホームページを活用して広く一般国民からの意見を求め、より社会のニーズに適合したプロジェクトを効率的に企画立案することを目的としたコミュニケーション・ツールである。具体的には、プロジェクト企画立案の進捗状況に応じて、プロジェクトの概要、事前評価結果、プロジェクトの目的及び技術的内容等が記載された基本計画をホームページ上で公開して広く意見を求めるものであり、投稿された意見、それに対するNEDOの考え方及び基本計画への反映状況を公表している。(平成18年度には、次年度に新規に立ち上げる26件の全プロジェクトで実施)

(4) 契約業務に係る適正化・効率化

物品調達等の契約については、競争入札の厳格な適用により透明性・公平性を確保する。

既に、平成19年度当初から随意契約の限度額等を国に準じたものに変更しており、これを堅持する。平成19年度以降は、平成18年度に締結した随意契約についても、見直し

後の基準に基づいて行う。

なお、全契約における一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約を含まない。）の割合は、金額ベースで平成17年度86.2%、平成18年度89.7%となっている。

研究開発関連事業などの委託契約については、事業実施者の有する固有の能力（知識、ノウハウ、技術、技術者等）、提案能力や事業実施能力による競争が重要であるとともに、事業実施中の柔軟な変更を必要とするものであることから、選定手続きの透明性・公平性を十分に確保しつつ、原則として企画競争により相手方を選定し、又は複数の主体を組み合わせ、それら相手方との随意契約により実施することが適切であり、引き続き、企画競争・公募の方法により効率的な運用を行う。

随意契約の適正化を推進するため、法人が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。また、全ての契約は、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請する。

(5) 助成・給付の基準の明確化

委託、助成に係る採択基準については、引き続きホームページで公表し、また、地方も含む説明会の一層の充実を図る。なお、採択基準の設定は、国の政策を踏まえた実質的な判断を伴うものであることから民間委託を行うことは困難であるが、引き続き民間有識者を採択審査の際に活用する。

(6) その他

① 国際業務の効率化

企画競争・公募の徹底により効率的に事業を行うとともに、一般管理費等については、全体の削減目標に基づき削減を行う。

② 増収案の検討

NEDOにおいても、独立行政法人化することによって可能となった事業遂行の自由度を最大限に活用して、国以外から自主的かつ柔軟に自己収入を確保していくことが重要である。このため、補助金適正化法における研究設備の使用の弾力化、成果把握の促進による収益納付制度の活用、利益相反等に留意しつつ寄付金を活用する可能性など、自己収入の増加に向けた検討を行い、現行水準以上の自己収入に努める。

また、収益事業を行う場合は、法人所得課税に加え、その収益額に因らず法人住民税の課税区分が最上級となって負担が増大することなどから、結果として減収となる可能性が高い。このため、税法上の取扱いの見直しを含め税に係る制約を克服する方法を検討し、その上で、研究開発マネジメントノウハウを活用した指導や出版を通じた発信により、そこから収益が挙がる場合には、さらなる発信の原資として活用する。

2. 自主性・自律性の確保

(1) 目標の明確化

NEDOの次期中期目標及び中期計画については、国民から見てわかりやすく提示する観点から、事務・事業及び組織体制の見直しに係る合理的な数値目標、研究開発の直接的な成果である特許や論文の数といった定量的なアウトプット目標、実用化率やエネルギー

一節減量等の定量的なアウトカム目標に加えて、NEDOの活動が、イノベーションの実現によって、どのような社会的インパクトを与えたかをシミュレートするモデル及び指標を政府及び関係機関とともに作成する。その有効性を検証しつつ次期中期目標期間中において具体的な指標を設定する。

(2) 国民の意見の活用

政府審議会におけるパブリックコメントの過程で、より明示的にNEDOの活動に関する国民の意見の集約を行う。また、既に行っているNEDOの業務全般に関する企業・大学インタビュー、ユーザーアンケート、NEDOPOST 制度を通じて NEDO 全体の活動や各プロジェクトに寄せられる関係者の知見、日常的にNEDOに寄せられる国民の意見を年1回集約、整理、分析し、公表するとともに、理事会においてそれらを反映した業務運営方針を策定する。

(3) 内部統制機能の強化

法令遵守や法人倫理確立等コンプライアンスの取組について、今期役職員の服務、倫理等に関する規程の整備を行うとともに職員研修を通じその周知徹底を図ってきたところであるが、今後更なる徹底を図るべく、管理部門の効率化に配慮しつつ、NEDOが果たすべき責任・機能との関係でプライオリティをつけながら、コンプライアンスや情報公開・情報管理に関する法務関連業務を扱うグループの設置などによる事業部との連携強化・迅速対応など内部統制機能を強化する。

(4) 管理会計の活用

今期既に個別事業毎に評価を実施し、以後の資金配分など機構全体の業務運営にフィードバックするとともに評価結果を積極的に公表してきているところであるが、今後、更に、管理会計の視点を可能な限り考慮した評価のあり方を検討する。具体的には、例えば、試行的に中長期にわたるコスト、進捗、成果を考慮すべき事業を選定し、個別事業毎の中間・事後評価の時点、事業終了後数年経過後に行う追跡評価の時点において、投入と効果の関係をコストの視点から可能な限り具体的・定量的に評価する方策を検討する。

3. 柔軟かつ機動的な組織運営

(1) 本部の体制について

本部の組織体制に関し、事業実施部間の有機的連携の更なる推進、事業実施体制強化等の課題を踏まえ、内部管理部門を中心とした見直しを実施し、業務内容に応じた適切かつ効率的な体制を構築する。

また、コンプライアンス体制については、必要な組織体制・規程の整備により、PDSサイクル確立の観点から体系的に強化を図る。

(2) 国内支部、海外事務所について

国内支部、海外事務所については、現行中期目標期間中に、北海道支部及び九州支部の縮小、シドニー事務所の閉鎖を行うなど、業務の必要性・重要性を踏まえた運営に努めてきた。次期中期目標期間においても、政策的必要性や事業の重要性等を勘案し、見

直しをする。

(3)保有資産、債務の見直し

国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずる。

- ①NEDOが保有する倉庫・土地(桜新町倉庫他)及び研究施設については、次期中期目標期間中に売却等を行う。
- ②祖師谷宿舎(4戸)については、次期中期目標期間中に新規入居を抑制することにより遊休資産化し売却する。
- ③また、金融資産の運用については、機構内で定めた運用方針に基づき、資金源別の留意事項、運用主体の選定時における競争原理などを確保しつつ運用を行ってきた。更なる効率化に向け、現行の運用方法の見直しを検討する。

なお、白金台研修センターについて、平成22年度末までに周辺地価の状況、代替施設の確保状況、周辺住民の理解及び協力等を踏まえつつ売却等の可能性及び時期を含め検討し結論を得る。

独立行政法人中小企業基盤整備機構の中期目標期間終了時における
組織・業務全般の見直しについて(案)

平成19年12月19日
経 済 産 業 省

1. 中小企業基盤整備機構に関する基本認識

(1) 中小機構の設立経緯と基本的役割

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）は、我が国で唯一の中小企業政策全般にわたる総合的な支援・実施機関として、平成16年7月に設立された。

このため、中小機構は、全国の中小企業に対して、それぞれの発展段階（創業・新事業展開、経営基盤の強化、経営環境変化への対応等の各段階）に応じて必要となる様々な支援を、機構自らが提供するか、或いは、他の支援機関等と連携協力して確保することを基本的な役割としている。

中小機構は、その設立にあたり、旧中小企業総合事業団、旧地域振興整備公団及び旧産業基盤整備基金が行っていた業務を再編統合し、中小企業基本法第二章で定める基本的施策に対応した、「1. 創業・新事業展開の促進」、「2. 経営基盤の強化」、及び「3. 経営環境変化への対応」という3つの事業の柱に加えて、あらかじめ終期を明確にした「4. 産業用地の提供等の期限付き業務」の4つの事業に整理し、これまで業務を推進してきた。

(2) 三法人の統合を踏まえた効果的・効率的な業務運営への取組み

① 政策課題を踏まえた一体的な支援機能

中小機構は、その発足以来、三法人の経営資源、ノウハウを横断的に活用して、専門家派遣や相談・助言、ビジネスマッチング等々の業務を核に、より専門性の高い中小企業政策上の課題を積極的に付加・融合させ、中小企業支援のワンストップ機能を目指した。加えて、これら支援業務に高度化事業、ファンド出資事業等の業務を有機的に結びつけて展開することに努め、関連業務が一体的に執行されるよう、効果的・効率的な業務管理を行っている。

そのため、中小機構発足以来、柱とする3つの事業それぞれの分野において、異分野の中小企業連携による新事業開拓の支援（新連携支援）や中小企業による地域資源の活用の促進（地域資源活用支援）、地域中小企業の早期事業再生の円滑化の支援（再生支援）、後継者への円滑な事業の承継による我が国中小企業の経営資源の確保と向上（事業承継）など、その後の国内外の経済情勢等を反映し

てより高い専門性等を要する支援業務についても、中小企業支援策のニーズに応じて、独立行政法人としての機動性を発揮し、新たな施策ニーズに応じた機動的な組織変更や柔軟な人員配置の見直しを行い、新規施策と既存施策の相乗効果が発揮されるような体制の整備を行ってきた。

② 業務の質・量の向上を確保した常勤職員数、人件費等削減

新規業務を行うために必要な人員は、常勤職員数を今中期目標期間中に99名削減することを目標に職員数全体を削減する中で、産業用地事務所の統合等を加速させることによる部局を越えた内部職員の積極的な再配置によって対応した。

また、業務展開にあたっては、全国に新たに9つの支部を設置し、支部に職員を重点的に配置するなど、旧三法人が有する経営資源を最大限に活用し、現場の中小企業のニーズに応じつつ、全国的な総合支援の実施に努めた。

さらに、統合後も中小機構では継続して業務の効率化に取り組み、一般管理費や人件費、職員数の大幅な削減を達成している。また、旧地域振興整備公団から引き継いだ産業用地事務所の段階的な支部への統合や大学校と支部の一体化、給与支払事務等の民間委託の積極的活用などにも取り組んできた。

③ これまでの成果

こうした取組みの中で、平成18年度まで、中小機構は、ハンズオン事業、中小企業大学校等において、対応件数等の実績を伸ばすとともに、中期計画で規定した目標を上回って達成し、期限付き業務においても、工業団地の販売実績を目標以上に上げるなど、着実に業務成果を上げてきたところである。

(3) 今後の中小機構に期待される役割

中小機構は、我が国唯一の、創業・新事業展開、経営基盤の強化、経営安定の強化といった中小企業基本法に基づく政策体系に応じて、高度な専門性を有する課題に対して様々な支援機能を連携して支援を講じうる主体としての、その特長をより発揮していくとともに、今後とも、中小企業政策の要請を受けて、これまでのノウハウを活かしつつ機動的な支援を行い、中小企業政策の中核的な実施機関としての役割を果たしていくことが求められる。

限られた職員・交付金予算等の経営資源の中で、業務運営をより一層効率化しつつ、上記役割をより発揮していくためには、類似の支援機能を有する都道府県支援センター等の機関（以下「地域支援機関」という。）との役割分担を明確化していくとともに、これら他の機関の支援機能との連携、また、中小機構で培ったノウハウの共有などの指導・助言を充実して、全体としてのシナジー効果の発揮を図っていくことが求められる。

2. 事業及び事務の見直しの方針

(1) 創業・新事業展開

① 現在の実施業務

ハンズオン支援（経営・技術・財務・法律・知財などの専門家や大企業OBを活用した専門家派遣、販路開拓支援等）、中小企業総合展などのビジネスマッチング、新連携支援、事業化助成金の交付、ファンド出資（ベンチャーファンド、がんばれ！中小企業ファンド）及びインキュベーション施設を活用した創業・新事業支援（施設整備とインキュベーションマネージャーによる入居企業に対する経営支援等）の事業を行っている。

② 事業分野全般の見直し方針

ベンチャー企業育成等による創業や中小企業による新事業展開への支援は、我が国の経済成長の確保や雇用を創出する上で引き続き重要な政策課題であり、その政策課題に応じた支援機能が必要である。

ただし、中小機構以外の地域支援機関で実施されている類似の支援業務との関係を踏まえ、内容を精査し、事業を整理・区分して、両者の役割分担を明確にするものとする。

この際、中小機構は、我が国唯一の中小企業政策全般にわたる支援・実施機関としての特長を発揮するため、地域支援機関では対応できない全国レベルのモデル事業など真に必要な事業に係るものに役割を特化するとともに、これらの支援機関との連携によるシナジー効果の向上を図る必要がある。

③ 個別業務の見直し方針

ア) ハンズオン支援事業、ビジネスマッチング事業

ハンズオン支援事業については、地域支援機関との役割分担を明確にするとともに、一次的な支援要請への対応については地域支援機関の役割とすることを基本とし、中小機構は地域支援機関の支援や地方では対応ができない全国レベルのモデル事業など真に必要な事業に特化する。

ビジネスマッチング事業については、地域支援機関や民間企業においても同事業が実施されていることから、中小機構は同事業を単独で行うのではなく、地域支援機関や民間機関と連携し、地方が行うことができない全国組織の特性を活かした全国レベルのマッチング機会の提供など真に必要なものに特化する。

イ) 新連携事業

国の重点施策として法律に基づき平成 17 年度から開始されたところであり、政策実施機関である中小機構は、着実にこれを推進する。

ウ) スタートアップ助成金

平成 20 年度をもって当該助成金を廃止する。

エ) 戦略的基盤技術高度化支援事業

戦略的基盤技術高度化支援事業については、平成 20 年度を最終年度とする現在実施中の研究開発が完了することをもって、中小機構からの研究開発委託を廃止するものとする。

オ) ファンド出資事業

平成 18 年 12 月 24 日付け「独立行政法人中小企業基盤整備機構の融資業務等の見直しについて」（以下「融資業務等の見直し方針」という）で示された見直しの方向に沿って、外部有識者からなる評価委員会を設置し評価手法等の検討を進め、適切に事業を運営する。

カ) インキュベーション施設整備事業

地域支援機関等によるインキュベーション施設の整備を踏まえ、中小機構は、地域支援機関等による整備が困難なインキュベーション施設に限り、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）及び中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に基づき整備するものとする。

なお、平成 19 年度をもって独立行政法人中小企業基盤整備機構施設整備費補助金は廃止する。

(2) 経営基盤強化

① 現在の実施業務

経営相談（窓口相談や電話相談）・助言（環境安全対策、IT 化等に関する専門家による助言）・情報提供（J-net21、各種セミナーの開催）、中小企業大学校等による人材支援、高度化事業、及び地域資源活用促進を含む中心市街地・地域産業の活性化支援に関する業務を行っている。

② 事業分野全般の見直し方針

発展段階にある中小企業が抱える経営課題は極めて多様であり、中小機構に限らず、いずれの地域支援機関においても単独ですべての課題に対応した支援を行うことは、費用対効果の面で支援の方法としては最適とはいえない。

また、中小機構以外の地域支援機関で実施されている類似の支援業務との関係を踏まえ、内容を精査し、事業を整理・区分して、両者の役割分担を明確にする必要がある。

このため、中小機構は、事業承継や知的資産経営など専門的で新たな経営課題への対応、また、地域支援機関と連携し、支援情報の結節点としての情報交流・情報提供機能に重点化するとともに、多様な経営課題に立ち向かう人材や中小企業の経営管理者の能力開発に注力する。

③ 個別業務の見直し方針

ア) 経営相談・助言・情報提供業務

経営相談・助言事業については、地域支援機関との役割分担を明確にするとともに、一次的な経営相談・助言の要請への対応については、地域支援機関の役割とすることを基本とし、中小機構は地域支援機関では対応ができない全国レベルのモデル事業など真に必要な事業に特化する。

情報提供業務のうち、インターネット等を活用した施策情報等の提供については、全国の情報の結節的機能を適切に果たすべく引き続きサービスを充実する。

セミナー開催による情報提供については、民間を含めた他機関との重複のないよう、内容を精査の上、政策課題を踏まえたものを実施する。

イ) 研修事業（中小企業大学校）

中小企業大学校（以下「大学校」という。）の研修事業については、官民競争入札等の導入を積極的に図るものとし、次期中期目標期間中に大学校各校の企業向け研修について官民競争入札等を導入するものとする。その際、現在、旭川校で実施中のモデル事業（平成18年10月～平成20年3月）で抽出された課題（事業受託者による地域ニーズを反映した研修企画の在り方、事業受託者選定の際の評価の在り方等）を検討し、積極的に対処する。

ウ) 高度化事業

高度化事業については、「融資業務等の見直し方針」に沿って、制度・運用のさらなる改善、新たな融資案件の精査・限定を行うとともに、平成17年度末の不良債権額を平成22年度末までに概ね半減する目標の達成に向けて、着実に不良債権の削減を推進する。

エ) 地域産業の活性化支援業務

中心市街地の活性化支援業務については、国の重点施策として平成18年度から開始されたところであり、政策実施機関である中小機構は、引き続き着実にこれを推進する。

地域資源活用の促進を含む地域産業の活性化支援業務は、国の重点施策として平成19年度から開始されたところであり、政策実施機関である中小機構は、引き続き着実にこれを推進する。

(3) 経営安定強化

① 現在の実施業務

中小企業再生ファンド等による再生支援業務、小規模企業共済事業、中小企業倒産防止共済事業及び災害対策関係業務を行っている。

② 事業分野全般の見直し方針

廃業、倒産、再生、災害等への円滑な対応を支援するセーフティーネット機能は今後とも極めて重要であり、特に共済事業における資金運用効率の向上や財務状況のより一層の改善を図りつつ、引き続き着実に事業を推進する。

③ 個別業務の見直し方針

ア) 再生支援業務

各都道府県に設置された中小企業再生支援協議会の活動を支援するための中小企業再生支援全国本部にかかる業務については、平成 19 年度からの国の重点施策であり、中小機構は、積極的にこれを推進し、全国の中小企業再生支援協議会の活動を支援する。

イ) 小規模企業共済事業、中小企業倒産防止共済事業等

小規模企業共済事業については、平成 18 年度末現在で約 4,953 億円の繰越欠損金が存在していることを踏まえ、安全かつ効率的な資産運用に留意しつつ、次期中期目標期間中に繰越欠損金を解消する削減計画を作成する。

中小企業倒産防止共済事業については、平成 18 年度末現在で約 365 億円の延滞債権が存在していることを踏まえ、目標を設定し貸付債権の回収率の向上を図る。

また、両共済事業に係る事務執行体制の効率化を図るため、両事業に係る適切な指標を設定し、着実に実行するものとする。

さらに、両共済事業については、加入者に対するサービスの改善を図ることにより、制度を安定的に継続させる。

大規模災害が発生した際には、被災者、被災自治体等の意向を踏まえつつ、迅速性をもって引き続き着実に支援を行う。

(4) 期限付き業務

① 現在の実施業務

期限付き事業として、産業用地の提供業務、繊維構造改善事業及び債務保証等業務を行っている。

② 個別業務の見直し方針

ア) 産業用地の提供業務

法令に基づき、平成 26 年 3 月までに終了させる。

イ) 繊維構造改善事業

法令に基づき、平成 22 年 5 月までに終了させる。

ウ) 直接出資・債務保証業務

「融資業務等の見直し方針」の指摘を受けて今中期目標期間中に廃止することとされている業務を廃止する。産業活力再生法に基づく債務保証（事業革新設備）及び出資業務は既に廃止したところであるが、中小企業新事業活動促進法、TLO法に基づく業務についても今中期目標期間中に廃止する。

3. 組織・業務運営の効率化等

(1) 組織・業務運営全般の効率化

上記の事務及び事業の見直しを踏まえ、次期中期目標期間中に合理化を図り、組織及び人員の合理化目標を次期中期計画に盛り込むものとする。

人件費総額については、行政改革推進法の規定に沿って着実に削減する。一般管理費、運営費交付金事業費の削減努力を継続するとともに、民間委託を拡大し、経費の節減を図る。また、テレビ会議等を積極的に活用し、業務運営を効率化させる。

(2) 中期目標等の明確化

中小機構の次期中期目標及び中期計画については、的確な業績評価が行えるとともに、国民にも分かりやすいものとなるよう、以下の措置を講ずるものとする。

- ・ハンズオン支援事業における課題解決率等、各事業の事業目的に即したアウトカム目標を設定する。
- ・期末の常勤職員数等、人員の合理化に係る目標を設定する。
- ・一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

(3) 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）等に基づく平成 18 年度からの 5 年間で 5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成 23 年度まで継続するものとする。

また、中小機構の給与水準（平成 18 年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で 127.6 となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ・ 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ・ 異動保障を受けている職員の比率が国家公務員に比して高いなど給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ・ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ・ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。

（４）随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ・ 中小機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。
- ・ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

（５）保有資産の見直し等

中小機構が保有する資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずるものとする。

- ・ 職員宿舎については、職員宿舎の廃止・集約化に係る計画を策定の上、建築後の経年劣化、入居需要等を踏まえ、利用度の低い宿舎について新規入居を抑制することにより、次期中期目標期間中に遊休資産とし、当該遊休資産について売却することを検討する。
- ・ 試作開発型事業促進施設については、経過業務期間終了後の売却に向け施設を購入する者が具備すべき条件等の具体的検討を行う。
- ・ インキュベーション施設については、社会経済環境の変化に応じて処分の必要性も含め検討する。
- ・ 工業用水道施設については、早期移管に向け、交渉を行う。

また、虎ノ門事務所については、組織及び人員の合理化を踏まえ、賃貸借契約について賃借面積の縮小を含む見直しを行い、賃借料の削減に努めるものとする。

(6) 自主性・自律性の確保

コンプライアンス担当部門を強化する等により、法令遵守にかかる内部統制機能を強化する。

また、重要な業務については外部有識者からなる評価委員会等の意見を聞きながら業務運営を行う一方、内部監査機能を充実させることにより、ガバナンスを充実する。

管理会計を徹底し、事業細区分（セグメント）ごとの財務会計情報を有効に活用し、業務を効率化させる。

(7) 産業用地事務所及び開発所の支部への統合

今中期目標期間中に、産業用地事務所（3カ所）及び開発所（3カ所）を全廃し、地方支部に統合する。

(8) 自己収入の増加

国以外からの財源を確保及び拡充するため中小企業者等の負担に配慮しつつ、各種研修の受講料、専門家の派遣料については適切な受益者負担に向けて見直しに努めるとともに、インキュベーション施設等の賃貸料等については収支の均衡に向けて見直しを行うなどにより、自己収入の確保を図る。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の見直し（案）

平成19年12月21日

国土交通省

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道・運輸機構」という。）の見直しについては、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 鉄道建設等業務の見直し

(1) 鉄道建設等業務に係るコストの縮減及び情報公開の推進

鉄道建設等業務については、現在実施しているコスト縮減策の効果を検証した上で、一層のコスト縮減に努めるとともに、コスト縮減の取組・効果については、ホームページなど国民に分かりやすい形で公表するものとする。

また、国民の関心が高く、多額の公的資金が投入されていることにかんがみ、整備新幹線の建設に係る進捗^{ちよく}状況についても、ホームページなど国民に分かりやすい形で随時、適切に公表するものとする。

(2) 受託業務の適正化

鉄道事業者からの委託を受けて実施する鉄道建設については、鉄道事業者による建設が技術的に困難な場合など鉄道・運輸機構が支援を行う必要性が高いものに限定するものとする。

このため、外部有識者からなる第三者委員会を新たに設置して具体的な受託基準を策定するとともに、鉄道事業者からの委託が受託基準に適合しているか第三者委員会で審議した上で、その意見を踏まえ受託事業を実施するか判断するものとする。

また、受託工事に係るコスト縮減の状況やその効果について第三者委員会において検証し、その結果をホームページなどで公表するものとする。

2 船舶共有建造等業務の見直し

船舶共有建造等業務については、債務超過状態を解消するための「内航海運効率化のための鉄道建設・運輸施設整備支援機構船舶勘定見直し方針」（平成16年12月20日国土交通省、鉄道建設・運輸施設整備支援機構）（以下「見直し方針」という。）に基づき、平成17年度から21年度までを重点集中改革期間として、公的資金等による財政・金融上の措置や未収金の発生防止、債権管理及び回収の強化等の取組が行われており、18年度末時点においては、当初の予定よりも債務超過の縮減が進んでいる状況にあることから、重点集中改革期間中は、現在の支援スキームに基づく取組を進め、見直し方針の目標を確実に達成することを目指すものとする。

重点集中改革期間終了後の業務の在り方については、同期間における取組の成果を検証した上で、速やかに内航海運活性化に向けた内航海運政策全体の中での位置付け、政策目標、政策手段の有効性等を改めて検討し、所要の見直しを行うものとする。

3 高度船舶技術開発等業務の見直し

高度船舶技術開発等業務については、実績がほとんどなく、今後のニーズも見込めない利子補給及び債務保証を廃止するものとする。

その際、債務保証の財政的基盤となっている基金についても廃止し、その資金の拠出者等関係者の合意が得られた場合には、平成18年度に開始し、実績もあり、今後のニーズも見込まれる実用化助成に重点的に活用するものとする。

実用化助成の実施に当たっては、内航船舶の効率的な運航に資することに配慮し、実用化された場合の波及効果を踏まえた助成を行うものとする。

4 基礎的研究業務の見直し

運輸分野における競争的資金の配分を行う基礎的研究業務については、対象となる研究分野が専門的であり、現状においては、応募できる者も限定的になると考えられることから、より競争性を担保するため、氏名、経歴等を伏せ、計画だけで審査を行ういわゆる「マスキング評価」などの方策を導入することにより、一層の公正・透明性のある研究課題の採択を行うものとする。

また、研究課題の採択に当たっては、国土交通省所管の研究機関で実施している研究内容も把握した上で採択することにより、研究内容の重複を避けるものとする。

さらに、研究費の不正使用等の防止に関する取組を充実するとともに、研究成果については、基礎的研究であることにかんがみ、フォローアップを長期的に行い、革新的な技術の創出により社会への還元につながったか検証を行うものとする。

5 特例業務の見直し

旧国鉄職員に対する年金の支払い等の財源に充てるための資金については、適切なリスク管理を行った上で、運用対象や年限構成を工夫することにより、安定的かつ効率的に運用するものとする。

第2 保有資産の見直し

鉄道・運輸機構が保有する資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 箱根分室を平成20年度内に売却する。
- ② 麻布分室を売却するものとし、売却時期等について速やかに検討する。
- ③ 松戸宿舎C棟等を平成20年以降に売却する。
- ④ 習志野台宿舎B棟等について、次期中期計画に盛り込まれた業務の進捗^{ちよく}状況、入居状況等を勘案しながら、集約化を図る。

第3 その他の業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。

また、鉄道・運輸機構の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で117.2となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 定期的な全国規模の転勤に伴い単身赴任者の比率が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 鉄道・運輸機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

独立行政法人国際観光振興機構の見直し（案）

平成19年12月21日

国土交通省

独立行政法人国際観光振興機構（以下「国際観光振興機構」という。）の見直しについては、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の見直しを行うものとする。

第1 ビジット・ジャパン・キャンペーン（V J C）推進体制の一元化

現在、国を挙げて実施しているV J C事業を着実に推進していくため、以下の点に留意しつつ、国際観光振興機構とV J C実施本部事務局の組織・機能を一元化するものとする。

- ① V J C実施本部事務局の機能を確実に継承するため、これまでの成果の上に立って、引き続き民間の手法・発想の活用により、事業の効率化、質の一層の向上を図る観点から、海外宣伝事業担当部門は民間からの出向者等を積極的に活用するなど、現在のV J C実施本部事務局が発揮している機能を維持できる体制を整備する。
- ② 組織の活性化、事業の効率化、質の向上等、V J C実施本部事務局との一元化により期待される効果について、次期中期目標等において明記する等、対外的な説明を徹底する。

第2 海外事務所の在り方の見直し

1 海外宣伝事業への重点化とそれに応じた組織体制の構築

V J C実施本部事務局の機能の継承に伴い、今後、V J Cの中核組織として、国の政策目標である外国人旅行者の増加に、より一層貢献していく観点から以下の措置を講ずることにより、国際観光振興機構の業務を海外宣伝事業に重点化するものとする。

- ① 市場別の具体的な事業計画を策定・公表し、それに基づき海外での情報収集・発信の更なる推進、現地旅行会社等へのプロモーション活動の強化等に取り組み、国際観光振興機構の海外における機能強化を図る。

② 上記①の取組を推進するため、従来、海外事務所で開催してきた事業のうち、海外での旅行博覧会や展示会等への出展業務を始め民間で実施可能な業務については、可能な限り民間委託を推進するなど事業手法を見直し効率化を図るとともに、組織の改編や官民競争入札等の導入等を通じて本部をスリム化し、海外事務所へ経営資源を重点的に配分する。

その際、海外事務所の組織体制を整備するため民間からの出向者や現地採用職員等を積極的に活用するとともに、独立行政法人日本貿易振興機構等の海外事務所との業務連携を強化する。

また、海外における国際観光振興機構の役割をより効果的かつ効率的に果たし、海外での観光宣伝に関するノウハウを着実に蓄積していく観点から、プロパー職員については、職員全体の専門外国語のバランスを勘案した上で採用するとともに、採用後も将来のキャリアパスを勘案して海外事務所勤務を経験させること等を通じて育成の強化に取り組み、プロパー職員が国際観光振興機構の中核として担うべき役割を的確に果たすことのできる体制を構築するものとする。あわせて、国からの出向者については、プロパー職員の育成状況等を踏まえ、段階的に受入れを縮小するものとする。

2 活動内容の明確化

海外事務所の業務については、次期中期目標等において、事務所ごとの活動内容（パフォーマンス）を示す明確な指標を設定するとともに、業務実績やセグメント情報等の公表の充実を図ることにより、活動内容や事業の成果について客観的な説明を行うものとする。

また、各事務所ごとに、その実績や市場の将来性等を踏まえた経営資源の配分となっているかについて、毎年度厳格に評価を行うものとする。

3 事務所配置の不断の見直し

事務所数や配置の適正性について、各国における訪日旅行に対する需要や海外旅行者数など市場の動向に即して不断の見直しを行うものとする。

第3 海外宣伝事業への重点化に伴う国内事業の効率的実施

国際観光振興機構の業務を海外宣伝事業に重点化することに伴い、国内事業を効率的

に実施する観点から、以下の措置を講ずるものとする。

- ① ビジット・ジャパン案内所指定・支援業務については、地方運輸局や地方公共団体、業界団体等関係機関との役割分担や各案内所に求められるサービス内容を踏まえ、次期中期目標期間終了時までには事業の在り方を検討する。
- ② 通訳案内士試験業務については、民間競争入札を導入する。

第4 国際コンベンション誘致事業の在り方の見直し

国際コンベンション誘致事業については、国際会議の誘致に関する政府の方針、近年の国際会議開催件数の動向を踏まえ、これまでの誘致活動の効果についての分析・検証を行うとともに、地方公共団体等からのニーズの把握を強化し、それらを踏まえた事業手法の見直しを行うものとする。

その際、国として誘致することとしている大規模な会議や、地域活性化への効果が期待される会議等に誘致活動の対象を重点化し、次期中期目標等において、取り組むべき目標を明確にした上で、優先度を付けて効率的に実施していくものとする。

第5 アウトカム指標の設定に向けた取組等

収入の約7割を運営費交付金で賄っていることを踏まえ、国民への説明責任の徹底及び各事業の必要性・効率性等の評価に資する観点から、諸外国の政府観光局における事例等も参考としながら、国の政策目標である外国人旅行者の増加への貢献を始めとする国際観光振興機構の活動成果がより明確となるようなアウトカム指標の設定に向け、次期中期目標等において実効性のある取組内容を明記し、着実に実施するものとする。

また、毎年度の実績については、経年変化も踏まえ可能な限り具体的かつ定量的に評価を行うものとする。

第6 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第5に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。

また、国際観光振興機構の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で105.3となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 高学歴の者の割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 国際観光振興機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

独立行政法人水資源機構の見直し（案）

平成19年12月21日

国土交通省

厚生労働省

農林水産省

経済産業省

独立行政法人水資源機構（以下「水資源機構」という。）の見直しについては、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の見直しを行うものとする。

第1 内部統制の強化

水資源機構発注の水門設備工事に係る入札談合行為に旧水資源開発公団の元役職員が関与していたことにより国民の信頼を著しく損ねたこと、水資源開発施設における水門等専門性が高い分野であるがゆえに起こり得るリスクがあることも踏まえ、内部統制を抜本的に強化し、二度とこのような事件が起こらないような体制の整備と信頼の回復を図るものとする。具体的には、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 当面の取組（既に実施中の取組を含む。）として、i) 全職員、退職予定者及び既退職者を対象とした談合防止に係る説明会の開催等による法令遵守の徹底、ii) 一般競争入札方式の拡大等による競争性・透明性の強化、iii) ペナルティの強化（指名停止期間の延長）等を図る。
- ② 内部統制体制の整備を図るため、
 - i) 法人の基本理念としての倫理行動指針を策定し、コンプライアンスの徹底を内外に表明、
 - ii) 現在置かれている外部有識者からなる倫理懇談会を倫理委員会（理事長へ意見を述べることができ、理事長はその意見について尊重する義務を負う。）に格上げし、内部統制の取組状況に関する審議及び倫理に反する事案について審議、
 - iii) 本社、支社・局、事務所において、コンプライアンス推進責任者を選任するとと

- もに、法務担当部門の強化、
- iv) 水資源機構職員のみならず第三者からの通報を可能とするコンプライアンス専門窓口の設置、
 - v) 倫理行動指針の周知状況について、倫理委員会の審議、監事の監査を経て、毎年、主務省の独立行政法人評価委員会に報告、
 - vi) 各業務に係るリスクの洗出しや類型化を実施し、それを踏まえ規程を整備するとともに、リスク管理委員会（仮称）を設置するなどのリスク管理体制の整備、
 - vii) 監事が内部統制の取組状況について監査するとともに、監事が必要と認める場合の弁護士、公認会計士との連携、監事の求めに応じた補助使用人の設置などにより監事の機能強化
- 等を行う。

第2 事務及び事業の見直し

1 建設事業の見直し

建設事業については、計画変更を繰り返し、当初の計画から工期が20年以上延長している事業や事業費が著しく増大している事業が見られることから、事業を計画的かつ効率的に推進する観点から、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 現在計画策定中あるいは本体工事に着工していないダム等の建設については、次期再評価時において、水需要の動向を踏まえた必要性、費用対効果、事業進捗^{ちよく}の見込み等について、これまでの諸要素を所与のものとして、予断を持つことなく厳格な評価を実施し、その結果を踏まえ、事業の実施が必要と認められるもののみ継続する。
- ② 現在建設中の事業については、計画的な実施、コスト増の抑制、財政負担の平準化を図るため、特定事業先行調整費制度（一時的に事業費が大幅に増加する事業のうち、一定の条件を満たすものに水資源機構の自己資金を一時的に支弁し、後年度に交付・負担される財源により回収を図る制度）を活用するとともに、利水者等の関係者間との連携を強化することにより事業費及び事業の進捗^{ちよく}状況を適切に管理し、円滑な業務執行を図る。

2 管理業務の合理化・効率化

管理業務については、業務の合理化・効率化による人件費を始めとする管理コストの削減に資する観点から、監視システム(監視カメラにより、ゲート等の施設の稼動状況や河川の状況などを管理所から確認する設備)の全施設導入や、その他の自動化可能な設備の導入により、一層の機械化・電子化を推進するとともに、権利調整等の水資源機構職員にしかできない業務内容を精査し、コストの検証をした上で民間委託の範囲を拡大するものとする。

第3 要員配置等の見直し

長期的には、建設事業から、完成した施設の維持管理や改築・更新へ順次移行すると見込まれることから、上記第2の事務及び事業の見直しの状況を踏まえ、業務量に応じた組織及び要員配置となるよう、本社、支社・局、事務所ごとの要員配置計画を作成し、計画的に要員配置の見直しを行うものとする。また、当該計画と併せ出先機関の統廃合を進めること等により、その配置についても計画的に見直しを行うものとする。

第4 今後のコスト削減に向けた取組

平成20年度以降においても、ダム等の水資源開発施設の建設費及び管理費等に要する公的資金の削減、利水者負担金の軽減を図るため、引き続き、コスト削減に向けた方針等を策定し、達成目標等を明確化することにより、コスト削減に努めるとともに、コスト削減の取組・効果については、ホームページなど国民に分かりやすい形で公表するものとする。

その際、ダム等の水資源開発施設については、事業実施主体が複数あることから、建設事業・管理業務ともに事業実施主体間でのコスト比較を検討するものとする。

第5 積立金の活用等

財投への償還と利水者からの割賦負担金との条件差等により生じた積立金については、将来の金利変動等に備えるために活用するほか、事業の計画的実施、事業の計画変更等によるコスト増の抑制、利水者等の負担軽減等を図る観点から、所要額を精査した上で、特定事業先行調整費制度を始め、施設の耐震性の向上やコスト削減に資する技術力の維持向上のための調査・技術開発等に加え、施設の長寿命化等のための調査・技術開発や地球温暖化対策に資する施設整備等にも活用するものとする。また、今後、より

柔軟に金利の変動に対応するための利水者の負担金の支払方法について検討するものとする。

第6 保有資産の見直し

水資源機構が保有する資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 本社宿舎については、平成 24 年度までに高円寺等の既存宿舎用地等を処分することにより、本社近傍（さいたま市）に新宿舎を建設して集約化する。さらに、新宿舎の建設による集約化により、25 年度以降に本社から遠距離となっている宿舎の処分を検討する。
- ② 本社以外の宿舎については、平成 24 年度までに未利用宿舎及び将来未利用になる宿舎を売却等により処分する。また、低利用宿舎は、再編・整備、それに伴う処分等の可否について検討を行う。
- ③ 本社等の会議所については、原則として売却等の処分を行う。

第7 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第6に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）等に基づく平成 18 年度からの 5 年間で 5% 以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を 23 年度まで継続するものとする。

また、水資源機構の給与水準（平成 18 年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で 118.8 となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準に

ついて、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 定期的な全国規模の転勤に伴い単身赴任者の比率が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 水資源機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

独立行政法人空港周辺整備機構の見直し（案）

平成19年12月21日

国土交通省

独立行政法人空港周辺整備機構（以下「空港周辺整備機構」という。）の見直しについては、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 再開発整備事業の見直し

再開発整備事業については、第1種区域（航空機の騒音により生ずる障害が著しいと認めて国土交通大臣が指定する特定飛行場の周辺の区域）において事業を実施しているが、同区域のうち第2種区域（第1種区域のうち航空機の騒音により生ずる障害が特に著しいと認めて国土交通大臣が指定する区域）を除く部分において実施している事業については、一定の経過措置期間終了後、廃止するものとする。

また、今後の再開発整備事業は、第2種区域に限定して実施することとし、あわせて、事業を効率的に実施する観点から、更なる民間事業者の活用等による実施を検討するものとする。

2 代替地造成事業の廃止

代替地造成事業については、空港周辺整備機構があらかじめ代替地を造成・保有する方法から、代替地提供の要請を受け代替地を用意する方法に移行し、円滑に移転補償が行われている状況にかんがみ、周辺地方公共団体等関係者に対する一定の周知期間を置いた上で、平成21年度に廃止するものとする。

なお、現在行っている移転補償申請者に対する移転先の不動産情報の提供等については、移転補償事業の一環として対応するものとする。

3 民家防音事業の見直し

民家防音事業については、工事積算方法の簡略化等により事務手続の迅速化・効率化を図るものとする。また、当該事業における空調機工事単価及び空港周辺整備機構が委託している空調機の機能低下に係る調査等の業務委託費について、割高ではないかとの指摘も見られたことから、空調機工事単価及び調査項目を見直すとともに、当該工事及び業務委託に係る業務発注を競争入札とすることにより事業費の縮減を図るものとする。

なお、空調機の交換を行う「機能回復工事」（防音工事实施後10年以上経過し、かつ、所要の機能が失われていると認められる空調機の交換工事）及び「再更新工事」（機能回復工事实施後10年以上経過し、かつ、所要の機能が失われていると認められる空調機の交換工事）の次の段階における対応を含む事業の在り方については、平成20年度中に行うこととされている空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、抜本的に見直すこととする。

4 緑地造成事業及び移転補償事業の見直し

緑地造成事業及び移転補償事業については、平成20年度に予定している大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮減する方向で検討するものとする。

第2 組織面の見直し

平成20年度において、事業量を踏まえた組織・定員となるよう以下の措置を講ずるものとする。

① 部の廃止、統合

大阪事業本部において事業第二部を廃止し、事業第一部と統合し、事業部とする。

② 課の廃止

大阪事業本部において移転補償課を廃止する。

③ 定員削減

部長1名、職員2名、合計3名の定員の削減を図る。

また、平成20年度中に空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しを行うこととしており、このような抜本的な見直しと将来の事業量の推移を踏まえ、関係地方公共団体とも協議を行いつつ、独立行政法人以外での形態を含めた組織の在り方について検討を行い、22年度までに結論を得るものとする。

第3 その他の業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。

また、空港周辺整備機構の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で112.6となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 高率の異動保障を受けている職員の比率が国家公務員に比して高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随

意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 空港周辺整備機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
 - ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。
- また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

独立行政法人海上災害防止センターの見直し（案）

平成19年12月21日

国土交通省

独立行政法人海上災害防止センター（以下、「海上災害防止センター」という。）の見直しについては、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国民負担の軽減を図る観点から、以下の見直しを行うものとする。

第1 法人形態の見直し

海上災害防止センターの業務については、事故船舶所有者等が防除措置を講じない場合等においても迅速かつ効果的な防除措置を講ずる観点から、以下の3点の枠組みを維持した上で、独立行政法人の業務としては廃止し、法令に基づき特定の業務を行うものとして国により指定された公益法人の業務として実施する方向で検討し、次期中期目標期間中に、必要な措置を講ずるものとする。

- ① 緊急時における海上保安庁長官の指示等に基づく確実な排出油等の防除措置の実施
- ② 上記①に要した費用のうち、事故船舶所有者等から徴収できない分についての国費による補填^{てん}
- ③ 防災基金への国の関与

第2 その他の業務全般に関する見直し

上記第1に加え、独立行政法人として業務を実施する間、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する

る法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。

また、海上災害防止センターの給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で117.1となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 国家公務員に比べ地域手当受給者の割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 海上災害防止センターが策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

独立行政法人都市再生機構の見直し（案）

平成19年12月21日

国土交通省

独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）の見直しについては、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自立性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の見直しを行うものとする。

第1 都市再生事業の見直し

都市再生機構が都市再生事業を実施する手法としては、①都市再生機構が施行者として自ら事業を実施する手法（以下「機構施行」という。）、②他の実施主体（組合等）が実施する事業に参加組合員（注1）として参加する手法、③コーディネーターとして組合等の事業を支援する手法があるが、都市再生事業の事業費は事業実施主体が保留地（注2）、保留床（注3）を売却すること等により賄っており、機構施行の場合で売却先が確保できない場合及び参加組合員として参加する場合においては、都市再生機構が保留地、保留床を取得し、そこに、i）賃貸住宅を整備した上で事業経費や取得費用を賃貸住宅を管理・運用する形で長期間かけて回収したり、ii）保留地を賃貸して借地料収入で長期間かけて回収することとなり、その意味でこれらはリスクの高い事業手法となっている。

また、機構施行のものの中には、必ずしも都市再生機構が直接施行せずとも事業実施が可能ではないかとの議論があるものもみられるほか、この場合に供給される賃貸住宅は、家賃等の面で必ずしも機構本来の賃貸住宅事業の政策目的に合致しないきらいがある。

一方、都市再生機構が独立行政法人化される際、民間の能力の活用等の観点から、できる限り、上記③のコーディネートにより事業を支援する手法を活用する方向に政策転換が行われている。

このような中で、都市再生機構が都市再生事業を実施する際、特に上記①、②の手法を選択する際の基準が明確となっておらず、また、その際の事業の採算性（当該保留床

や保留地の売却、当該賃貸住宅の運用・管理等による事業コストの回収の可能性)、必要性(事業実施の必要性のみならず、当該地区に機構が賃貸住宅を整備することについての賃貸住宅政策上の必要性等)についての情報が明らかにされていないことから、事業手法選択の妥当性、リスク管理の妥当性等についての検証が困難な状況となっている場合がみられる。

このようなことから、都市再生機構が行う都市再生事業は、現在計画中のものを除き、防災性の向上や環境の改善、地方の都市再生など公の政策目的に資するものに限定するものとする。

また、都市再生事業のうち市街地再開発事業の施行等に伴う機構賃貸住宅の新規供給については、原則として行わないものとする。

さらに、以下の措置を講ずることにより、効率的・効果的な事業の実施に資するため、説明責任の徹底等を図るものとする。

① 都市再生事業の機構施行としての事業実施や参加組合員としての事業参加について、当該手法で事業を実施する必要性、事業の採算性等を判断するための基準(市街地再開発事業の施行等に伴い、上記の原則の例外として機構賃貸住宅の新規供給を行うこととする場合の基準を含む。)を平成19年度内に策定し、公表する。

② 都市再生事業において、機構施行としての事業実施又は参加組合員としての事業参加の決定に当たり、当該基準への適合について検証した上で直近に開催される外部有識者からなる事業評価監視委員会に報告し、同委員会において検証結果の評価を行う。

加えて、都市再生機構は、評価結果を公表することにより説明責任を果たすとともに、その結果を踏まえ必要な事業計画の見直し等を行う。

(注1) 参加組合員とは、保留地(注2参照)、保留床(注3参照)を取得することを目的として事業に参加する者のことをいう。

(注2) 保留地とは、土地区画整理事業地区内の地権者から減歩により提供され新たに生み出された土地をいう。

(注3) 保留床は、市街地再開発事業によって建設される再開発ビルの床のうち、権利変換により権利者に与えられる床(権利床)以外の床をいう。

第2 賃貸住宅事業の見直し等

1 住宅セーフティネット法の趣旨を踏まえた賃貸住宅事業の実施等

都市再生機構が管理・運用する賃貸住宅は、市場に任せている民間事業者では供給されにくい子育て世帯や高齢者世帯向け等の良質な賃貸住宅の供給を主な目的とし

て整備されており、最近の居住世帯別の割合は、収入分位（注4）が20%以下の低所得者層が約5割、年齢構成で見ると高齢者世帯が約3割を占める現状となっている。

また、平成19年7月に施行された住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。いわゆる「住宅セーフティネット法」）においては、国及び地方公共団体は住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者）にとって適切な賃貸住宅の供給促進の措置を講ずるよう努めることとされている。

このようなことから、今後は、同法の趣旨も踏まえ、都市再生機構は、住宅確保要配慮者にとって適切な賃貸住宅の供給に重点化するものとする。

（注4）収入分位とは、全国貯蓄動向調査（総務省）の結果に基づき、全世帯を収入順に並べ、各世帯が下から何%に位置しているか示した数値のことである。

2 賃貸住宅の削減目標の明確化

賃貸住宅の現状をみると、空家率の高い住宅、近隣の住宅に集約化が可能な住宅、老朽化が進んでいる住宅など現状のまま運用・管理することが必ずしも適当とは考えられないものも存在している。

また、我が国の人口が減少傾向にあることに加え、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）において、77万戸の賃貸住宅の規模が過大であるうえ、その質においてもセーフティネットとしての役割を果たしていく上で問題のあるものも多いことから、規模の適正化に向けた今後の削減計画を明確にすることとされていることを踏まえ、住宅確保要配慮者に向けた住宅供給に重点化を図りつつ、居住者の居住の安定に配慮した上で、賃貸住宅の削減目標や団地ごとに建替え、リニューアル、規模縮小等の方向性を明確にした再編計画を平成19年内に策定するものとする。

第3 経過措置業務の完了時期の早期化

1 ニュータウン事業の完了時期の早期化

ニュータウン事業については、事業が長期化することに伴う事業コストを縮減する観点から、用途を定めて売却していた土地を用途変更が可能な土地として売却するなどの措置を講ずることによりニュータウン用地の供給・処分の促進を図り、また、地価の動向等も勘案しつつ、これまでの計画を前倒しして供給・処分を完了するよう努

めるものとする。

2 特定公園施設業務の完了時期の早期化

特定公園施設については、営業契約を行っているテナントとの契約期間の短縮や営業契約の解消等、関係機関との調整を図りつつ、順次処分を進め、これまでの計画を前倒しして業務を完了するよう努めるものとする。

第4 関連会社等に係る見直し

1 効率的な業務委託方式の導入

都市再生機構から特定関連会社、関連会社及び関連公益法人（以下「関連会社等」という。）に随意契約により委託している業務については、サービス等の質を低下させないことを前提に、原則、すべて競争性のある契約方式へ移行等を図るものとする。

また、UR営業センターにおけるすべての業務及び現地案内所における現地案内業務について、民間競争入札を導入するものとする。

2 関連会社等への委託業務に係る透明性の確保等

都市再生機構の関連会社等の中には、下表のとおり、総売上高に占める都市再生機構に係る売上高の割合（対機構売上高割合）や同機構との随意契約の割合が高くなっており、また、剰余金等が生じていることに加え、関連会社等の役員のうち、都市再生機構OBが常勤役員となっている割合（再就職割合）が高くなっているものがみられる。

表 主な関連会社等の都市再生機構に係る売上高の割合等

関連会社等名	対機構売上高割合	随意契約割合	剰余金等	再就職割合
日本総合住生活(株)	69.0%	100%	251億円	56.3%
(株)URリンケージ	92.4%	100%	71億円	75.0%
(株)URサポート	95.1%	100%	34億円	72.7%

(注) 数値は、平成18年度実績である。

このような状況を踏まえ、関連会社等を含め都市再生機構全体としての透明性を確保した上で効率的な業務運営を行う観点から、以下の措置を講ずるものとする。

① 都市再生機構においては、平成18年度末現在において4,955億円の繰越欠損金を抱えているにもかかわらず、上表のとおり、関連会社等の中には、剰余金等が生じているものがあることから、関連会社等と随意契約とする必要性、契約額の適正性等について改めて検証した上で、関連会社等を含めた都市再生機構全体の事業実施の在り方を抜本的に見直すとともに、契約に係る情報を公表することにより透明性を確保する。

また、経営が安定し、出資目的を達成した関連会社等については、経営の合理化を進める観点からの統廃合を推進するとともに出資者である地方公共団体等の理解を得つつ株式の売却に努める。

② 財団法人住宅管理協会は、都市再生機構の代行機関として設立された経緯から企画・判断を伴う賃貸住宅管理業務を随意契約により受託し、都市再生機構と一体となって業務を行っているが、財団法人であるため連結決算の対象外となっていること等もあり、同機構との委託・受託関係等が不透明となっているとの指摘があることから、同協会の組織形態を見直し、連結決算を行うなど都市再生機構との関係等について必要な情報を公表し、透明性を確保する。

第5 保有資産の見直し

都市再生機構が保有する資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 事務所再編計画を策定し、不要となった事務所は処分を行う。その際、本社及び新宿アイランドタワーについては、リースバックでの対応も検討する。
- ② 研修センターについて、現在地に立地することが必要不可欠かどうかを十分吟味するとともに、売却等の可能性について、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性を考慮の上で、具体的なスケジュールを示して検討する。
- ③ 証券化対象割賦債権の対象拡大の可能性について、早急に検討を進める。
- ④ 分室については、平成19年度末までに売却する。ただし、再開発予定地区にある分室については、当該地区の事業進捗^{ちよく}により存廃を決定する。
- ⑤ 保養所については、平成20年度末までに一括して処分する。

- ⑥ 宿舎については、平成 20 年度末までに、平成 21 年度以降 5 年間の宿舎再編計画を策定し、不要宿舎は廃止・処分する。
- ⑦ 倉庫については、平成 20 年度以降に倉庫再編計画を策定し、不要倉庫は処分する。
- ⑧ 賃貸事業用事務所等施設については、従前権利者との関係等売却の前提条件を整理した物件から随時売却を進める。
- ⑨ 居住環境整備賃貸敷地（民間供給支援型を除く。）については、借地人から買受けの申出があり、敷地利用上の制限がなく、地方公共団体等との必要な調整が整ったものは売却を実施する。
- ⑩ 分譲住宅団地内賃貸施設については、賃借人の意向等を踏まえつつ、売却等の処分を推進する。
- ⑪ 平成 19 年度にニュータウン等事業の一部の事業用定期借地について、環境が整い次第、証券化を進める。
- ⑫ ニュータウン地区内の利便施設について、賃借人である施設運営会社との協議が整い次第、売却する。

第 6 その他業務全般に関する見直し

上記第 1 から第 5 に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）等に基づく平成 18 年度からの 5 年間で 5% 以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を 23 年度まで継続するものとする。

また、都市再生機構の給与水準（平成 18 年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で 120.7 となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準

について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 高学歴の者の割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 都市再生機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

4 都市再生機構の政策目的に沿って業務の見直しを行った上で、これらの業務に即した組織形態を検討し、3年後に結論を得るものとする。

「独立行政法人環境再生保全機構の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成19年12月11日

環 境 省

勧告の方向性を踏まえて、独立行政法人環境再生保全機構（以下「環境再生保全機構」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うこととする。

第1 事務及び事業の見直し

1 公害健康被害補償業務の効率的実施

公害健康被害補償業務については、業務内容及び業務量が固定しており、事務の一部は商工会議所に委託して実施している。

このような状況を踏まえ、業務の効率性を高める観点から、次期中期目標期間からは、汚染負荷量賦課金の納付^{しょうりょう}憑、申告書の審査処理事務の一部等についても民間委託等を行うこととする。

その際、現在、商工会議所へ委託している事務と合わせて、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札を活用するとともに、人員及び経費について、具体的な削減目標を立てた上で、目標達成に向けた取組を行うこととする。

2 公害健康被害予防事業の見直し

公害健康被害予防事業の実施効果が、十分に把握されていない状況を踏まえ、事業の実効性を確保する観点から、次期中期目標期間からは、事業実施効果の定量的な指標による測定及び把握に努めることとする。その上で、客観的データに基づいた事業の評価・分析を行い、その結果を踏まえた事業内容に改善することとする。

平成22年度までの予定で「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査（そら

プロジェクト)」が実施されていることを踏まえ、事業の本来の目的に照らした適切な事業実施方法を検討し、23年度以降速やかに見直すこととする。

3 地球環境基金業務の見直し

地球環境基金業務については、民間団体に対する支援の目的を明確にして実施し、運営費交付金に依存しない業務運営を目指すという観点から、現行中期目標期間終了時までには、以下の措置を講ずることとする。

- ① 助成事業については、助成対象事業を地球温暖化防止、3R（リデュース、リユース、リサイクル）、生物多様性の保全等の環境政策上のニーズの高い課題に重点化することとする。また、民間団体の育成、強化及び裾野の拡大に寄与するため、助成先の固定化防止の観点から、採択基準を見直す。
- ② 振興事業については、モデル事業の廃止、研修講座の一部廃止、情報提供事業及び研修業務における競争入札等の拡大により、経費の縮減を図る。
- ③ 本来は基金の運用益で実施すべき業務であることを踏まえ、積極的に募金獲得活動等を行うことによる自己収入の増大、地球環境基金の増額に努めるなど、運営費交付金に依存することのない業務運営に向けた取組について検討し、次期中期目標等において具体的な目標を設定した上で、必要な措置を講ずる。

4 最終処分場維持管理積立金管理業務に係る積立金の運用方法の改善

最終処分場維持管理積立金については、現在、大部分を利息の付かない方法により運用しているため、今後は、資金の性質、積立て及び取戻しの状況に応じた最善の運用方法により運用することとする。

5 債権管理回収業務の見直し

債権管理回収業務については、現行中期目標期間終了時までには、当初の最終約定期限を超えた債権のうち、「環境事業団・独立行政法人における債権・債務処理方針」（平成14年12月24日環境省・環境事業団）の基本方針に定められた集中処理期間の最終年度である平成25年度までに完済の見込めない債権の回収方法を検討し、サービサーの活用等、適切な措置を講ずることにより、回収率の向上及び回収額の増大を目指すこととする。

第2 組織面の見直し

1 大阪支部の廃止

公害健康被害補償業務及び石綿健康被害救済業務の事務の一部を行っている大阪支部の事務については、業務運営の効率化を図る観点から、本部において実施することとし、大阪支部は、次期中期目標期間中に廃止することとする。

2 石綿健康被害救済業務に係る組織体制の見直し

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）に規定されている政府の見直しに併せ、環境再生保全機構においては、石綿健康被害救済部を中心に組織全体を見直すこととする。その際、石綿健康被害救済業務に必要な人員について、既存業務の合理化により確保するなどにより、組織の肥大化防止に十分配慮することとする。

3 中期目標等における組織体制及び人員の合理化目標の明確化

業務をより効率的かつ合理的に実施する観点から、事務及び事業の見直しを踏まえた組織体制並びに人員の合理化に向けた計画を次期中期目標等において具体的に記載し、その計画を着実に実行することとする。

第3 保有資産の見直し

戸塚宿舎については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、次期中期目標期間中に売却することとする。

第4 中期目標等における法人の任務・役割の明確化

特殊法人公害健康被害補償予防協会及び特殊法人環境事業団時代も含め、過去 10 年間に新規に 3 業務が追加されるなど環境再生保全機構の業務は多岐にわたっており、法人の任務・役割が分かりにくくなっている。このような状況を踏まえ、新規事業の安易な追加による組織の肥大化を防止し、国民に対して説明責任を果たす観点から、次期中期目標等においては、国の政策目標における環境再生保全機構の任務や各事業の位置付けを体系的に整理し、分かりやすく記載した上で、具体的な目標を設定することとする。

第5 その他業務全般に関する見直し

上記第1から第4に加え、業務全般について、以下の取組を行うこととする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定することとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続することとする。

また、環境再生保全機構の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で119.3となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、職員の在勤地域、学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないかなど勧告の方向性の指摘事項について検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表することとする。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進することとする。

- ① 環境再生保全機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請することとする。